

平成 21 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 22 年 6 月



# 「平成 21 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告。（今年で 8 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄一

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 平成 21 年度における政策評価の取組（トピック）

### 1 政策評価の機能強化の取組

- 行政評価機能の抜本的強化ビジョンの策定（平成 22 年 1 月）  
政策評価についての見直しの方向性として、情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化を提示。
- 行政評価等プログラムの策定（平成 22 年 4 月）  
上記ビジョンを受け、政策評価推進機能の強化方策を以下の方向で具体化。
  - ・ 政策評価に関する情報の公表
  - ・ 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進
  - ・ 事前評価の拡充（租税特別措置に係る政策評価等）
  - ・ 予算編成に資する政策評価の推進
  - ・ 政策評価の推進における現地調査機能の活用
  - ・ 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

### 2 重要政策の評価

- 「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の評価を推進  
関係行政機関が行った政策評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議、答申を経て、平成 21 年 12 月 16 日、総務大臣から関係大臣に対して課題を通知。

テーマ	課題
1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険 （関係行政機関：国土交通省、財務省）	評価全体を通じて、今後の政策の在り方を検討していく上で必要となる基礎的データの把握が不十分
2 医師確保対策 （関係行政機関：厚生労働省、文部科学省）	

### 3 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

- 未着手・未了の公共事業等を対象に再評価を実施  
⇒ 4 省で計 14 事業を休止又は中止 [厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]
- 上記 14 事業に係る総事業費は、約 2,594 億円  
※ 14 事業の休止又は中止に係る残事業費は約 1,667 億円  
（参考）平成 14 年度から 21 年度までの 8 年間で 241 事業、約 4.1 兆円の公共事業等を休止又は中止（総事業費ベース）。

### 4 各行政機関における新たな取組

- 公共事業評価の実施・公表の早期化 [国土交通省]  
事業の進め方の透明性をより一層向上させる観点から、直轄事業等の新規採択時評価等の実施、公表時期を「年度末」から「1 月末まで」を目途に早期化。

# 平成 21 年度における政府全体の状況

## 5 各行政機関における政策評価の実施状況、政策への反映状況

- 平成 21 年度の政策評価実施件数は、2,645 件
- 事前評価は 918 件、事後評価は 1,727 件
- 一般政策を対象とした事後評価の結果について、すべて政策に反映。うち政策の改善・見直し等を実施した割合は、41.9% (163 件/389 件)

(注) 本報告において、「一般政策」とは、政策評価法において事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の 4 分野の政策を除く政策をいう。

## 6 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

### (1) 統一性・総合性確保評価

実施状況	関係行政機関における政策への反映状況
平成 21 年 5 月、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、勧告・公表（関係行政機関：内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）	被害者の就業の促進や住宅の確保等の取組を充実するよう、国・地方の関係機関に指示又は要請を行った。
平成 21 年 6 月、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、勧告・公表（関係行政機関：総務省、経済産業省、国土交通省、環境省）	電気自動車購入に係る補助事業の充実、燃料電池自動車に係る水素供給インフラの本格的実用化を見据えた研究開発・実証事業の充実等を行った。

### (2) 客観性担保評価活動

#### ○ 政策評価のやり方の点検

実施状況	成果
各行政機関が実施した政策評価について、評価として備えるべき水準に達しているか否かを点検し、次のような今後の課題を提起 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績評価方式による評価：数値化等による目標の特定</li> <li>・ 規制の事前評価：費用及び便益を金銭価値化又は定量化して分析</li> </ul>	目標が数値化等により特定されている評価の割合（行政機関全体）が、平成 20 年度の 75% から 21 年度は 82% に上昇（14 年度は 34%）

#### ○ 政策評価の内容の点検

実施状況	成果
【公共事業及び一般政策】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行政機関が実施した政策評価について、評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検</li> <li>・ 疑問が生じた 8 行政機関の 35 件について、事実関係を把握・整理</li> </ul>	改善すべき点がみられたものについては、①公共事業評価の評価マニュアルの修正、②政策評価のやり直し・評価書の修正、③適切な指標の設定などを指摘

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、次の政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

平成 17 年 12 月には、法施行後 3 年の経過に伴う政策評価制度の見直しが行われ、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）が改定されるなど、政策評価の改善・充実に向けた取組の推進を図ることとされた。また、平成 19 年 10 月から、規制の新設・改廃の際、事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられ、各行政機関において評価の向上に努めている。さらに、平成 21 年度においては、行政評価機能の抜本的機能強化の一環として、政策評価の充実強化に取り組んでいる。

本報告は、法第 19 条に基づき、平成 21 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 8 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組みについて記載し、次に「Ⅱ 平成 21 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 21 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 21 年度の実施状況等〔政府全体の状

況]」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

# 目 次

<b>I 政策評価制度の概要</b>	
1 政策評価制度に関する主な経緯	1
2 政策評価制度の仕組み等	3
3 政策評価の実施時期	7
4 政策評価の方式	8
<b>II 平成 21 年度における政策評価の取組（トピック）</b>	
1 政策評価の機能強化の取組	11
2 重要政策の評価	14
3 評価結果の政策への反映	19
4 各行政機関における新たな取組	22
<b>III 政策評価等に関する計画及び平成 21 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕</b>	
1 各行政機関が行う政策評価（概要）	23
（1）政策評価に関する計画	23
（2）政策評価の実施状況	27
（3）政策への反映状況	33
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	36
（1）政策の評価に関する計画	36
（2）政策の評価の実施状況等	36
<b>IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕</b>	
内閣府	41
宮内庁	49
公正取引委員会	51
国家公安委員会・警察庁	57
金融庁	65
消費者庁	73
総務省	77
公害等調整委員会	85
法務省	89
外務省	95
財務省	105
文部科学省	113
厚生労働省	123
農林水産省	137
経済産業省	149
国土交通省	157

環境省-----	183
防衛省-----	189
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	197

\* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、①政策評価に関する計画の策定状況、②政策評価の実施状況等の概要（総括表）及び③評価対象政策の一覧の3項目で構成している。  
なお、③で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の個表参照。



(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	<a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html</a>
宮内庁	<a href="http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html">http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html</a>
公正取引委員会	<a href="http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html">http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html</a>
国家公安委員会・警察庁	<a href="http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm">http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm</a>
金融庁	<a href="http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html">http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html</a>
消費者庁	<a href="http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html">http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html</a>
総務省	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html</a>
公害等調整委員会	<a href="http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm">http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm</a>
法務省	<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01.html">http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01.html</a>
外務省	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html</a>
財務省	<a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm</a>
文部科学省	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm</a>
厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html</a>
農林水産省	<a href="http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html">http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html</a>
経済産業省	<a href="http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html</a>
国土交通省	<a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html</a>
環境省	<a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html</a>
防衛省	<a href="http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html">http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html</a>

(注) 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである（平成22年4月1日現在）。



# I 政策評価制度の概要



## 1 政策評価制度に関する主な経緯

### (1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

### (2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、①重要政策に関する評価の徹底、②政策評価と予算・決算との連携の強化、③評価の客観性の確保、④国民への説明責任の徹底を柱とした制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

### (3) 重要政策に関する評価の徹底

重要政策に関する評価を徹底する取組として、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）により、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものについて評価を推進している。これまで、平成19年度に選定された「少子化社会対策に関連する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組」（以下「少子化社会対策関連施策」という。）及び「若年者雇用対策」、20年度に選定された「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」についての評価結果や課題を取りまとめている。

### (4) 規制の事前評価の導入

重要政策に関する評価を徹底するもう一つの取組として、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日）など累次の閣議決定において、規制影響分析（RIA）の導入を推進することとされ、法の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられた。各行政機関は、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいる。

### (5) 政策評価と予算・決算との連携強化

政策評価と予算・決算との連携を強化する観点から、各行政機関において、政策体系の見直し・整備に取り組んだ。また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させている。

**(6) 政策評価の機能強化の取組**

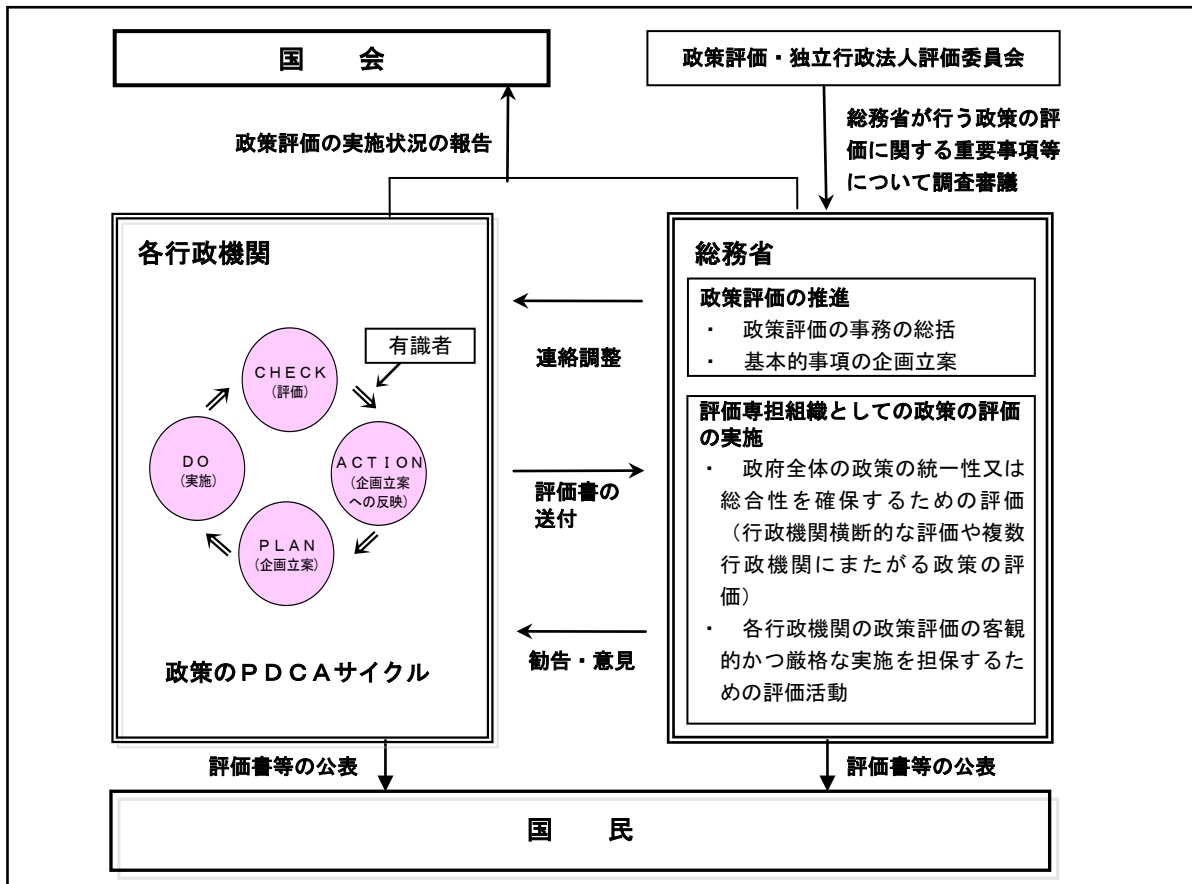
平成 21 年 11 月に総務省行政評価局が担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされ、「抜本的な機能強化」という評価結果を受けた。行政評価機能のうち政策評価推進機能については、情報公開の徹底を通じた各行政機関の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化の方向性に沿って機能強化に取り組んでいる。

## 2 政策評価制度の仕組み等

### (1) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



#### ① 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

##### i) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記Ⅲ－1－（1）－①（23 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

## ii) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、ア) 研究開発、イ) 公共事業、ウ) 政府開発援助及びエ) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－（1）－②（24 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

## iii) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－（2）－②（32 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

## iv) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－（3）（33 ページ以下）及びⅣ（41 ページ以下）参照】

## ② 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。なお、評価に当たっては、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、総務省は、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて当該計画を定めている。

【後記Ⅲ－2－（1）（36 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

## i) 統一性又は総合性を確保するための評価

ア) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、イ) 2以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合



性を確保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－①（36 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

## ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、ア) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はイ) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－②（38 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

## ③ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

## ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）が設置されている。

## (2) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

### ① 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 21 年度までの 8 年間で延べ 58,713 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間、1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において、評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は、約 4,000 件となった。

平成 20 年度は、約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再々評価（再評価実施後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度は、2,645 件と減少しているが、その主な要因は、前述した国土交通省における再々評価が前年度と比較して少なかったほか、公共事業評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していることが挙げられる。

## ② 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### i) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降、19テーマについて、政策の見直しや改善を図るために関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

なお、平成19年度の「リサイクル対策に関する政策評価」までの14テーマは意見通知を行っているが、その後、20年1月に公表した「PFI事業に関する政策評価」以降については、問題や課題が認められ、具体的な措置を講ずることを求める必要がある場合にはすべて勧告を行っているところである。

### ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動は、審査（政策評価のやり方の点検）と認定関連活動（政策評価の内容の点検）から成っている。

平成14年度及び15年度において、評価の実施形式の点検である審査に取り組んだ後、各行政機関の評価の水準の向上を踏まえ、16年度から認定関連活動に着手し、21年度までに累計195件の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、関係行政機関の長に対し改善の方向を指摘している。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価 (単位：勧告等を行ったテーマ)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
平成14	10,930	2	審査結果公表
15	11,177	4	審査結果公表
16	9,428	5	審査結果公表 認定関連活動結果公表(11件)
17	9,796	1	審査結果公表 認定関連活動結果公表(23件)
18	3,940	1	審査結果公表 認定関連活動結果公表(25件)
19	3,709	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(47件)
20	7,088	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(50件)
21	2,645	2	審査結果公表 認定関連活動結果公表(39件)
計	58,713	19	(認定関連活動結果公表(195件))

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図4（9ページ以下）参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、審査は、個別審査、総括的審査等の類型があり、その公表状況については、図4（9ページ以下）参照。

### 3 政策評価の実施時期

#### (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末ごろに翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。(注1)

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。このほか、公共事業については、年度末に補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が実施されている。(注2)

(注) 1 平成22年度予算概算要求については、「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)により、21年10月15日が要求期限とされた。

2 一部の行政機関では、公共事業の進め方の透明性をより一層向上させる観点から、直轄事業等の新規採択時評価等について、1月末までを目途に実施、公表するという取組も行われている。

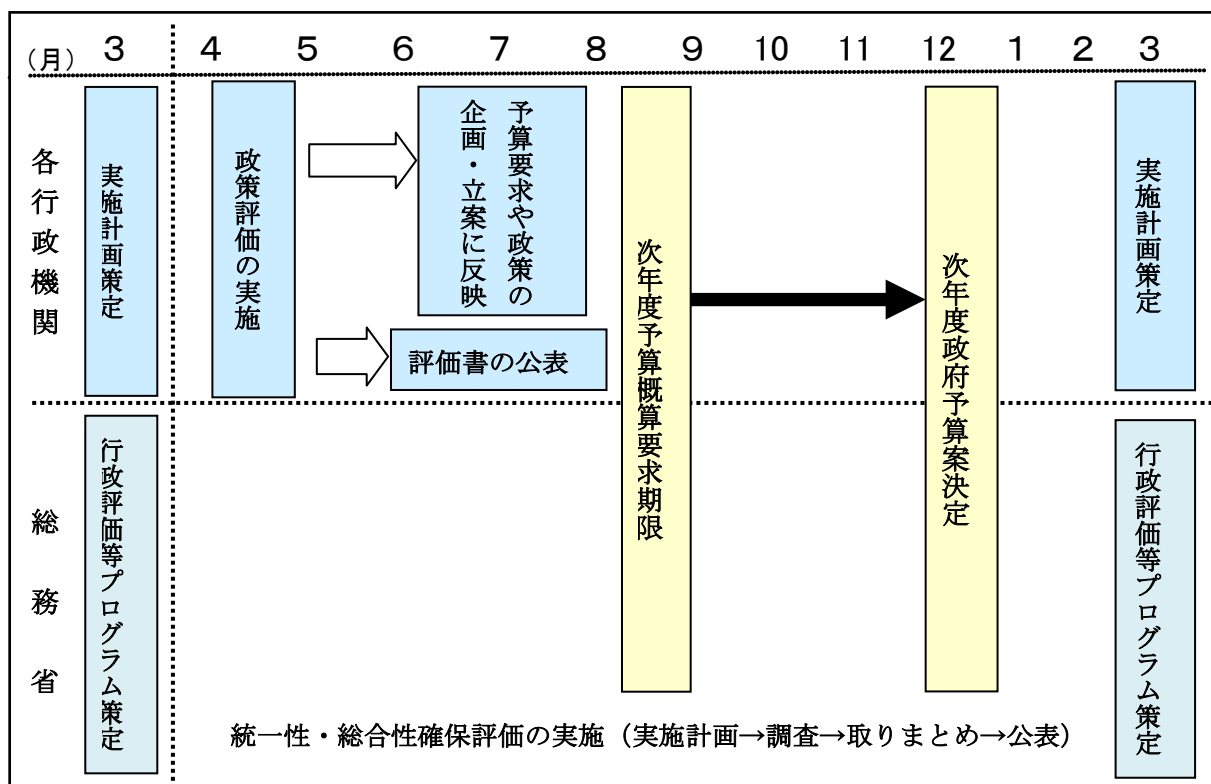
【後記Ⅲ-1-(2)-②(32ページ以下)及びⅣ(41ページ以下)参照】

#### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画を定め、これに基づき実施している。なお、当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記Ⅲ-2-(1)(36ページ以下)及びⅤ(197ページ以下)参照】

図2 政策評価の実施時期等



#### 4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、図3のような「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成21年度における政策評価の方式別の実施件数（特定4分野(注)の政策に係る事業評価方式等による評価2,003件を除く。）をみると、事業評価方式が280件、実績評価方式が297件、総合評価方式が65件となっている。

(注) 本報告において、「特定4分野」とは、法において事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の政策をいう。

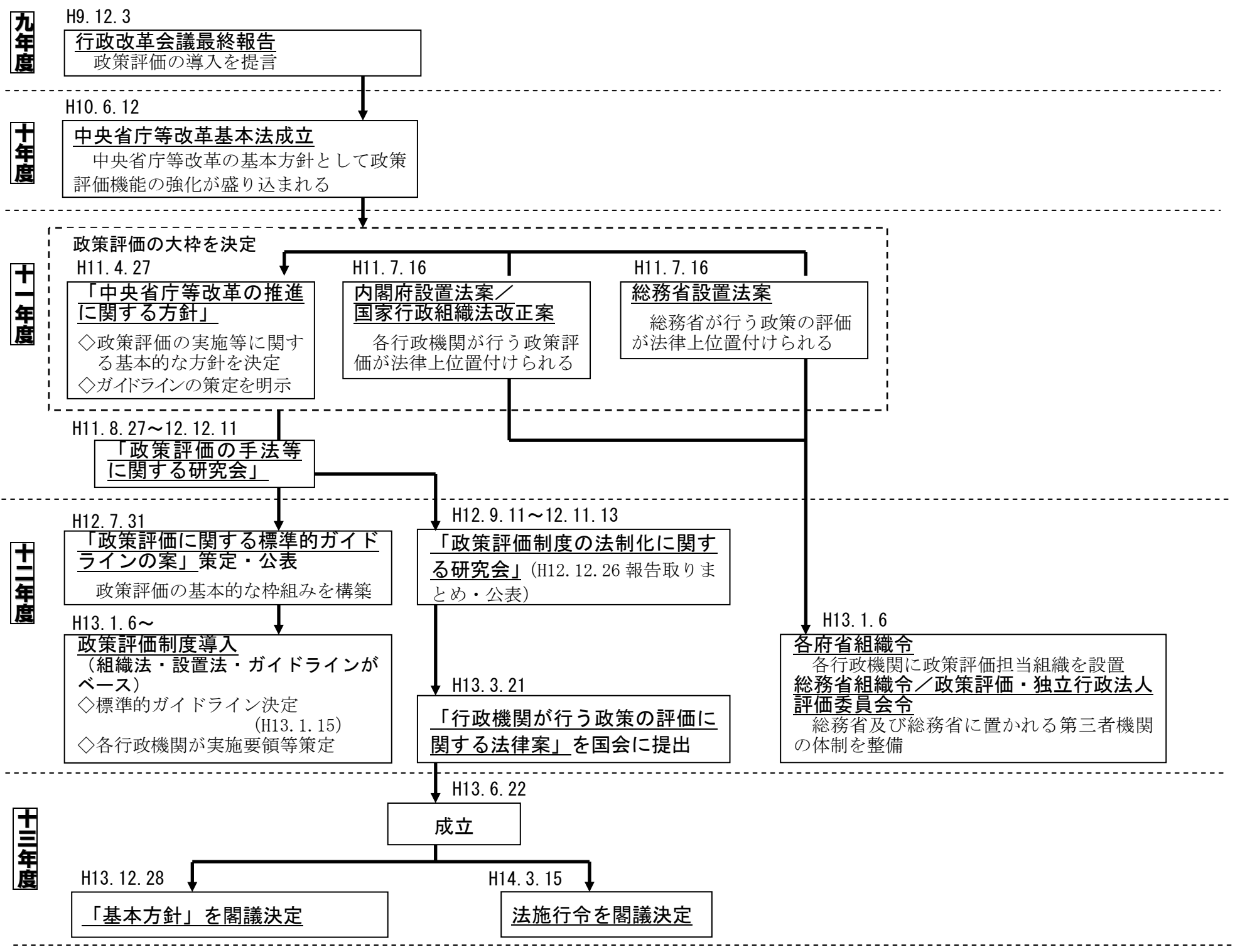
【後記Ⅲ－1－(1)－②(24ページ以下)及びⅣ(41ページ以下)参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法	実施件数 (21年度)
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定	280件(注) (事前及び 事後)
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達 成度を評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについて評価	297件
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経 過後が中心	問題点を把握 し、その原因 を分析するな ど総合的に評 価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価	65件

(注) 「実施件数(21年度)」については、特定4分野の政策に係る事業評価方式等による評価2,003件を除いている。

図4 政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4 法の施行			
十四年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価  個別テーマの勧告等
		10,930件	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動  政策評価のやり方の点検
			【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177件	【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検  政策評価の内容の点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
			【3年目】 個別審査 総括的審査 評価法施行3年目の全体像を整理  認定関連活動報告 11件 (国道等)
十六年度	H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施 (~19. 9. 30)	9,428件	経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3意見通知) 留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11意見通知)

評価法施行後 3 年経過

<p>十七年度</p>	<p>制度の展開等</p> <p>H17. 12. 16</p> <p>基本方針の改定 (閣議決定)</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9, 796 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23件 (ダム事業等)</p>
<p>十八年度</p>	<p>H19. 3. 30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p>	<p>3, 940 件</p>	<p>少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)</p>	<p>【5年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25件 (港湾、河川等)</p>
<p>十九年度</p>	<p>H19. 8. 24</p> <p>◇法施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19. 10. 1</p> <p>規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19. 11. 12</p> <p>平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>3, 709 件</p>	<p>リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)</p> <p>P F I 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 勧告)</p>	<p>【6年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47件 (公共事業・一般政策)</p>
<p>二十年度</p>	<p>H20. 11. 26</p> <p>○平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ○平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>7, 088 件</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告)</p> <p>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)</p>	<p>【7年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化</p> <p>認定関連活動報告 5件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45件 (公共事業・一般政策)</p>
<p>二十一年度</p>	<p>H21. 12. 16</p> <p>平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22. 1. 12</p> <p>行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p>	<p>2, 645 件</p>	<p>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)</p> <p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21. 6. 26 勧告)</p>	<p>【8年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35件 (公共事業・一般政策)</p>
<p>二十二年度</p>	<p>H22. 4. 13</p> <p>行政評価等プログラム策定</p>			

## Ⅱ 平成 21 年度における政策評価の取組（トピック）





## 1 政策評価の機能強化の取組

### (1) 行政評価機能の抜本的強化ビジョンの策定

平成 21 年 11 月、総務省行政評価局の担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされた。

事業仕分けの結果は、「抜本的な機能強化」であり、この結果を受け、総務省は、平成 22 年 1 月、機能強化の基本的な方向性を明らかにした「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（以下「強化ビジョン」という。）を策定、公表した。

強化ビジョンの基本的考え方は、以下のとおりである。

従来からの行政システムの転換が求められている中、行政に対する国民の信頼を回復するため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充することにより、内閣を支援する機能を強化。

また、政策評価の機能強化の主な方策として、以下の事項を上げている。

- ・ 各府省の評価情報の公開に関するガイドライン新設
- ・ 成果志向の目標設定の推進（政策達成目標明示制度との連携）
- ・ 事前評価の拡充（租税特別措置等）

### (2) 行政評価等プログラムの策定

総務省では、強化ビジョンに掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、平成 22 年 4 月、行政評価等プログラムを策定、公表した。

政策評価機能の抜本的強化方策については、当該プログラムにおける「政策評価推進機能」の中で具体的に記述されており、その主な内容は、以下のとおりである。

#### 「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月総務省）（抜粋）

##### II 政策評価推進機能

###### 1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

## 2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

## 3 事前評価の拡充

### (1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

### (2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

## 4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。
- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
  - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

## 5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

## 6 その他

(1)～(3) (略)

### (4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

## 2 重要政策の評価

総務省では、重要政策として、特定のテーマを取り上げ評価を推進した。関係行政機関が行った政策評価の結果について、政独委の調査審議・答申を経て、総務大臣が課題を通知した。

平成 21 年度においては、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の評価を推進するとともに、20 年度に実施された「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価について、総務省によるフォローアップを実施した。それぞれの概要は、以下のとおりである。

### (1) 「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の評価

平成 20 年 11 月の政独委の答申を踏まえて、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」が評価に取り組むべき重要政策とされ、21 年度に関係行政機関において評価が行われ、政独委は、その結果について審議し、政独委の認識した現状と課題を取りまとめ、21 年 12 月 16 日に総務大臣に答申した。答申では、「評価全体を通じて、今後の政策の在り方を検討していく上で必要となる基礎的データの把握が不十分であることが明らかとなった」とされた。総務大臣は、この答申を受けて、同日、関係大臣に通知を行った。

関係行政機関による評価結果及び政独委の認識した現状と課題の概要は、表 2-1 から表 2-3 のとおりである。

表 2-1 地震対策（建築物の耐震化）

#### 《政策課題を巡る現状》

建築物の耐震化は、人的被害と社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策  
→住宅総数の 25%（約 1,150 万戸）の耐震化が不十分と推計（平成 15 年）

国土交通省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
◇耐震化の効果 (阪神・淡路大震災の住宅倒壊) ・犠牲者全体の 95% ・国費支出は災害後 5 年間で 1.5 兆円	平成 27 年までの耐震化率 90%の目標達成に向け、取組を加速させる必要 ◇耐震化戦略を立てるためのターゲットが未把握 ・地域別の耐震化率と施策の対応状況 ・耐震化の進まない世帯構成、年齢層、所得層	全国均一の非効率な対策とならないよう、重点対象をつかむための基礎的データの把握が必要
◇補助、優遇税制等で促進 (平成 18 年度以降 470 億円) ・目標：年 10 万戸 →実績：年 8.7 万戸	◇無料診断でもなかなか利用されない実態 ・ローラー作戦（個別訪問と無料診断）でも 7 割が診断を申し込まない（一宮市）	リスク情報の有効性、既存施策の限界を見極めるための分析が必要
◇補助制度の充実や安価な耐震工法の開発を促進 ・耐震化の価格ニーズ： 50 万円未満 62% ・実際の耐震化コスト： 平均 211 万円	◇技術開発の普及状況は未把握 安価な耐震工法は、同一予算で、より大きな効果	安価な耐震工法の普及に関する目標設定と効果測定が必要

表 2-2 地震対策（地震保険）

《政策課題を巡る現状》

地震保険制度の目的は、地震保険の普及を図り、被災者の生活の安定に寄与→制度創設から 40 年以上経過したが、普及は全世帯の 2 割

財務省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
◇地震保険は、被災者の生活再建に一定の役割 政府の再保険により低廉な保険料で提供	◇地震保険の具体的なメリットが目に見えない 政府の再保険による値引き効果は未把握	被災者の生活安定、保険料引下げ効果を具体的に把握する必要
◇巨大地震による準備金不足には、借入れによる円滑な保険金支払いが可能	◇巨大地震では政府は巨額の資金調達 ・首都直下地震（M7.2）の場合 地震保険 3 兆円 （準備金 2.1 兆円） 被災者支援金 3 兆円 （基金 600 億円）	地震保険の普及と安定運営の両面から、バランスのとれた保険料率設定のための検証が必要 ・都道府県単位より細分化した単位で、地震危険度と加入率の対応関係を把握 ・世帯年収と加入率の関係など、掘り下げた原因分析
◇危険度の高い地域の加入率が高い傾向	◇危険地域への加入集中は保険支払の確保に懸念 ただし、都道府県単位では、加入の集中度は不明	
◇普及が進まない原因は、制度の周知啓発不足による保険料の割高感	◇原因分析が不十分 ・世帯年収が低いほど加入率は低い 年収 500 万円未満 32% 年収 2000 万円以上 52%	

表 2-3 医師確保対策

《政策課題を巡る現状》

- ・ 医師不足問題が顕在化し、政府は、平成 20 年度以降、医学部定員を増員
- ・ 医師は、政府が医学部定員により総数をコントロールする一方、自由開業のため地域間・診療科間に偏在

・ 医師数（平成 20 年）28.6 万人
・ 医学部定員（平成 21 年度）8,486 人
・ 地域別医師数（10 万人当たり）
東京都区中央部 1,173 人
宮城県黒川 70 人

厚生労働省・文部科学省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
<b>医師数の決定</b>	<b>医師不足の実態が未把握</b>	
○地域・診療科別の必要医師数は、医療機関の配置や地理的条件の地域格差が大きく、推計は困難	□地域別・診療科別の医師不足の実態がデータとしてつかめていないことが、医師不足問題を深刻化	地域別・診療科別に、医療ニーズと医師の需給について、定量的な把握が必要
○「医師配置標準」と医師不足は直接には関係ない。標準医師数を充足する医療機関は 8 割であり、他は医師確保が困難な状況 「医師配置標準」： 一般外来患者 40 人に医師 1 人 入院患者 16 人に医師 1 人	□医療機関の 8 割で医師数が充足している 一方、医師は長時間勤務の実態（平均週 61 時間労働）	昭和 23 年以來見直されていない医師配置標準について、医師の勤務実態を踏まえた検証が必要

<p><b>医師の偏在の是正</b></p>	<p>医師の総数が増えても、偏在が是正されるかどうかは不透明</p> <p>様々な施策が講じ始められている段階</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>施策の効果検証を通じた施策全体の枠組み構築と個別施策の目標設定が必要</p>
<p>○医師の偏在是正のために様々な施策を実施 今後、効果を検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務環境の改善</li> <li>・女性医師への支援</li> <li>・臨床研修制度の見直し等</li> </ul>	<p>□医師の偏在を是正する政策の全体的な枠組みが不明確</p>	<p>○医師の選択（地域、診療科、医療機関、勤務・開業）の変化に着目した効果測定</p>
<p>○医学部の地域枠（地元高校生等の入学枠）は、医師の地域定着に一定の効果</p> <p>医学部卒業生の地元定着率（全国平均）49% （地域枠）札幌医大 93% 滋賀医大 76%</p>	<p>□「地域枠」以外のほとんどの施策は、効果の推論にとどまる状況</p>	<p>○受診の適正化に関する地域の取組についてのベストプラクティスの普及や医療機関の役割分担と機能の集約化による効果の検証</p> <p>○医師のサポート体制の強化による勤務医負担軽減効果にも留意</p>
<p>良質かつ適切な医療の提供と患者の権利利益の擁護のため、医療情報の的確な提供が必要</p>		

今後は、当該答申における指摘事項が関係行政機関の評価に適切に反映されるとともに、その評価結果を踏まえ、政策に適切に反映されるよう、総務省において、適時にフォローアップを行うこととしている（平成22年3月にフォローアップ事項について、関係行政機関に通知）。

(2) 「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価に係るフォローアップ

平成20年度に関係行政機関により実施された「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価については、政独委の答申を経て、20年11月に総務大臣から課題を提示した。また、当該答申における指摘事項については、関係行政機関の評価に適切に反映されるよう、総務省において適切にフォローアップを行うこととされた。

総務省では、これらの政策に関し、平成21年度に関係行政機関が行った評価について、当該答申における指摘事項への対応状況を確認し、その結果を22年3月に取りまとめ、公表した。その主な具体例は、表3-1及び表3-2のとおりである。

表3-1 少子化社会対策関連施策

・ 待機児童の解消（厚生労働省）

事項	内容
<p>答申における指摘事項</p>	<p>厚生労働省では、顕在化している待機児童の解消から潜在需要に対応した保育サービスの提供に方針転換することとしているが、この際、実施される予定の需要推計の精確性確保が重要な課題である。需要推計の精度を高めるためには、家族類型、自己負担額（保育料）、利用条件など保育サービスの需要に影響を及ぼす要因を十分に考慮した推計方法を用いることが求められる。</p>
<p>評価書における記</p>	<p>【平成21年度厚生労働省実績評価書VI-2-3】 市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当</p>

述の概要	たって、「行動計画策定指針」の参酌標準等を踏まえ、各市町村における家族類型ごなどの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。
総務省からの照会事項	把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。
確認結果	平成22年度からの新しい5年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を策定。26年度までに、認可保育所等の受入れ児童数については、241万人、3歳未満児の保育サービス提供割合については、35%を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。

・ 預かり保育の実施（文部科学省）

事項	内容
答申における指摘事項	文部科学省の評価で取り上げられているアンケート調査結果では、預かり保育のニーズが高く、実施率も71%となっている。しかしながら、公私別の状況をみると公立幼稚園における実施率は46%であり、これについての原因分析はなされておらず、また、公立幼稚園における預かり保育の潜在的保育ニーズが高い可能性も考えられる。 このため、今後、同施策の推進に当たっては、公立幼稚園などにおける未実施の理由及び潜在的な保育ニーズに対するサービスの充足状況の把握・検証を行うことが求められる。
評価書における記述の概要	【平成21年度文部科学省実績評価書 2-10】 幼稚園における子育て支援は、地域の実情に応じて行うものであるが、多様化する保護者ニーズに対応するため、平成20年3月に「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成した。引き続き子育て支援事業を推進していくために、本事例集の周知徹底に努めるとともに、私学助成等による財政支援の充実を図ることが必要。
総務省からの照会事項	公立幼稚園などにおける預かり保育の未実施の理由を分析することが重要と考えるが、貴省の見解は如何。また、潜在的な保育サービスに対する充足状況の把握・検証を行うことに対する貴省の見解は如何。
確認結果	公立幼稚園などにおける未実施の理由としては、預かり保育のニーズが地域によって偏在していることなどが考えられる。平成22年度に実施する「幼児教育実態調査」において、未実施の理由を調査する予定である。また、潜在的な預かり保育に対するニーズについては、次世代育成支援対策推進法において、同法に基づき各市町村行動計画を策定するため、各市町村において、公立・私立を問わずニーズ調査を行い、定量的な目標値を定めることとされている。

表3-2 若年者雇用対策

・ フリーター支援（厚生労働省）

事項	内容
答申における指摘事項	年長化に伴いフリーターの常用雇用化がより困難となる中で、より多くのフリーター及び30歳代後半の不安定就労者に支援を提供していくこと、また、就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策を見極めることが課題となっている。この課題を解決していくため、①フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況を把握すること、②支援サービスを提供した若年者の属性（性別、年齢、学歴等）や支援後の定着状況等の把握が求められる。
評価書における記述の概要	【平成21年度厚生労働省実績評価書 IV-3-1】 より多くのフリーター及び30代後半の不安定就労者への支援の提供及び就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策については、平成20年度補正及び21年度予算により、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を実施するとともに、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金（新設）を活用し、安定した就職につなげることとしているところであり、これら支援策の実施状況を把握する中で可能な範囲で支援サービ

	<p>スを提供した若年者の属性や支援後の定着状況等を把握する予定である。</p> <p>また、フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況、低学歴層や女性のフリーターに対する支援の検証については、現在、既存調査の分析等を含め、把握手法や検証方法について、有識者と意見交換しつつ検討を進めているところであり、今後、可能な範囲で把握に努めることとしている。</p>
総務省からの照会事項	<p>現在までにどのような検討を行ったのか。</p>
確認結果	<p>支援サービスを提供した若年者の属性や定着状況については、可能なものについて把握を進めるとともに、サービスの充足状況や効果的な支援策の検証については、独立行政法人労働政策研修・研究機構における既存調査を活用したフリーターの分析等を踏まえ、前述したサービス対象者の属性把握も含めて分析を進めることとしている（平成22年度中目途）。</p>

なお、総務省では、今後も引き続きフォローアップを行っていくこととしている。



### 3 評価結果の政策への反映

#### (1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

##### ① 平成 21 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして平成 21 年度に行われた再評価のうち、評価の結果を踏まえ、休止又は中止することとされた事業は、表 4 のとおり、4 行政機関で計 14 事業、総事業費ベースで計 2,594.1 億円（昨年度は、22 事業、2,816.1 億円）となっている。また、14 事業の休止又は中止に係る残事業費は、1,666.6 億円である。

（注）「休止」は当面事業を凍結するもの（事業再開の余地があるもの）、また、「中止」は事業そのものをやめるものとして整理している。

表 4 平成 21 年度に行われた再評価の結果、休止又は中止とされた事業（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費	残事業費
<b>厚生労働省 2 事業（総事業費計 20.7 億円）</b>				
簡易水道等施設整備事業	東川町水道未普及地域解消事業（北海道）	休止	17.2	9
	富岡市生活基盤近代化事業（群馬県）	中止	3.5	3.2
<b>農林水産省 3 事業（総事業費計 49.4 億円）</b>				
農道整備事業	上曾我（神奈川県）	中止	8	3
農地防災事業	皿山（福岡県）	中止	0.4	0.4
水産物供給基盤整備事業	万葉（長崎県）	中止	41	4
<b>経済産業省 1 事業（総事業費計 171 億円）</b>				
工業用水道事業	西条地区工業用水道事業（愛媛県）	中止	171	4
<b>国土交通省 8 事業（総事業費計 2,353 億円）</b>				
ダム事業	上矢作ダム建設事業（岐阜県）	中止	1,000	986
	蓼科治水ダム建設事業（長野県）	中止	280	208
	郷土沢生活貯水池建設事業（長野県）	中止	110	96
	下諏訪ダム建設事業（長野県）	中止	240	222
	清川治水ダム建設事業（長野県）	中止	102	99
道路事業	一般国道 220 号 青島～日南改良（宮崎県）	中止	577	9
港湾整備事業	美々津港美々津地区小型船だまり整備事業（宮崎県）	中止	39	19
	日出港尖地区港湾緑地整備事業（大分県）	中止	5	4
合計	14 事業	—	2,594.1	1,666.6

② 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成14年度から21年度までの8年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表5のとおり、計241事業、総事業費等の累計は約4.1兆円に上っている。

表5 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

(単位：億円(上段)、事業数(下段))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	338 (8)	—	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 (4)	194 (2)	14 (1)	1,217 (3)	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 (3)	68 (1)	17 (3)	1,430 (2)	1,330 (16)	3,326 (25)
17	—	1,540 (5)	238 (13)	435 (1)	6,188 (22)	8,401 (41)
18	—	1,398 (8)	56 (3)	685 (4)	919 (13)	3,058 (28)
19	60 (1)	186 (3)	59 (4)	—	324 (5)	629 (13)
20	—	722 (3)	37 (4)	335 (3)	1,722 (12)	2,816 (22)
21	—	21 (2)	49 (3)	171 (1)	2,353 (8)	2,594 (14)
合計	1,046 (8)	4,129 (24)	808 (39)	4,273 (14)	31,129 (156)	41,385 (241)

(2) 一般政策(注1)を対象とした評価による政策の見直し等

① 評価結果の反映による予算要求の縮減等

総務省は、平成21年12月、政策評価結果の22年度予算要求等への反映状況について取りまとめ、公表した。この取りまとめでは、予算の効率化の視点を重視し、政策評価結果の反映による予算要求の縮減額を明示した。政策の取りやめや効率化により、予算要求を行わなかった又は予算の減額要求を行ったものは、78件あり、縮減額(注2)は、約998億円となっている。

(注)1 本報告において、「一般政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定4分野(研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制)を除く政策をいう。

2 平成21年度予算額と比較した場合の22年度要求における縮減額である。

② 評価結果を踏まえた政策の見直し例

一般政策について、評価結果を踏まえて、政策の取りやめを行ったものや課題解決のために必要な予算要求等を行ったものなど政策の見直しを行った例は、表6のとおりである。

表6 評価結果を踏まえた政策の見直し例

区 分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
政策の取りやめを行ったもの	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進 〔厚生労働省〕	「働き方改革プロジェクトの推進事業」に関し、実施事業主のうち、長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合がおよそ8割となり、長時間労働の是正に一定の効果を上げたところであるが、当該事業は、労働時間に着目して働き方を見直す制度としては、別途創設されている「職場意識改善助成金」と共通であるという評価結果を踏まえ、予算事業の効率化、合理化のために廃止することとした。
課題解決のために必要な予算要求等を行ったもの	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 〔国家公安委員会・警察庁〕	平成20年中の振り込め詐欺等の認知件数・被害総額がそれぞれ、前年より2,551件、約24億5,000万円増加。それぞれ前年より減少させるという目標の達成が十分とはいえず、今後とも捜査活動及び予防活動の推進が必要という評価結果を踏まえ、振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策用資機材の整備等に要する経費を要求した。
制度等の改正を行ったもの	消防防災体制の充実強化 〔総務省〕	近年発生した個室ビデオ店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっているという評価結果を踏まえ、個室ビデオ店等における火災による被害を防止するため、個室ビデオ店等に設置する自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を講じること等を内容とする基準の改正を行った。

#### 4 各行政機関における新たな取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところであるが、平成 21 年度において、以下のとおり、新たな取組を行っている例がみられる。

〔国土交通省〕

公共事業の進め方の透明性をより一層向上させる観点から、平成 21 年 12 月に国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領を改定し、国会の審議に資するため、直轄事業等については、1 月末までを目途に新規事業採択時評価及び再評価を実施し、評価結果を公表することとした。

また、直轄事業等の新規採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等や学識経験者等の第三者から構成される委員会等からの意見聴取を導入することとした。

Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 21 年度の実施状況等  
〔政府全体の状況〕



# 1 各行政機関が行う政策評価（概要）

## (1) 政策評価に関する計画

### ① 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>〔「基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の計画期間について、18行政機関のうち、3年としている機関が4機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。</li> <li>実施計画の計画期間について、17行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。</li> </ul>

表7 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況							
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
3年	内閣府			←→					
	公正取引委員会			←→					
	公害等調整委員会			←→					
	法務省			←→					
5年	宮内庁		←→						
	総務省		←→						
	外務省		←→						
	財務省		←→						
	文部科学省		←→						
	厚生労働省		←→						
	農林水産省	←→							
	経済産業省	←→							
	国土交通省			←→					
	環境省	←→							
	防衛省	←→							
その他	国家公安委員会・警察庁			←→		(計画期間) 21.1.1~24.3.31			
	金融庁			←→		(計画期間) 20.7.1~24.3.31			
	消費者庁			←→		(計画期間) 21.9.1~25.3.31			

- (注) 1 平成 21 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。  
 2  は基本計画の計画期間、 $\longleftrightarrow$  は実施計画の計画期間を表す。  
 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。  
 4 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。

## ② 政策評価の対象とする政策及び評価方式

<b>法の規定</b>
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。

<b>状況</b>
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 8 及び表 9 のとおりである。
<p>〔「事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要」のポイント〕</p> <p>事前評価については、法第 9 条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関が 18 機関のうち 14 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。</p>

表 8 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	事業評価方式（又は総合評価方式）
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</li> <li>・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul>	事業評価方式
消費者庁	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
総務省	相当程度の社会的影響等があると認められる事業等	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式
外務省	—	総合評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式



行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの</li> <li>義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）</li> <li>税制及び財政投融资（必要に応じ実施）</li> </ul>	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	—	事業評価方式
経済産業省	基本計画別紙に掲げる34施策	アウトカム目標（予想される効果）等を明示*
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资、法令等）等	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	—	事業評価方式*
防衛省	新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）等	事業評価方式

（注） 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「\*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照。

## 状 況

### 〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用している。  
事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式をすべて採用している機関が5機関となっている。また、事業評価方式のみを採用している機関が1機関、実績評価方式のみを採用している機関が4機関及び総合評価方式のみを採用している機関が1機関となっている。
- 実績評価方式を採用している機関が16機関、次いで総合評価方式10機関、事業評価方式8機関となっており、実績評価方式が最も多く採用されている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については3機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

（注）法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

第3号 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表9 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	21 政策 [1 施策含む。]	—	—	—	—
宮内庁	1 政策	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	4 施策等	4 施策等 [1 含む。]	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	—	8 基本目標、28 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成 21 年度に効果が発現する予定の事 業[全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	10 施策	—	—	—	—
総務省	9 政策	4 政策 [6 (外数) ]	—	—	—	8 政策 (総合評価方式)
公害等調整委員会	—	2 政策	—	—	—	—
法務省	—	5 施策[3 (外数) ]	5 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標 (24 施策) 46 具体的施策	政府開発援助 4 案件	政府開発援助 17 案件	—
財務省	—	6 総合目標、24 政策目標	1 テーマ	—	—	—
文部科学省	過去に事前評価を実施し平成 21 年度に達成年度が到来する事業等	13 政策目標、47 施策目標	政策評価の重要対象分野等	—	—	—
厚生労働省	25 事業 [6 含む。] 公共事業 (評価実施要領で規定)	38 施策目標	2 重点評価課題	—	公共事業 (評価実 施要領で規定)	指標のモニタリング 結果等により評価の 必要が生じた政策等
農林水産省	52 公共事業	17 政策分野[8 (外数) ]	1 課題	1 公共事業実施地 区	54 公共事業実施地 区	—
経済産業省	—	9 施策等	—	—	—	—
国土交通省	587 公共事業 (再評価) 88 公共事業 (完了後の事後評価) 1 研究開発課題 (中間評価) 27 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	15 テーマ	12 公共事業	297 公共事業	—
環境省	—	9 施策	—	—	—	[全事業]
防衛省	22 項目 (事後の事業評価)	2 項目	15 項目	—	—	—
計	8 機関	16 機関	10 機関	3 機関	4 機関	3 機関

(注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。

2 [ ]は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。

4 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

### ③ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

#### a. 政策評価の結果への政策への反映

##### 状況

#### ○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

#### b. 政策評価に関する透明性の確保

##### 状況

#### ○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

#### ○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

## (2) 政策評価の実施状況

### ① 評価実施件数

平成21年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図5及び図6、表10から表12のとおりである。

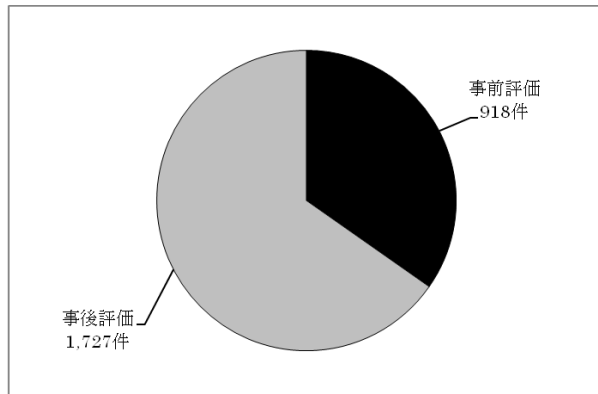
#### 〔「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,645件である（前年度7,088件）。
  - \* 前年度より大幅に減少している主な要因については、前記5ページ参照。
- 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が918件、事後評価が1,727件となっている。
- 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（811件）、次いで厚生労働省（674件）、農林水産省（494件）の順となっており、これらの3機関（1,979件）で全体の約75%を占める。
  - \* これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、これらの機関が所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表11参照）。

（図5、表10）

図5 政策評価の実施状況

① 事前・事後別評価実施件数



② 行政機関別評価実施件数

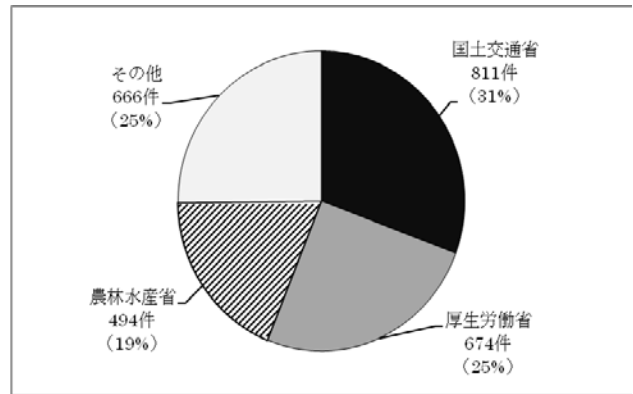


表10 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	0	20	20	0	0	20
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	8	8	0	0	8
国家公安委員会・警察庁	0	29	29	0	0	29
金融庁	26	28	28	0	0	54
消費者庁	0	0	0	0	0	0
総務省	26	21	13	0	0	47
公害等調整委員会	0	2	2	0	0	2
法務省	4	12	12	0	0	16
外務省	59	41	24	2	15	100
財務省	0	31	31	0	0	31
文部科学省	96	48	48	0	0	144
厚生労働省	128	546	63	0	28	674
農林水産省	94	400	345	1	54	494
経済産業省	75	20	20	0	0	95
国土交通省	339	472	421	3	48	811
環境省	22	10	9	0	0	32
防衛省	49	39	39	0	0	88
計	918	1,727	1,112	6	145	2,645

（注）規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

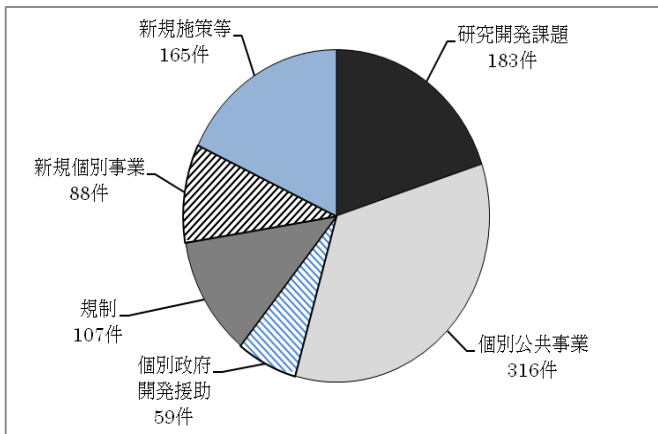
【「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント】

- 政策評価の対象政策別の実施状況を見ると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く316件、次いで研究開発課題を対象としたもの183件、新規施策等を対象としたもの165件の順となっている。なお、事前評価918件のうち、特定4分野の政策を対象としたものは665件である。
- 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く787件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの551件となっている。

（図6、表11）

図6 政策評価の実施状況（対象政策別評価実施件数）

① 事前評価



② 事後評価

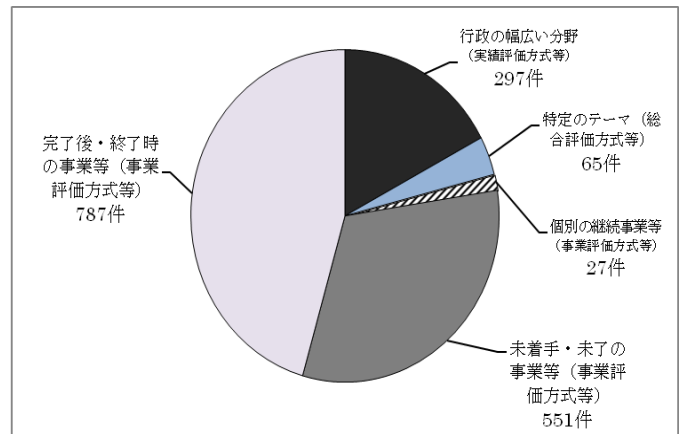


表11 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価							事後評価						合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	小計	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)	小計	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	20	20
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	8	8
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	28	1	0	0	0	29	29
金融庁	0	0	0	25	1	0	26	24	0	1	0	3	28	54
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	9	1	0	12	3	1	26	4	8	1	0	8	21	47
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
法務省	0	0	0	0	4	0	4	6	4	0	0	2	12	16
外務省	0	0	59	0	0	0	59	0	24	0	17	0	41	100
財務省	0	0	0	0	0	0	0	30	1	0	0	0	31	31
文部科学省	40	0	0	4	52	0	96	47	1	0	0	0	48	144
厚生労働省	28	84	0	11	5	0	128	38	1	24	75	408	546	674
農林水産省	5	85	0	2	2	0	94	25	1	0	155	219	400	494
経済産業省	0	0	0	7	0	68	75	9	0	0	11	0	20	95
国土交通省	73	145	0	25	0	96	339	49	5	1	293	124	472	811
環境省	0	1	0	21	0	0	22	9	0	0	0	1	10	32
防衛省	28	0	0	0	21	0	49	2	15	0	0	22	39	88
計	183	316	59	107	88	165	918	297	65	27	551	787	1,727	2,645
	665													

(注) 1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象」欄及び「規制を対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用し、政策評価を行っている。

(表 12)

表12 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	—	実績評価方式：20政策 [20]
宮内庁	—	—
公正取引委員会	—	実績評価方式：4施策等 [4] 総合評価方式：4施策等 [4]
国家公安委員会・警察庁	—	実績評価方式：28業績目標 [28] 総合評価方式：1行政課題 [1]
金融庁	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規・拡充事業 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [25]	事業評価方式：4事業 [4] 実績評価方式：24施策 [24]
消費者庁	—	—
総務省	事業評価方式：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業 [4] 事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る研究開発課題 [9] 事業評価方式：平成21年度予算を配分する個別公共事業 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [12]	事業評価方式：9政策 [9] 実績評価方式：4政策 [4] 総合評価方式：8政策 [8]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：2政策 [2]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [2] 事業評価方式：2の法務に係る調査研究 [2]	実績評価方式：6施策 [6] 総合評価方式：4施策等 [4] 事業評価方式：2の法務に係る調査研究 [2]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [59]	総合評価方式：24施策 [24]、 17政府開発援助 [17]
財務省	—	実績評価方式：6総合目標 [6]、 24政策目標 [24] 総合評価方式：1テーマ [1]
文部科学省	事業評価方式：新規・拡充事業のうち社会的影響又は予算規模の大きいもの [92] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4]	実績評価方式：47施策目標 [47] 総合評価方式：1テーマ [1]
厚生労働省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規事業 [5] 事業評価方式(公共事業)：平成21年度新規採択地区 [84] 事業評価方式(研究開発)：平成22年度予算概算要求に係る研究開発 [28] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11]	実績評価方式：38施策目標 [38] 総合評価方式：1重点課題 [1] 事業評価方式：5成果重視事業 [5] 事業評価方式：19継続事業 [19] 事業評価方式：75実施地区(再評価) [75] 事業評価方式：408研究開発課題 [408]
農林水産省	事業評価方式(公共事業)：85事業実施地区 [85] 事業評価方式(研究開発)：5研究開発課題 [5] 事業評価方式(研究制度)：2研究制度 [2] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2]	実績評価方式：17政策分野 [17] 実績評価方式：8成果重視事業 [8] 総合評価方式：1課題 [1] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価155事業実施地区、完了後の評価219事業実施地区 [374]
経済産業省	事前評価方式：平成22年度予算概算要求に係る既存の施策 [68] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [7]	事業評価方式：11公共事業 [11] 実績評価方式：9施策 [9]

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求等に係る新規施策等 [111] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [10] 個別公共事業の評価：平成22年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [145] 個別研究開発課題の評価：平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [73]	実績評価方式：46施策目標、3成果重視事業[49] 総合評価方式：5テーマ [5] 個別公共事業の評価：平成22年度予算概算要求に係る再評価時の293事業等 [293] 個別公共事業の評価：事業完了後の一定期間経過時の94事業[94] 個別研究開発課題の評価：中間評価の研究開発課題[1]、終了時評価の研究開発課題 [30]
環境省	事業評価方式：新設規制 [21] 個別公共事業 [1]	実績評価方式：9施策 [9] 事業評価方式：1成果重視事業[1]
防衛省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規事業 [21]、平成22年度予算概算要求に係る新規研究開発 [28]	事後の事業評価：事業を完了した22項目[22] 実績評価方式：2項目 [2] 総合評価方式：15項目 [15]

(注) [ ] 内は、評価実施件数である。

## ② 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている（法第10条）。

評価書の公表件数を月別にみると、図7及び表13のとおりである。

### 〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- 多くの行政機関で、政策評価結果を予算要求や政策の企画立案に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに政策評価が行われていることから、平成21年8月に公表された評価書が多くなっている（1,170件）。  
また、年末の政府予算案の決定を受けて、どの地区に当該予算を配分するかに関する公共事業に係る評価などの公表が2月ないし3月に行われている。
- なお、国土交通省では、直轄事業等について、1月末までを目途に新規事業採択時評価及び再評価を実施し、評価結果を公表するよう新たな取組を行っている。

(図7、表13)

図7 評価書の公表時期

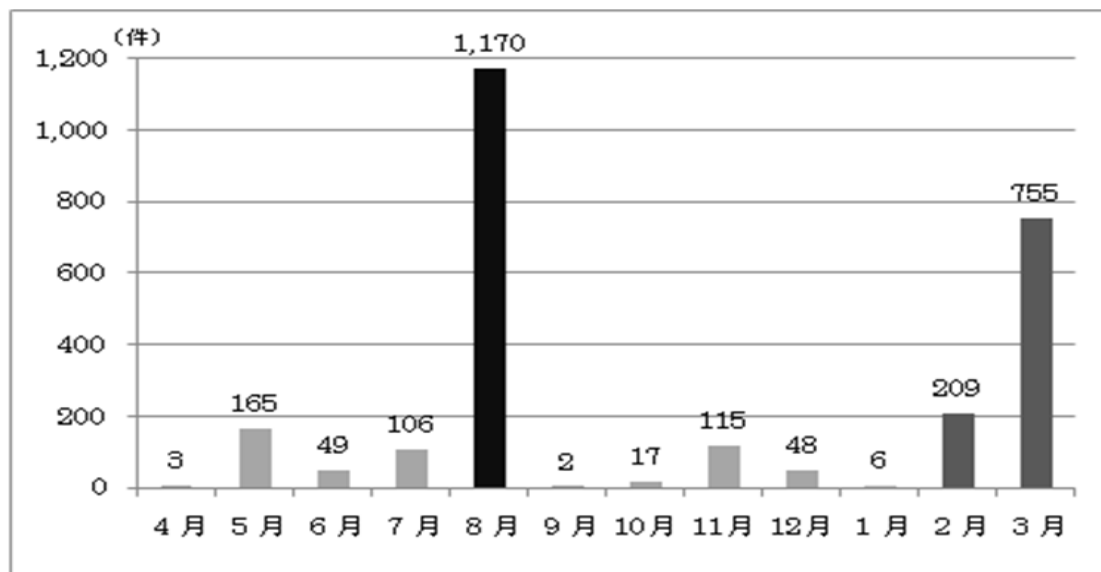




表13 評価書の公表時期

(単位:件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成21年										22年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	8	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	
国家公安委員会・警察庁	29	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	1	
金融庁	54	2	2	2	0	29	0	7	3	3	0	1	5	
消費者庁	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	47	0	1	0	23	15	1	0	1	0	2	1	3	
公害等調整委員会	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	16	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	100	0	2	12	5	44	0	5	4	6	0	4	18	
財務省	31	0	0	30	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
文部科学省	144	0	0	0	0	106	0	0	34	0	0	0	4	
厚生労働省	674	1	159	0	0	502	1	3	1	0	3	0	4	
農林水産省	494	0	0	0	25	100	0	1	3	0	0	0	365	
経済産業省	95	0	1	4	0	41	0	0	1	39	0	0	9	
国土交通省	811	0	0	1	18	257	0	0	44	0	1	200	290	
環境省	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	3	17	
防衛省	88	0	0	0	0	26	0	0	24	0	0	0	38	
計	2,645	3	165	49	106	1,170	2	17	115	48	6	209	755	

## (3) 政策への反映状況

行政機関の長は、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないとされている（法第11条）。

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表14及び表15のとおりである。

## [「政策への反映状況（事前評価）」のポイント]

- 事前評価の結果、平成22年度予算概算要求に反映したものは440件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの（評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものや、複数の選択肢から適切な政策を選択したもの）は56件となっている。

(表14)

表14 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	計
評価実施件数	183	316	59	107	88	165	918
政策評価の結果の政策への反映件数	142 (142)	311 (154)	59 (23)	107 (0)	39 (39)	82 (82)	740 (440)
うち評価対象政策の見直し等	14	—	—	—	8	34	56

（注）1 表中の（ ）内は、平成22年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成22年度に更に政策への反映を行った件数は30件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成22年度機構・定員要求に反映したものは46件（機構要求12件、定員要求46件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの及び複数の選択肢から適切な政策を選択したものである。

4 評価実施件数918件のうち、政策評価の結果の政策への反映件数に含まれない178件は、平成21年8月に公表した評価書のうち、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い評価を改めて実施したことから、評価結果が政策へ反映されなかったものである。

#### 〔「政策への反映状況（事後評価）」のポイント〕

- ・ 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているもの679件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているもの194件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているもの20件となっている。
- ・ 一般政策についてみると、評価結果は、すべて予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、41.9%（389件中163件）（昨年度38.6%）となっている。
- ・ 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの69件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの30件となっている。

（図8、表15）

図8 政策への反映状況（一般政策における反映結果別割合）

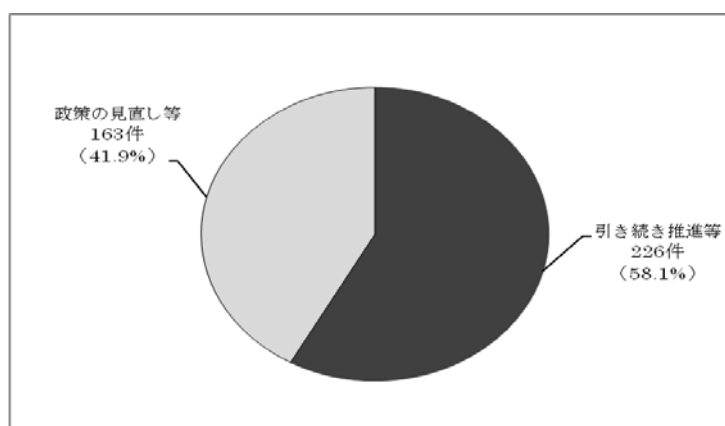


表 15 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の 政策への反映状況	現在実施さ れている政 策を対象に 評価	一般政策				未着手・未了 の事業等（個 別公共事業及 び政府開発援 助）を対象に 評価（事業評 価方式等）	完了後・終了 時の事業等 （研究開発課 題、個別公共 事業等）を対 象に評価（事 業評価方式 等）	計
		行政の幅広 い分野を対 象に定期的 に評価（実 績評価方式 等）	特定のテー マを対象に 適期に評価 （総合評価 方式等）	個別の継続 事業等を対 象に評価 （事業評価 方式等）				
評価実施件数	940	389	297	65	27	551	787	1,727
政策評価の結果 の政策への反映 件数	935 (817)	389 (323)	297 (256)	65 (41)	27 (26)	546 (494)	787	1,722
これまでの取 組を引き続き 推進	679 (585)	221 (174)	166 (143)	35 (12)	20 (19)	458 (411)	—	—
評価対象政策 の改善・見直し を実施	194 (170)	162 (143)	128 (110)	29 (28)	5 (5)	32 (27)	—	—
評価対象政 策の重点化 等	69 (69)	69 (69)	55 (55)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政 策の一部の 廃止、休止 又は中止	30 (28)	30 (28)	27 (25)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策 を廃止、休止又 は中止	20 (20)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	—	—
その他	42 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	37 (0)	—	—

- (注) 1 表中の（ ）内は、平成22年度予算概算要求等（22年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成22年度機構・定員要求に反映したものは146件（機構要求71件、定員要求136件）である。  
また、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は22件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i) 評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、(ii) 評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv) 評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
  - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

### (1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成21年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、21年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
  - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施
  - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成21年度から23年度までの3年間に実施する評価のテーマ
  - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
  - ・ ヒートアイランド対策に関する政策評価
  - ・ 食育の推進に関する政策評価
  - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
- 平成21年度に実施する評価のテーマ
  - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
  - ※ 既に実施中のもの（いずれも総合性確保評価）
    - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価
    - ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
    - ・ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成22年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、22年4月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

### (2) 政策の評価の実施状況等

#### ① 統一性又は総合性を確保するための評価

平成21年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、4テ

一マを実施した。これらのうち、2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成22年3月末現在）。また、平成19年度から21年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、6テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている。

表16 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・地方公共団体等における体制の整備が進み、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加するなど、一定の効果が発現。</li> <li>しかし、相談件数などの政策効果測定指標の的確な把握、被害者の保護及び自立支援の充実等を勧告した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車については平成17年度に1,000万台を達成し、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減等に一定の成果。</li> <li>低燃費かつ低排出ガス認定車は技術的に1台当たりのCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>・PMの削減量に限界があるなどの課題を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること等について勧告した。</li> </ul>
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの利活用に関する政策評価</li> <li>児童虐待の防止等に関する政策評価</li> </ul>	
評価の結果の政策への反映が図られた6テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車購入に係る補助事業の充実、燃料電池自動車に係る水素供給インフラの本格的実用化を見据えた研究開発・実証事業の充実等を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度に新たに市町村等の相談受付状況等を調査するほか、被害者の就業の促進や住宅の確保等の取組を充実するよう、国・地方の関係機関に指示又は要請を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（平成21年3月3日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要空海港の上陸審査場に個人識別情報の取得時間短縮のためバイオ機器操作補助員の配置、ホテル・旅館における外国人対応の改善に向けた検討会の設置等を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の推進に関する政策評価（平成20年4月22日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生協議会の組織化、運営及び全国の工夫事例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域などへ配布するなど情報提供等を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI事業に関する政策評価（平成20年1月11日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI推進委員会において、リスク分担の在り方や提案に係る負担軽減策について、広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、基本的考え方の取りまとめ等を行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル対策に関する政策評価（平成19年8月10日通知、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年2月、建設リサイクル法施行規則の一部を改正し、他の特定建設資材廃棄物に比べて取組が遅れている建設発生木材の再資源化を促進するため、分別の支障となる石膏ボード等の建設資材を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序を詳細化した。</li> </ul>

② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 21 年度においては、表 17 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について、そのやり方及び内容を点検した。

表17 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

区分	平成21年度における点検活動の実施状況
<p>審査 (政策評価のやり方の点検)</p>	<p><b>【個別審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施。</li> <li>○ 対象とした政策評価は、15 の行政機関に係る 778 件であり、平成 21 年 12 月 3 日及び 22 年 1 月 29 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【総括的審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的及び行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表。</li> <li>○ 今後の課題として、実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要であること等を提起。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【規制の事前評価の審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規制の事前評価を対象に、審査を実施。</li> <li>○ 対象とした政策評価は、11 の行政機関に係る 106 件であり、平成 22 年 3 月 31 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。</li> <li>○ 今後の課題として、客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれること等を提起。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【成果重視事業に係る政策評価の審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 21 年度に行われた成果重視事業に係る政策評価を対象に、審査を実施。</li> <li>○ 対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 43 件であり、平成 21 年 12 月 3 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。</li> <li>○ 今後の課題として、目標の達成度合いの判定方法・基準を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにしていく必要があること等を提起。</li> </ul>
<p>認定関連活動 (政策評価の内容の点検)</p>	<p><b>【公共事業及び一般政策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施。</li> <li>○ 疑問が生じた 8 の行政機関に係る 35 件 (延べ 43 件 (注)) の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表。</li> </ul> <p>&lt;疑問の種類の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの(公共事業)</li> <li>・目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの(一般政策)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、政策評価をやり直すなど、各行政機関において改善措置が執られることとなった。</li> <li>○ 今後の評価の質の向上に向けて、平成 21 年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理。</li> </ul> <p>&lt;課題の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果分析マニュアルの内容に不備がないかその他必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。(公共事業)</li> <li>・実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。(一般政策)</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【平成 19 年度重要政策の評価 (フォローアップ)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政独委では、平成 19 年度重要政策の評価である、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策に関し、関係行政機関 (内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) が行った政策評価について、課題を取りまとめ、20 年 11</li> </ul>

区分	平成21年度における点検活動の実施状況
	<p>月、総務大臣に答申を行った。これらの政策に関して関係行政機関において21年に行われた評価について、当該答申において示された課題への対応状況のフォローアップを実施し、その結果を22年3月に公表。</p>

(注) 公共事業については、一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ43件となる。





## IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕



内閣府



《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日策定） 平成 20 年 12 月 25 日改正 平成 21 年 4 月 22 日改正 平成 21 年 7 月 23 日改正 平成 22 年 3 月 8 日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 91 施策（平成 22 年 3 月 8 日改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 21 年 4 月 22 日策定） 平成 21 年 7 月 23 日改正 平成 22 年 3 月 8 日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：21 政策（成果重視事業 1 施策を含む）
	② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数				
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 [225測定指標] (成果重視事業1施策含む) 〔表1-3-ア〕  {実績評価方式：21件} 〔表1-3-イ〕	目標以上の成果を達成できた	64	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 7 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 0 定員要求に反映 2  ② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】 概算要求に反映 13 機構・定員要求に反映 3 機構要求に反映 1 定員要求に反映 3 政策の重点化等 4 政策の一部の廃止・休止・中止 2	7			
			達成できた	96		7			
			達成に向けて進展があった	38		13			
			達成に向けて一部進展があった	18		3			
			達成に向けての進展はなかった	4		4			
			わからない（現時点で未集計であるため）	3		1			
			未開始	1		2			
			評価対象事業が発生しなかった	1		2			
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし		—	—	—	—
			未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし		—	—	—	—
	《総合評価方式：2件》 〔表1-3-ウ〕	—	—	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映 《1》 ② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 概算要求に反映 《1》 機構・定員要求に反映 《1》 機構要求に反映 《0》 定員要求に反映 《1》 政策の重点化等 《1》 政策の一部の廃止・休止・中止 《1》	《1》				

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—

(注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 < > は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

3 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は測定指標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

## 表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 20 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	改善・見直し
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
4	経済財政政策の推進	改善・見直し
5	地域活性化の推進	改善・見直し
6	科学技術政策の推進	引き続き推進
7	防災政策の推進	引き続き推進
8	沖縄政策の推進	改善・見直し
9	共生社会実現のための施策の推進	改善・見直し
10	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
11	男女共同参画社会の形成の促進	改善・見直し
12	国民生活政策の推進	引き続き推進
13	食品の安全性の確保	改善・見直し
14	原子力利用の安全確保	改善・見直し
15	公益法人制度改革等の推進	改善・見直し
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	改善・見直し
18	北方領土問題の解決の促進	改善・見直し
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	改善・見直し

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 1-4-①参照。

2 No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、21 政策を対象として評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。



表 1-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	公文書等の保存及び利用の取組
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	科学技術政策の推進
7	防災政策の推進
8	沖縄政策の推進
9	共生社会実現のための施策の推進
10	栄典事務の適切な遂行
11	男女共同参画社会の形成の促進
12	国民生活政策の推進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

(注) No. 16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(3) 以下の2政策は、総合評価方式を用いて、「平成18年度内閣府本府政策評価実施計画」及び「平成19年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき評価を実施し、その結果を平成20年12月25日に「平成19年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 1-3-ウ 総合評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	沖縄振興計画(沖縄の振興への取組)	改善・見直し
2	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表1-4-②参照。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
2. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
4. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 地域力再生機構（仮称）の監督体制等の整備 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 物価関連施策の推進 (5) 再チャレンジ支援の推進 (6) 道州制特区の推進 (7) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (8) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (9) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
5. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 地方の元気再生事業の実施 (3) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定 (4) 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定 (5) 構造改革特区計画の認定 (6) 地域再生計画の認定 (7) 特定地域再生事業会社の指定 (8) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (9) 地域再生支援利子補給金の支給
6. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
7. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
8. 沖縄政策	1. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進 (2) 沖縄の離島の活性化 (3) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (4) 沖縄における産業振興 (5) 沖縄における社会資本等の整備 (6) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (7) 沖縄の戦後処理対策
9. 共生社会政策	1. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 青年国際交流の推進 (2) 青少年健全育成に関する普及・啓発 (3) 食育の総合的推進（食育推進基本計画） (4) 食育に関する普及・啓発 (5) 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱） (6) 少子化社会対策に関する普及・啓発 (7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） (8) 高齢社会対策に関する普及・啓発 (9) バリアフリー化推進に関する普及・啓発

		(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
		(11) 障害者施策に関する普及・啓発
		(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
		(13) 交通安全対策に関する普及・啓発
		(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
		(15) 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発
		(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
		(17) 自殺対策に関する普及・啓発
10. 栄典事務の遂行	1. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
11. 男女共同参画社会の形成の促進	1. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
		(2) 国際交流・国際協力の促進
		(3) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画）
		(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
		(5) 女性のチャレンジ支援
12. 国民生活政策	1. 国民生活政策の推進	(1) 国民生活に関する調査分析
		(2) 省資源・省エネルギー型生活の推進
		(3) 公益通報者保護の推進
		(4) 社会的責任の取組促進に関する施策の推進
		(5) 個人情報保護に関する施策の推進
		(6) 市民活動の促進
		(7) 消費者行政の推進（消費者基本計画を含む）
		(8) 消費者契約法の施行
		(9) 消費者の安全に係る施策の推進
13. 食品安全政策	1. 食品の安全性の確保	(1) 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ
		(2) 食品健康影響評価技術研究の推進
		(3) 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
14. 原子力安全確保政策	1. 原子力利用の安全確保	(1) 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行
15. 公益法人制度改革等	1. 公益法人制度改革等の推進	(1) 公益法人制度改革等の推進
16. 経済社会総合研究	1. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
		(2) 国民経済計算
		(3) 人材育成、能力開発
		(4) 経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）
17. 迎賓施設の運営	1. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運用
		(2) 迎賓施設の管理・運営の効率化
		(3) 一般参観の適切な実施
18. 北方領土問題の解決の促進	1. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
19. 国際平和協力業務等	1. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
20. 科学に関する重要事項の審議等	1. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 政府・社会等に対する提言等
		(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動
		(3) 科学の役割についての普及・啓発
		(4) 科学者間ネットワークの構築

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ([http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h21/taiou\\_h21.pdf](http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h21/taiou_h21.pdf))参照



宮内庁



《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	③ 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 ① 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの ② ①に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に秘書課及び主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成21年度宮内庁政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{事業評価方式：1件} [表2-3-ア]	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

## 表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度宮内庁政策評価実施計画」等に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 23 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	宮内庁の広報活動の推進



公正取引委員会



《公正取引委員会》

表3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成22年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課及び各局筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成21年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4施策等 ○ 総合評価：4施策等（成果重視事業1件を含む）
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：4件 〔表3-3-ア〕  ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-ウ〕	これまでの取組を引き続き進める	2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2 ≪1≫
					概算要求に反映	2 ≪1≫
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
					② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
		概算要求に反映	1			
		機構・定員要求に反映	1			
		機構要求に反映	1			
		定員要求に反映	1			
		政策の重点化等	1			
		その他	1	③ その他 【その他】	1	
総合評価方式：4件 (成果重視事業1件含む) 〔表3-3-イ〕  ≪総合評価方式：6件≫ 〔表3-3-エ〕	これまでの取組を引き続き進める	2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2 ≪4≫		
			概算要求に反映	2 ≪4≫		
			機構・定員要求に反映	0		
			② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1 ≪2≫		
			概算要求に反映	1 ≪2≫		
			機構・定員要求に反映	0 ≪1≫		
機構要求に反映	0					
定員要求に反映	0 ≪1≫					
政策の重点化等	0 ≪1≫					
その他	1	③ その他 【その他】	1			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 ≪ ≫は、平成16年度～19年度に評価結果が公表され、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

2 「政策評価の結果の内訳別件数」及び「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

### 表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

#### 1 事前評価

該当する政策なし

#### 2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 21 年 7 月 22 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>施策 1 迅速かつ実効性のある法運用</b>		
1	企業結合の審査（平成 20 年度）	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	改善・見直し
<b>施策 2 ルールある競争社会の推進</b>		
3	下請法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	引き続き推進
4	景品表示法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	その他

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 3-4-①参照。  
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成 21 年 7 月 22 日及び 22 年 3 月 31 日に公表。

表 3-3-イ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>施策 2 ルールある競争社会の推進</b>		
1	不公正な取引方法の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－	引き続き推進
2	消費者取引の適正化の推進－景品表示法の周知－	その他
<b>施策 3 競争環境の積極的な創造</b>		
3	国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第 7 回年次総会の主催を通じた国際協力－	改善・見直し
4	法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 3-4-②参照。  
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(3) 以下の1施策等は、「平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成16年7月28日に公表し、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-ウ 実績評価方式により平成16年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用—平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続—	引き続き推進

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表3-4-③参照。

(4) 以下の6施策等は、「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」、「平成18年度公正取引委員会政策評価実施計画」及び「平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成17年11月17日、18年7月19日、19年7月25日及び20年3月28日に公表し、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成18年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表3-3-エ 総合評価方式により平成17年度、18年度及び19年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	取引慣行等の実態把握・改善—ガソリン・家電製品の流通実態調査	改善・見直し
2	競争政策の普及啓発—改正独占禁止法の周知—	引き続き推進
3	中小企業を取り巻く取引の公正化—大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知—	改善・見直し
4	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化—共同研究の実施、公開セミナー、シンポジウムの開催	引き続き推進
5	事業活動に関する相談・指導	引き続き推進
6	規制改革分野における競争環境の整備—「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表—	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表3-4-④参照。

2 No.1は平成17年度、No.2は18年度、No.3～6は19年度に評価を実施。

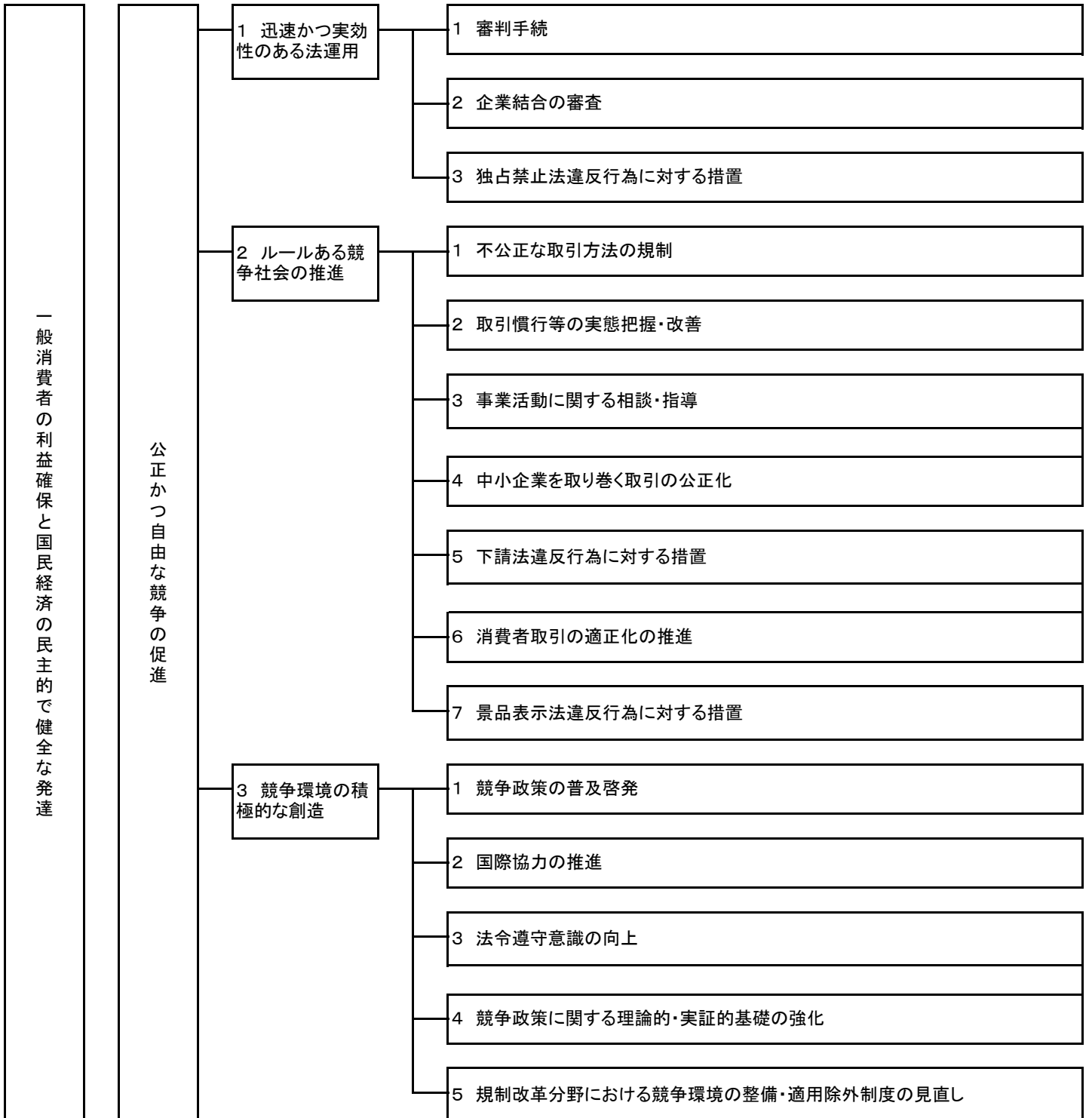
## 政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan21.pdf>)参照





国家公安委员会・警察厅



《国家公安委員会・警察庁》

表4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	③ 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：15政策
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成21年度政策評価の実施に関する計画（平成20年12月25日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： ① 平成20年を評価期間とする8の基本目標と28の業績目標について評価書を作成。 ② 平成21年1月から22年3月までの間を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価を実施（平成22年度に評価書を作成）。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価：評価書を作成する予定なし（2つの規制について平成22年度に、1の事業及び11の規制について平成23年度に評価書を作成）。</li> <li>○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成（1つの行政課題について平成23年に評価書を作成）。</li> </ul>
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、8の基本目標と30の業績目標について定めた「平成21年度実績評価計画書」（平成20年12月）を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：28件 〔表4-3-ア〕  { 8の基本目標と 30の業績目標 } 〔表4-3-イ〕	達成	9	① 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	24	
			おおむね達成	15		概算要求に反映	24
						機構・定員要求に反映	20
		達成が十分とはい い難い	4	② 評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た(することとした又はする 予定) 【改善・見直し】	概算要求に反映	4	
					機構・定員要求に反映	2	
		総合評価方式：1つ の行政課題 〔表4-3-ウ〕 《総合評価方式：1 つの行政課題》 〔表4-3-エ〕 {総合評価方式：1 つの行政課題} 〔表4-3-オ〕	これまでの取組 を引き続き進め る	1	① 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	1	
			概算要求に反映	0		《1》	
{事業評価方式：14 件} (規制)〔表4-3-カ〕 (事業)〔表4-3-キ〕	これまでの取組 の改善・見直しを 行うことが妥当	0	② 評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た(することとした又はする 予定) 【改善・見直し】	0			
	概算要求に反映	0		0			
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

2 《 》は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年政策評価の実施に関する計画」等に基づき、8 の基本目標と 28 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 16 日に「平成 20 年実績評価書」として公表。

表 4-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保</b>		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保	引き続き推進
<b>基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進</b>		
7	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	改善・見直し
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>		
12	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
13	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	改善・見直し
14	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	改善・見直し
15	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
16	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b> ～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約 2 割減、70 歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約 1 割抑止への挑戦～		
17	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
18	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
19	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
20	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	改善・見直し
21	道路交通環境の整備	引き続き推進
<b>基本目標 5 国の公安の維持</b>		
22	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
23	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
24	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
25	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進

<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>		
26	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
<b>基本目標 7 情報セキュリティの確保</b>		
27	サイバー空間の安全確保	引き続き推進
<b>基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上</b>		
28	警察行政の電子化の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表4-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、8 の基本目標と 30 の業績目標について評価を実施中（平成 22 年度中に公表予定）。

表 4-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保</b>	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
<b>基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進</b>	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b>	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
<b>基本目標 5 国の公安の維持</b>	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
<b>基本目標 6 犯罪支援者等の支援の充実</b>	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
<b>基本目標 7 安心できる IT 社会の実現</b>	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
<b>基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上</b>	
30	警察行政の電子化の推進

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、1つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 18 日に「総合評価書 G 8 司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」として公表。

表 4-3-ウ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	G 8 司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 4-4-②参照。

- (4) 以下の 1 つの行政課題は、「平成 20 年政策評価の実施に関する計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成 20 年度に「総合評価書」として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 22 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 4-3-エ 総合評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察による国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 4-4-③参照。

- (5) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、1つの行政課題を対象として評価を実施中（平成 23 年度中に公表予定）。

表 4-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	振り込め詐欺対策の推進

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、13 の規制及び 1 の事業を対象として評価を実施中（平成 22 年度及び 23 年度中に公表予定）。

表 4-3-カ 事業評価方式により評価実施中の政策（規制）

No.	評価対象政策
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 244 号）により新設された規制	
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続
2	登録講習機関の登録の有効期間を 3 年とする
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制	
3	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
4	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
5	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
6	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
7	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
8	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追



	加
9	客引きをするための立ちふさがり及びつきまとい行為の禁止
10	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制	
11	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制	
12	準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないものうち、人を傷害し得るものをいう。）の所持の禁止
13	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

（注） No. 1～2は平成22年度中に、No. 3～13は23年度中に公表予定。

表 4－3－キ 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

No.	評価対象政策
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

（注） 平成23年度中に公表予定。

別表

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 情報セキュリティの確保	1 サイバー空間の安全確保
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei22/seisaku.pdf>)参照

金融庁



《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで</p> <p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価の対象は、次のとおり。</p> <p>① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</p> <p>② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策）</p> <p>③ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</p> <p>④ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。</p> <p>実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策</p> <p>事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p> <p>総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策</p>
	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。</p>
	<p>⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p>	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。</p> <p>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</p>
実施計画の名称	平成21年度金融庁政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 実績評価：24施策</p> <p>○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成21年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成21年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）</p>
	<p>② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕	実施は妥当	1	① 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1					
				概算要求に反映	1					
事前評価	事業評価方式：25件 (規制) 〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	25	① 評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した	6					
				② 評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した	19					
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	11	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	11					
					概算要求に反映	6				
					機構・定員要求に反映	9				
					機構要求に反映	4				
	定員要求に反映	8								
	事業評価方式：4件 (成果重視事業2件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】	1					
					実施は妥当	2				
実施は妥当であったが、更なる強化等の検討が必要					1					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—					
						未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

## 表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成22年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成21年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	電子データ保全解析および証拠化機材の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表5-4-①参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る25政策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月28日、5月18日、5月29日、6月19日、6月30日、10月16日、10月29日、11月6日、12月7日、12月28日、22年2月12日及び3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等
2	外国為替証拠金取引規制の見直し
3	継続企業の前提に関する注記規定の改正(四半期・中間)
4	外国為替証拠金取引規制の見直し
5	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること
6	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等
7	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
8	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入
9	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入
10	金融商品取引所等(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社)の議決権の保有制限に係る規定の整備
11	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
12	組織再編成対象会社の範囲の見直し
13	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設
14	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
15	目論見書制度の見直し
16	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加
17	前払式支払手段に係る制度整備
18	資金移動に係る制度整備
19	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し
20	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実
21	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け
22	国内清算機関の基盤強化
23	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設
24	証券会社の連結規制・監督の導入
25	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表5-4-②参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 20 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保</b>		
<b>施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること</b>		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
<b>施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること</b>		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
<b>基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護</b>		
<b>施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること</b>		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	引き続き推進
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
<b>施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること</b>		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
<b>基本目標Ⅲ 円滑な金融等</b>		
<b>施策目標 1 活力のある市場を構築すること</b>		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	改善・見直し
16	決済システム等の整備	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
<b>施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること</b>		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	引き続き推進
20	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
<b>施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること</b>		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
<b>(業務支援基盤整備に係る施策)</b>		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 5-4-③参照。



(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保</b>	
<b>施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること</b>	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
<b>施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること</b>	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	新興市場国の金融当局への技術支援
<b>基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護</b>	
<b>施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること</b>	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
<b>施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること</b>	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
14	公認会計士監査の充実・強化
<b>基本目標Ⅲ 円滑な金融等</b>	
<b>施策目標 1 活力のある市場を構築すること</b>	
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
16	決済システム等の整備
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
<b>施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること</b>	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計
20	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進
<b>施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること</b>	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
<b>（業務支援基盤整備に係る施策）</b>	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 21 年度に効果が発現する事業のうち、以下の 2 事業及び 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

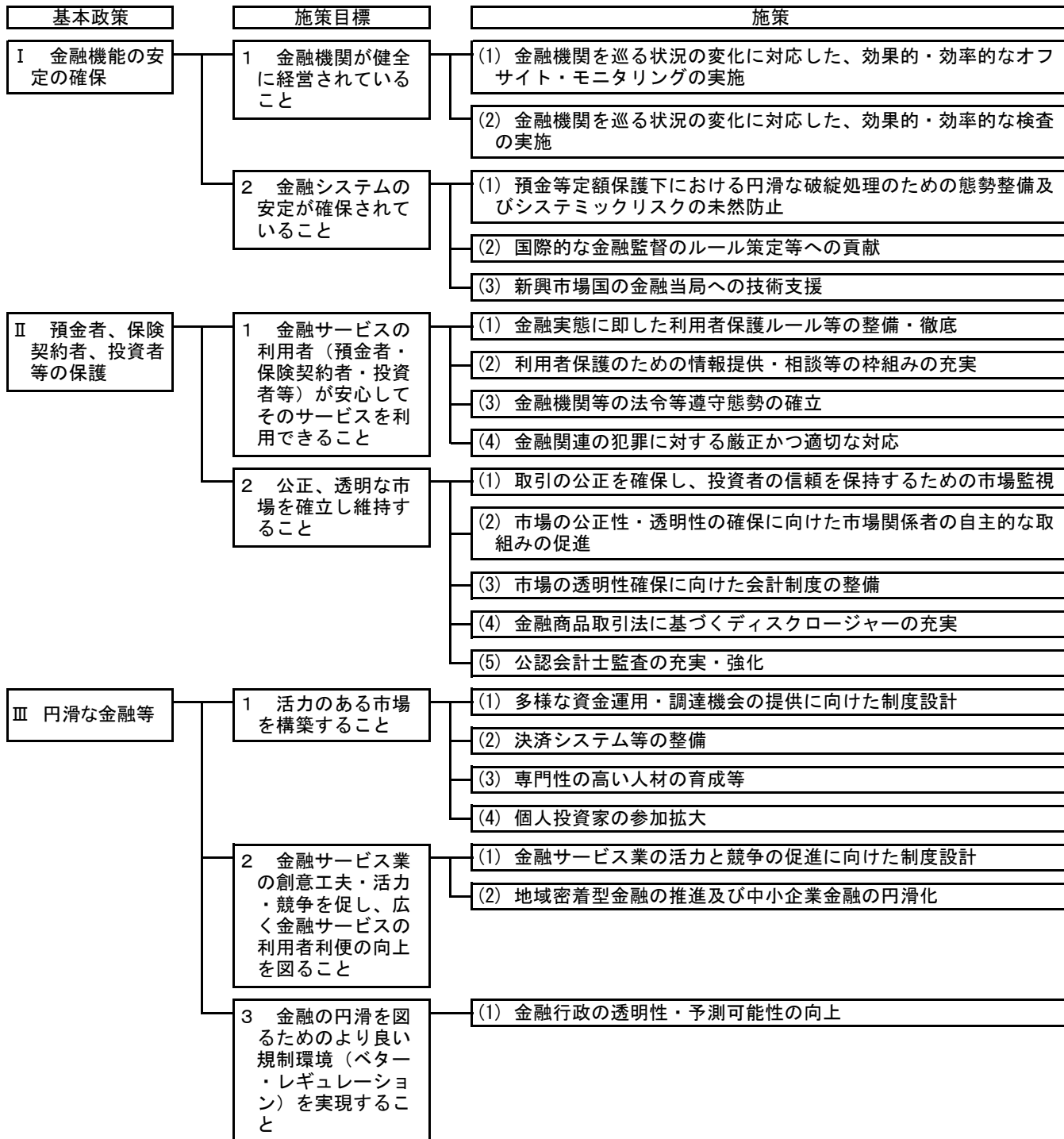
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	—
2	貸金業統計システムの機能拡張	—
3	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進
4	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築（成果重視事業）	—

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表5-4-④参照。  
 2 No.1、2及び4は、事業終了後の評価を実施したものである。

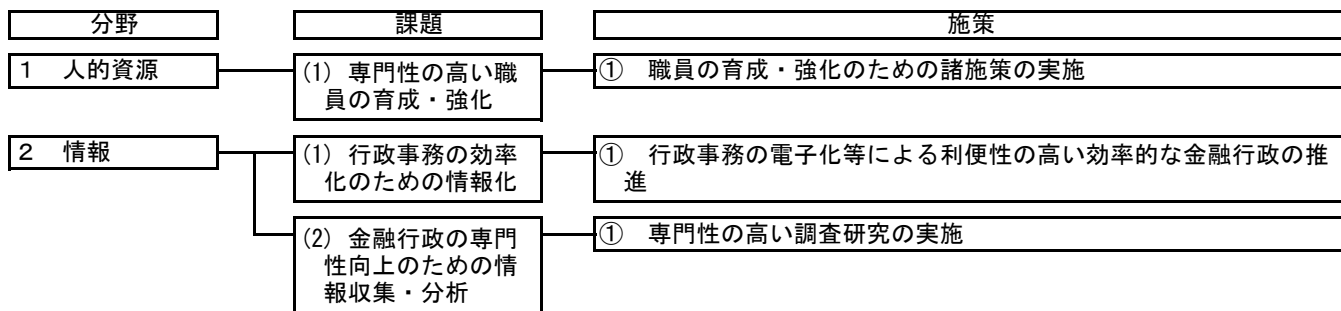
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku21.pdf>)参照



消費者庁



《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。））、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成21年度消費者庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{実績評価方式：10件} 〔表6-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、10施策を対象として、評価を実施中。

表6-3-ア 実績評価方式により評価実施中の政策

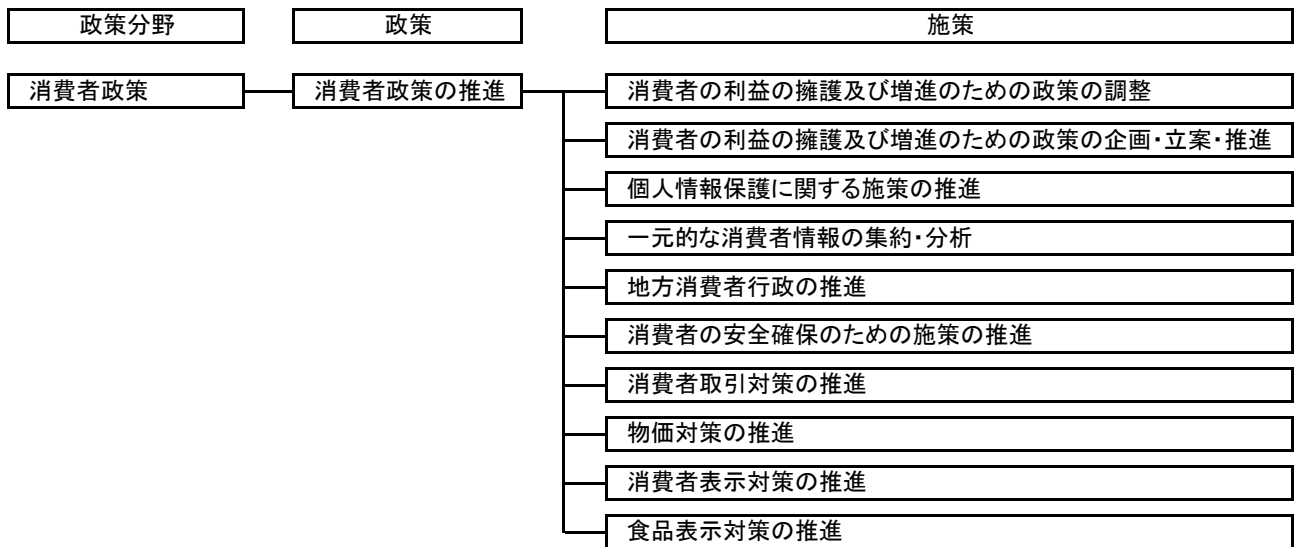
No.	評価対象政策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	一元的な消費者情報の集約・分析
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進



別表

### 政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成21年度に実施中の評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ  
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/22seisakuyosan.pdf>)参照



総務省



《総務省》

表 7-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 ① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業 ② 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題 ③ 規制の新設又は改廃を目的とする政策
	③ 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価：総務省の主要な政策 事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策 ① 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの ② 一定期間継続している研究開発制度（①に該当するものを除く。） ③ 一定期間継続している事業（①及び②に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業 総合評価：① 総務省の主要な政策 ② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成21年度総務省政策評価実施計画（平成21年3月31日策定） 平成21年10月23日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策のうち4政策（その他に成果重視事業6件） ○ 事業評価：9政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 総合評価：20の主要な政策のうち8政策

表 7-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：14件 (新規事業等)〔表7-3-ア〕	必要性・有効性等が認められる	14	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映 12	
	事業評価方式：12件 (規制)〔表7-3-イ〕	適切・妥当と考えられる	12	評価結果を踏まえ、法令等に反映 12	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：4件 〔表7-3-ウ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	4	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】 2
					概算要求に反映 2
					機構・定員要求に反映 1
					機構要求に反映 1
					定員要求に反映 1
					② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の見直しを行った【改善・見直し】 2
	概算要求に反映 2				
	機構・定員要求に反映 2				
	機構要求に反映 0				
	定員要求に反映 2				
	政策の重点化等 2				
	事業評価方式：9件 〔表7-3-エ〕	一定の有効性・効率性等が認められる	9	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】 1	
				概算要求に反映 1	
				② 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する 8	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：8件 〔表7-3-オ〕 ≪総合評価方式：2件≫ 〔表7-3-カ〕	設定した指標等について進展がみられ、一定の効果が認められるが、更なる推進のため不断の取組強化を要する	8	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】 4	
				概算要求に反映 4	
				機構・定員要求に反映 3	
				機構要求に反映 0	
				定員要求に反映 3	
				② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の見直しを行った【改善・見直し】 4	
				概算要求に反映 4	
				機構・定員要求に反映 4	
				機構要求に反映 2	
				定員要求に反映 4	
政策の重点化等 1					
政策の一部の廃止・休止・中止 1					

- (注) 1 事業評価方式により実施した事前評価(新規事業等)14 件のうちの2件は、平成 21 年 10 月に「平成 21 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、「総務省政策評価基本計画」に定める事前評価の対象に該当しない事業となった。
- 2 《 》は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 7-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度の概算要求時点における新規又はそれと同視できる程度の見直しを伴う拡充事業のうち、①新規研究開発のうち、予定総事業費が 5 億円以上のもの、②公共事業（情報通信格差是正事業）のうち、平成 21 年度に実施する予定総事業費が 5 億円を超えるもの、③その他の各予算要求事業のうち、予定総事業費が 10 億円以上（未定の場合は、5 年以上継続が見込まれ、かつ初年度要求額が 2 億円以上）のもの計 14 事業を対象として事前事業評価を実施し、平成 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度事前事業評価書」として公表。

表 7-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	高速処理・省電力化を実現するネットワークノード構成技術の研究開発
2	環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発
3	超高速光エッジノード技術の研究開発
4	光空間通信技術の研究開発
5	大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発
6	クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発
7	高速・高品質な無線通信実現のための I C チップレベルの低ノイズ化技術の研究開発
8	次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発
9	超高速近距離無線伝送技術等の研究開発
10	近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討
11	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）
12	700MHz 帯等を用いた移動通信技術に関する検討
13	地域 I C T 安全・安心利活用推進交付金
14	電子行政ポータル等構築支援

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 7-4-①参照。  
 2 No.1～9 は新規要求事業（研究開発）、No.10、13 及び 14 は新規要求事業、No.11 は継続事業（公共事業）、No.12 は継続事業である。  
 3 平成 21 年 10 月に「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、11 月 30 日に以下の修正等が行われている。  
 ① No.2 は、政策の名称が「次世代ホームネットワーク技術の研究開発」から、No.6 も、政策の名称が「クラウド時代の高信頼・省電力ネットワーク技術の研究開発」から、それぞれ変更されたものである。  
 ② No.1～6 については、政策の名称及び内容等の見直しがあったことに伴い、平成 21 年 8 月 31 日に公表された評価書等に一部変更が生じたため、当該評価書等の一部について修正が行われている。  
 ③ No.13 及び 14 は、平成 21 年 10 月に「平成 21 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、「総務省政策評価基本計画」に定める事前評価の対象に該当しない事業となった。

(2) 規制の新設又は改廃に係る 12 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 5 月 15 日、7 月 13 日、8 月 7 日、9 月 3 日、11 月 20 日、22 年 1 月 4 日、2 月 1 日、3 月 5 日及び 3 月 31 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 7-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	加圧防排煙設備に係る技術上の基準
2	個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正



3	大規模地震に対応した避難誘導システムの義務付け
4	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準
5	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等
6	電気通信主任技術者の配置要件の見直し
7	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準
8	危険物物質の類の変更
9	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について
10	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備
11	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備
12	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表7-4-②参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、実績評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日に「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価）」として公表。

表 7-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
2	ユビキタスネットワークの整備	引き続き推進
3	I C T 分野における国際戦略の推進	引き続き推進
4	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表7-4-③参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日及び 22 年 1 月 21 日に「平成 21 年度事後事業評価書」として公表。

表 7-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	政府認証基盤最適化事業	引き続き推進
2	国際情報通信ハブ形成のための高度 I C T 共同実験	—
3	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	—
4	ユビキタスネットワーク技術の研究開発	—
5	電子タグの高度利活用に関する研究開発	—
6	ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発	—
7	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	—
8	偏波多重衛星通信技術の研究開発	—
9	総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表7-4-④参照。

2 上記は、総事業費が 10 億円以上の終了事業等で、事前評価を実施したもの等について評価を実施したものであり、No.1 以外の政策については、評価結果を踏まえた概算要求等が行われていない。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、総合評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日に「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価）」として公表。

表 7-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	適正な行政管理の実施	引き続き推進
2	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	改善・見直し
3	地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
4	分権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
5	郵政行政の推進	改善・見直し
6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
7	恩給行政の推進	改善・見直し
8	公的統計の体系的な整備・提供	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 7-4-⑤参照。

- (4) 以下の 2 政策は、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成 20 年度に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 22 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 7-3-カ 総合評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 7-4-⑥参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	5 地域力創造
	6 地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_yosan/pdf/seisaku\\_yosan.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/pdf/seisaku_yosan.pdf)) 参照



# 公害等調整委員会



《公害等調整委員会》

表 8-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成20年1月7日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	③ 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成21年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成21年3月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：2件 〔表8-3-ア〕 【実績評価方式：2件】 〔表8-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2	
			目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていくが、新たな事情に対する措置が必要	1		概算要求に反映	2
						機構・定員要求に反映	0
						政策の重点化等	1
						政策の一部の廃止・休止・中止	0
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条)	該当する政策なし	—	—	—	—	

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
第2項第3 号)			

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。



## 表 8-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 28 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 21 年度事後評価書）」として公表。

表 8-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
1	公害紛争の処理	改善・見直し
2	土地利用の調整	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 8-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

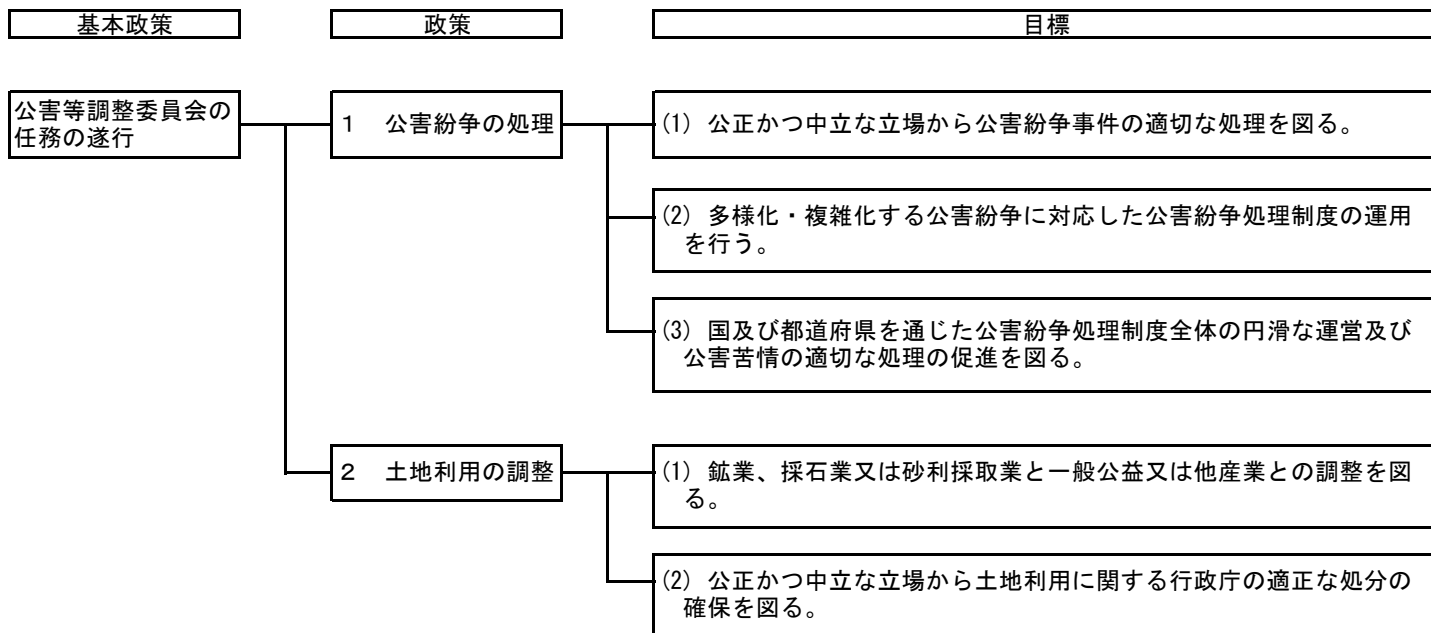
実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象に評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 8-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
1	公害紛争の処理
2	土地利用の調整

## 政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_yosan/pdf/seisaku\\_yosan.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/pdf/seisaku_yosan.pdf))参照

法務省



《法務省》

表9-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成21年4月1日改正 平成21年12月28日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年3月31日策定） 平成21年12月28日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策 3成果重視事業 ○ 総合評価：5施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価		事業評価方式：4件 〔表9-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	4	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映	4 4	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：6件 〔表9-3-イ〕  〔実績評価方式：8件〕 (成果重視事業3件含む) 〔表9-3-ウ、エ〕	① そのまま継続が妥当	4	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	4 4 1 1 0	
			② 見直し・改善が必要	2	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行うこととした【改善・見直し】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の一部の廃止・休止・中止	2 2 1 1 1 2	
		総合評価方式：4件 (成果重視事業1件含む) 〔表9-3-オ〕  〔総合評価方式：5件〕 〔表9-3-カ〕	① そのまま継続が妥当	2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	2 2 1 0 1	
			② 見直し・改善が必要	2	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行うこととした【改善・見直し】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の一部の廃止・休止・中止	2 2 2 1 2 0	
		事業評価方式：2件 〔表9-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	2	今後も同様の結果が得られるよう努める	2	2
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

## 表9-3 法務省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の4事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成21年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	〔VII-14-(2)〕
1	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）
2	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）
	〔I-3-(1)〕
3	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究）
4	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表9-4-①参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

### 2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
実績評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、6施策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	法教育の推進	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
3	矯正施設における適正な処遇の実施	改善・見直し
4	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
5	出入国の公正な管理	改善・見直し
6	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表9-4-②参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
実績評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、5施策及び3つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表9-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
2	検察権行使を支える事務の適正な運営

3	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
4	保護観察対象者等の改善更生
5	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成22年8月に公表予定。

表9-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
1	登記情報システム再構築事業〔Ⅲ-9-(1)〕
2	地図管理業務・システムの最適化事業〔Ⅲ-9-(1)〕
3	出入国管理業務の業務・システムの最適化〔V-12-(1)〕

(注) 1 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 No.1は平成24年度、No.2は23年度、No.3は25年度に公表予定。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
総合評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、3施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	裁判員制度の啓発推進（成果重視事業）	改善・見直し
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
3	人権の擁護	引き続き推進
4	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表9-4-③参照。

- (4) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
総合評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の5施策を対象として評価を実施中。

表9-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
3	人権の擁護
4	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
5	出入国の公正な管理

(注) No.1～4は平成22年8月、No.5は24年度に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。



表 9-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策(終了後)

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究(再犯防止に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(犯罪被害に関する総合的研究)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表9-4-④参照。

2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000001749.pdf>)参照

外務省



《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

<b>基本計画の名称</b>	<b>外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改正 平成21年9月改正</b>	
<b>基本計画の主な規定内容</b>	① 計画期間 ② 事前評価の対象等	○ 平成20年度から24年度までの5年間 ○ 対象は、以下の政策とする。 イ 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ロ 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ハ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策
	③ 事後評価の対象等	○ 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。 ○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)等)に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ○ 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 ○ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
<b>実施計画の名称</b>	<b>平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成21年3月24日策定)</b>	
<b>実施計画の主な規定内容</b>	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策、46の具体的施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助4案件 ○ 未了：政府開発援助17案件
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		政府開発援助：59件 〔表10-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表10-3-ウ〕	実施が妥当	59 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	59 《22》	
					概算要求に反映（することを予定）	23 《22》	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	総合評価方式：24件 〔表10-3-エ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表10-3-オ〕	目標を達成した	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4	
			目標の達成に向けて相当な進展があった	10		概算要求に反映	4
						機構・定員要求に反映	1
						機構要求に反映	1
						定員要求に反映	1
			目標の達成に向けて進展があった	14		② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	20
			目標の達成に向けて一定の進展があった	0			概算要求に反映
機構・定員要求に反映	20						
機構要求に反映	14						
定員要求に反映	20						
目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった	0	③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した 【廃止・休止・中止】	13				
政策の一部の廃止・休止・中止	2						
③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した 【廃止・休止・中止】	0						
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	政府開発援助：2件 〔表10-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	政府開発援助：15件 〔表10-3-キ〕	継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	15		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

- (注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。  
 2 《 》 は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年5月28日、6月1日、6月4日、6月18日、6月24日、7月3日、7月14日、8月6日、8月18日、8月31日、10月26日、11月5日、11月16日、12月7日、12月17日、22年2月1日、3月4日、3月15日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ウランバートル市高架橋建設計画」(モンゴル国)
2	「ムワンザ州及びマラ州給水計画」(タンザニア連合共和国)
3	「コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画」(ボリビア多民族国)
4	「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画」(セネガル共和国)
5	「バーブーダ島零細漁業施設整備計画」(アンティグア・バーブーダ国)
6	「ギゾ病院再建計画」(ソロモン諸島)
7	「ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画」(ソロモン諸島)
8	「カミギン島防災復旧計画」(フィリピン共和国)
9	「第三次橋梁架け替え計画」(ブータン王国)
10	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
11	「ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画」(パプアニューギニア独立国)
12	「リーブルビル零細漁業支援センター建設計画」(ガボン共和国)
13	「中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」(ブルキナファソ)
14	「小学校建設計画」(中央アフリカ共和国)
15	「カプサベット上水道拡張計画」(ケニア共和国)
16	「国道8号線改修計画」(ガーナ共和国)
17	「第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画」(マリ共和国)
18	「オロミア州給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
19	「国道一号線改修計画(第3期)」(カンボジア王国)
20	「空港治安対策強化計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
21	「第四次初等教育施設整備計画」(モンゴル国)
22	「ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画」(ザンビア共和国)
23	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
24	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
25	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
26	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
27	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
28	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
29	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
30	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
31	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
32	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
33	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
34	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
35	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
36	「ダンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
37	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
38	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表10-4-①参照。  
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1~22については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年6月18日、10月26日、11月5日、12月17日、22年2月23日、3月15日、3月17日、3月25日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表 10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「物流インフラ開発計画」(フィリピン共和国)
2	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
3	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
4	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
5	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
6	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
7	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
8	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
9	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
10	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
11	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
12	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)
13	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
14	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
17	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
18	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
19	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
20	「オルカリア I 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
21	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表10-4-②参照。  
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件（無償資金協力8、有償資金協力14）は、平成20年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「外務省における事前評価書」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成20年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>無償資金協力</b>	
1	「ポンペイ国際空港改善計画」(ミクロネシア連邦)
2	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)」(インドネシア共和国)
3	「ドウスティーニジノピャンジ間道路整備計画(2/2)」(タジキスタン共和国)
4	「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」(バングラデシュ人民共和国)
5	「第二次ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)
6	「緊急給水計画」(モザンビーク共和国)
7	「緊急給水計画」(セネガル共和国)
8	「第四次小学校建設計画」(カメルーン共和国)
<b>有償資金協力</b>	



9	「環境開発計画」(フィリピン共和国)
10	「チェンナイ地下鉄建設計画」(インド)
11	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ2)」(インド)
12	「中小零細企業・省エネ支援計画」(インド)
13	「地方都市上下水道整備計画」(アゼルバイジャン共和国)
14	「ハリプール新発電所建設計画(第二期)」(バングラデシュ人民共和国)
15	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第四期)」(インド)
16	「グワハティ上水道整備計画」(インド)
17	「ホゲナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画(フェーズ2)」(インド)
18	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(I)」(タイ王国)
19	「ハイフォン都市環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第二期ハノイ水環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道・省道橋梁改修計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第一期)」(インドネシア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表10-4-③参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月20日に「平成21年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表10-4-④参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度（平成 21 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の 7 の基本目標に係る 24 の施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、I T 広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及び I T を活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）の 2 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日及び 11 月 30 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画」（インドネシア）	引き続き推進
2	「アンカラ給水計画」（トルコ）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 10-4-⑤参照。

2 平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 1 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況やその他状況の変化により追加の評価を行った 1 案件を加えた 2 案件を評価している。

(4) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 15 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「中部ルソン灌漑計画」(フィリピン)	引き続き推進
2	「アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)」(フィリピン)	引き続き推進
3	「メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画」(フィリピン)	引き続き推進
4	「下水処理施設整備計画」(モーリシャス)	引き続き推進
5	「農業改革地区総合農業開発計画」(タイ)	引き続き推進
6	「送配電網整備計画」(アルメニア)	引き続き推進
7	「山西省王曲火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
8	「陝西省韓城第2火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
9	「観光セクター開発計画」(ヨルダン)	引き続き推進
10	「ラデスーラグレット橋建設計画」(チュニジア)	引き続き推進
11	「水資源管理計画」(チュニジア)	引き続き推進
12	「サラワク大学建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
13	「東方政策」(マレーシア)	引き続き推進
14	「ベリスダム建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
15	「ハノイ交通網整備計画」(ベトナム)	引き続き推進

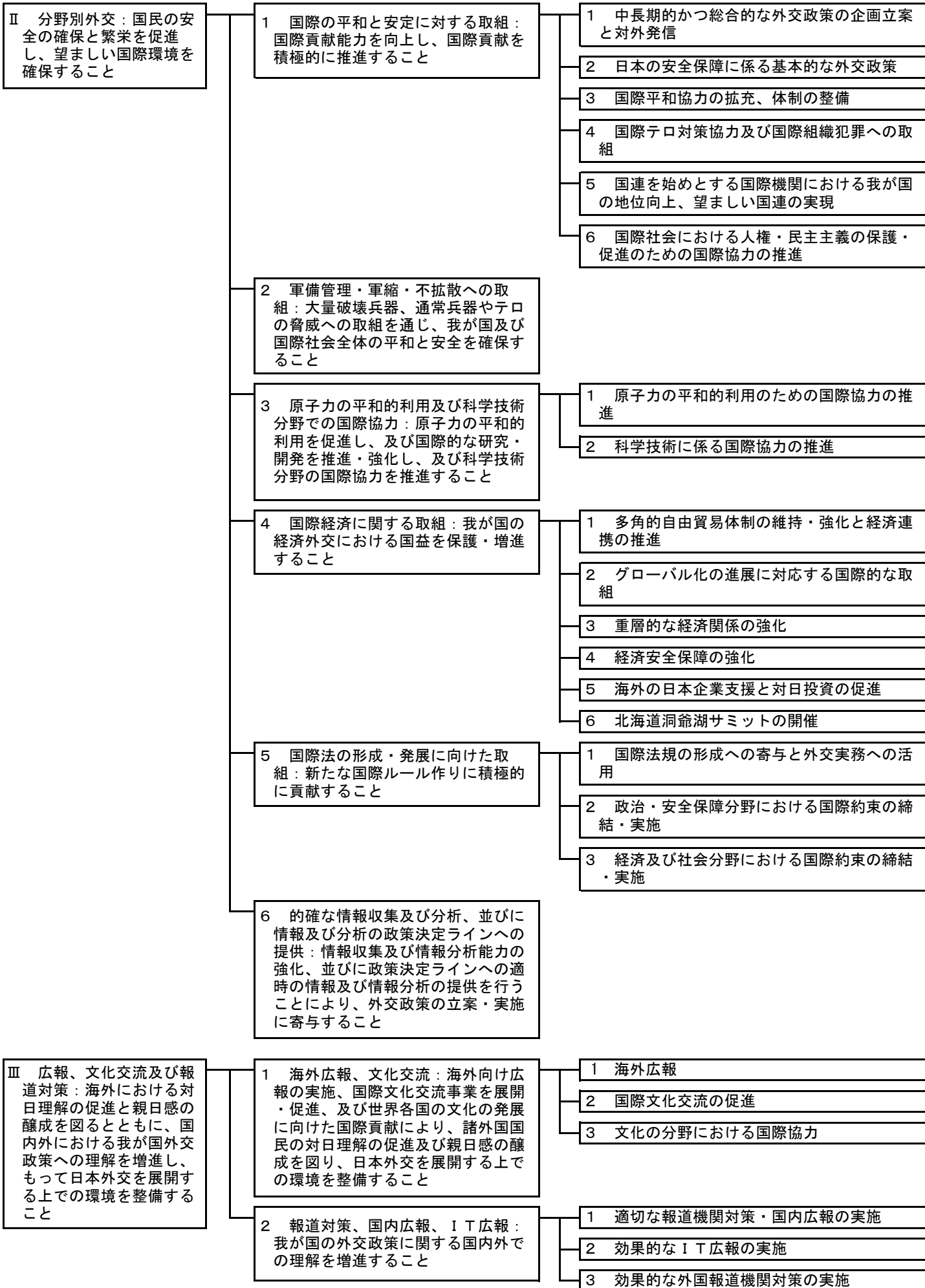
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表10-4-⑥参照。

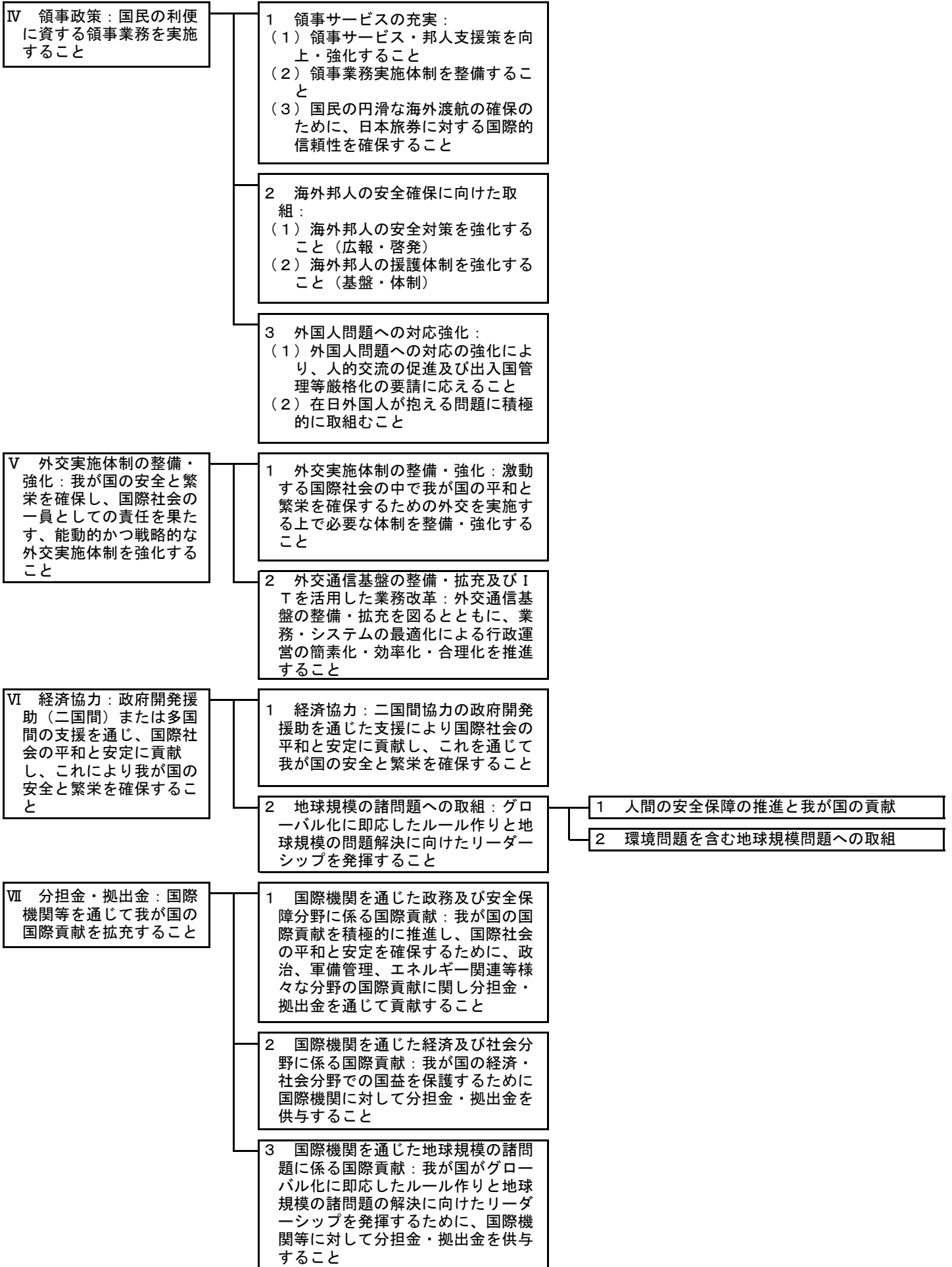
2 平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、事業が完了した2案件を除いた15案件について評価を実施している。

## 政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan\\_taiou.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省





《財務省》

表 11-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。
	③ 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成21年度政策評価の実施に関する計画（平成21年3月31日策定） 平成22年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6総合目標 24政策目標 ○ 総合評価：1テーマ
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価		該当する政策なし	—		—				
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：30件 〔表11-3-ア〕  {実績評価方式：30件} 〔表11-3-イ〕	1 目標の達成度	・A（達成に向けて相当の進展があった） ・B（達成に向けて進展があった） ・C（達成に向けて一部の進展にとどまった）	15 13 2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  概算要求に反映 14 機構・定員要求に反映 11 機構要求に反映 11 定員要求に反映 6  ② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】  概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 2 定員要求に反映 0  政策の一部の廃止・休止・中止 2  ③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止・休止・中止】	21		
			2 事務運営のプロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切であった ・おおむね有効であった ・おおむね効率的であった	19 18 16 11 12 14				
			3 結果の分析	・的確に行われている ・おおむね的確に行われている	12 18				
			4 政策の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	26 4				
			5 政策評価の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	9 1				
			総合評価方式：1テーマ 〔表11-3-ウ〕	そのまま継続が妥当	1			評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—			—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—		—					
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—		—					

(注) { } は、評価実施中のもの（外数）である。

表 11-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 6 月 19 日に、「平成 20 年度政策評価書」として公表。

表 11-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す	改善・見直し
2	少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する	改善・見直し
3	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む	改善・見直し
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運営を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	改善・見直し
政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		

13	税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築	改善・見直し
<b>政策目標3 国の資産・債務の適正な管理</b>		
14	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	改善・見直し
15	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	改善・見直し
16	庁舎及び宿舍の有効活用の推進	改善・見直し
17	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
18	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
<b>政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持</b>		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
<b>政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>		
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
<b>政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
<b>財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）</b>		
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
27	地震再保険事業の健全な運営	改善・見直し
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表11-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30の目標を対象として評価を実施中（平成22年6月公表予定）。

表11-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること</b>	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う

5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
<b>政策目標 1 健全な財政の確保</b>	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
<b>政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現</b>	
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
<b>政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理</b>	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
17	庁舎及び宿舍の効率性の向上
18	国庫金の正確で効率的な管理
<b>政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持</b>	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
<b>政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>	
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
<b>政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
<b>財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）</b>	
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
27	地震再保険事業の健全な運営
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

(3) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 テーマを対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 10 月 14 日に「重要対象分野に関する評価書」として公表。

表 11-3-ウ 総合評価方式により事後評価した政策

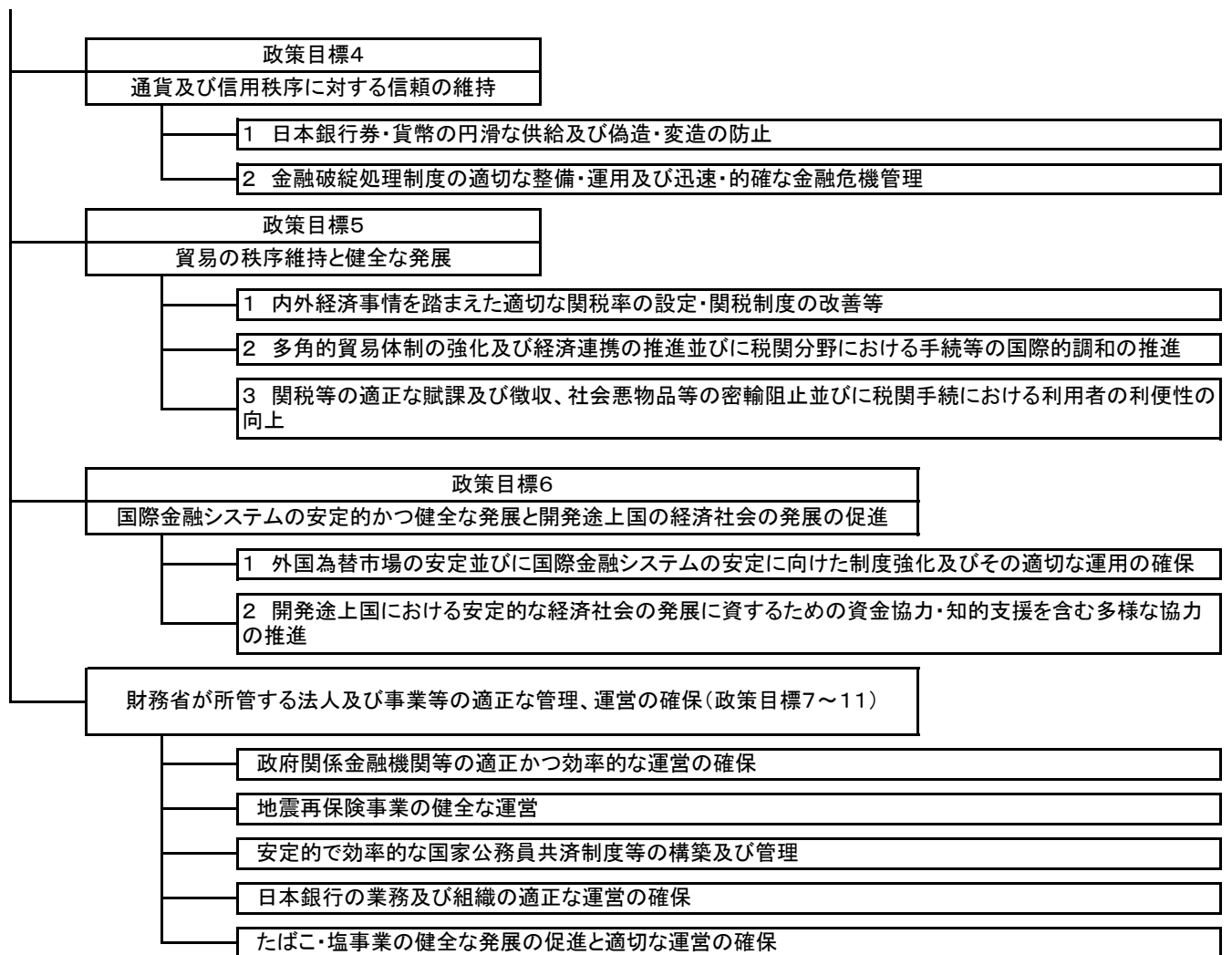
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地震保険	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表11-4-②参照。

## 政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

<b>使命</b>	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
<b>総合目標</b>	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
<p>1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す</p> <p>2 少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する</p> <p>3 「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む</p> <p>4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p> <p>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</p> <p>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>	
<b>政策目標1</b>	
健全な財政の確保	
<p>1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p> <p>2 必要な歳入の確保</p> <p>3 適正な予算執行の確保</p> <p>4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p> <p>5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p> <p>6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>	
<b>政策目標2</b>	
適正かつ公平な課税の実現	
<p>1 税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築</p>	
<b>政策目標3</b>	
国の資産・債務の適正な管理	
<p>1 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p> <p>2 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p> <p>3 庁舎及び宿舍の有効活用の推進</p> <p>4 国庫金の正確で効率的な管理</p> <p>5 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>	



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ([http://www.mof.go.jp/jouhou/kaikei/seisaku/betu02\\_01.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kaikei/seisaku/betu02_01.htm))参照





文部科学省



《文部科学省》

表 12-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策及び社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。          なお、法施行令第3条第1号又は第2号に該当する政策の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。          なお、法施行令第3条第6号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。          また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 達成年度到来・継続事業評価：          ① 当該年度に達成年度が到来する事務事業等の評価          過去に新規・拡充事業評価（事前評価）を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等について、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>② 内閣の重要政策等を踏まえた評価          「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」並びに「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）において政策評価を実施することとされている事項については、実施計画の定めるところにより事業評価を実施する。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。          総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところに</p>

		より実施する。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 21 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 21 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」の実現に向けて平成20年度に取り組んだ全ての施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。 ○ 事業評価： ① 以下の事業のうち、実績評価における政策手段の実績の記述がない、もしくは実績を踏まえ更に事業評価の必要があるもの i 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し、平成21年度に達成年度が到来する事業 ii 過去の事業評価において具体的な達成年度を設定していない事業であって、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの iii 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「政策群」に位置づけられた個別の政策手段 ② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」 ③ その他見直しを行う必要性が高い事業 ○ 総合評価：「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、経済財政諮問会議より政策評価の重要対象分野等として提示された政策を対象とする。なお、実績評価及び事業評価で明らかになった個別の政策課題についても必要に応じて評価対象とする。
	② 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 12-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式： 92件 <8月公表> 59件 〔新規事業：34事業 拡充事業：25事業〕 〔表12-3-ア〕 <11月公表> 33件 〔新規事業：19事業 拡充事業：14事業〕 〔表12-3-イ〕	92	評価の結果、22年度 の新規・拡充事業と して実施することが 必要とされた事業	評価結果を踏まえ、概算要求 等に反映したもの	33			
	事業評価方式： 4件 (規制) 〔表12-3-ウ〕	4	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥当 とされたもの	評価結果を踏まえ、規制の新 設又は改廃が行われたもの	4			
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下 に掲げる47施策 目標 〔表12-3-エ〕	《施策目標の達成度合 い(又は進捗度合い)》	① 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た(進める予定) 【引き続き推進】	43			
			S(想定した以上に 達成(又は想定した 以上に(順調に)進捗))			5	概算要求に反映	43
							機構・定員要求に反映	22
							機構要求に反映	5
							定員要求に反映	22
			A(想定どおり達成 (又はおおむね順調 に進捗))			38	② 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った(することとした又 はする予定) 【改善・見直し】	4
	B(一定の成果が上 がっているが、一部 については想定どお り達成できなかった (又は進捗やや遅 れがみられる))	4	概算要求に反映	4				
		機構・定員要求に反映	1					
		機構要求に反映	0					
		定員要求に反映	1					
		政策の重点化等	1					
		政策の一部の廃止・休止・中止	2					
		C(想定どおりには 達成できなかった (又は想定したとお りには進捗してい ない))	0	③ 評価結果を踏まえ、当該 政策を廃止、休止又は中止 した(廃止、休止又は中止 する予定) 【廃止・休止・中止】	0			
	総合評価方式： 1テーマ 〔表12-3-オ〕	—	1	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	1			
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—			

(注) 「事業評価方式：92件」については、「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果(21年11月公表)のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。

表 12-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に向けて、以下の 59 の新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 22 年度新規・拡充事業ー」として公表。

表 12-3-ア 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策 (21 年 8 月公表)

No.	評価対象政策
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>	
1	専修学校教育創造開発プラン (新規)
2	消費者教育推進事業 (新規)
3	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業 (新規)
4	放課後キャリア教育実践事業 (新規)
5	学校支援地域本部事業 (拡充)
6	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業 (新規)
7	学校における ICT 活用事業の推進 (拡充)
8	小中高等学校等における電子黒板等の整備事業 (新規)
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>	
9	理科教育設備整備費等補助金 (拡充)
10	学校教育における消費者教育の推進 (新規)
11	英語教育改革総合プラン (拡充)
12	退職教員等外部人材活用事業 (拡充)
13	高等学校におけるキャリア教育の推進 (新規)
14	免許状更新講習開設事業費等補助 (拡充)
15	スクール・ニューディール構想等の推進 (拡充)
16	高校奨学金事業等の充実・改善 (新規)
17	外国人児童生徒の総合的な学習支援事業 (新規)
18	幼稚園就園奨励費補助事業 (拡充)
19	教科用特定図書等普及推進事業 (拡充)
20	特別支援学校等と産業界が連携した実践的職業教育推進事業 (新規)
<b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>	
21	義務教育費国庫負担金 (拡充)
<b>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</b>	
22	TA を活用した学生実験実習の充実支援事業 (新規)
23	産学連携による分野別の評価活動支援事業 (新規)
24	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業 (新規)
25	先導的 IT スペシャリスト等育成推進プログラム (拡充)
26	卒前の実習や薬剤師、看護師等高度チーム医療スタッフ養成事業 (新規)
27	医学部定員増に伴う学生実習設備等の整備事業 (新規)
<b>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>	
28	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 (拡充)
<b>政策目標 6 私学の振興</b>	
29	私学助成の充実 (拡充)
<b>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>	
30	職業教育の高度化プロジェクト (新規)
31	実践型研究リーダー養成事業 (新規)
32	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進 (拡充)
33	世界トップレベル研究拠点 (WP I) プログラム (拡充)
34	科学技術外交の基盤をなす人材強化・環境整備推進事業 (新規)
<b>政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>	
35	科学研究費補助金 (拡充)
36	政策や社会の養成に対応した人文・社会科学研究推進事業～異文化との対話を目指した「日本研究」推進事業～ (新規)
37	若手研究者を活用した研究システムの改革支援事業 (新規)
38	産学官連携戦略展開事業 (拡充)

39	産学人材交流促進事業（新規）
40	ファクトリー・オン・キャンパス構築推進事業（新規）
41	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
42	研究機器等利活用促進事業（新規）
<b>政策目標 10 科学技術の戦略的重点化</b>	
43	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
44	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
45	橋渡し研究支援推進プログラム（拡充）
46	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
47	新興・再興感染症研究拠点戦略型活用プログラム（新規）
48	地震・津波観測監視システム（第Ⅱ期）（新規）
49	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
50	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
51	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
52	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
<b>政策目標 11 スポーツの振興</b>	
53	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
<b>政策目標 12 文化による豊かな社会の実現</b>	
54	本物の舞台芸術体験事業（拡充）
55	生活文化普及支援事業（新規）
56	建造物防災施設等（重要文化財（建造物）「地域防災」モデル事業）（新規）
57	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）
<b>政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b>	
58	留学生交流の推進（拡充）
59	グローバル化に対応した人材育成（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表12-4-①参照。  
2 本表№30～52（23事業）は、研究開発事業である。

また、その後示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく 22 年度予算概算要求に当たり、以下の 33 の新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 11 月 30 日に「文部科学省事業評価書－平成 22 年度新規・拡充事業－」として同年 8 月 31 日の事業評価書を修正し、公表。

表 12-3-イ 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策（21 年 11 月公表）

No.	評価対象政策
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>	
1	専修学校教育創造開発プラン（新規）
2	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業（新規）
3	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業（新規）
4	学校 I C T 活用推進事業（拡充）
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>	
5	退職教員等人材活用事業（拡充）
6	キャリア教育総合推進プラン（新規）
7	公立学校施設の耐震化等の推進（拡充）
8	高校奨学金事業等の充実・改善（新規）
9	幼稚園就園奨励費補助事業（拡充）
10	教科用特定図書等普及推進事業（拡充）
<b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>	
11	義務教育費国庫負担金（拡充）
<b>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</b>	
12	T A を活用した学生実験実習の充実支援事業（新規）
13	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業（新規）
<b>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>	
14	実践型研究リーダー養成事業（新規）
15	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進（拡充）
16	世界トップレベル研究拠点プログラム（W P I）（拡充）
17	外国人研究者受入れ環境整備促進事業（仮称）（新規）

18	産学官民連携による地域イノベーションクラスター創成事業（仮称）（新規）
<b>政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>	
19	科学研究費補助金（拡充）
20	ポストドクター等の参画による研究支援体制の強化（新規）
21	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
<b>政策目標 10 科学技術の戦略的重点化</b>	
22	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
23	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
24	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
25	感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（新規）
26	地震・津波観測監視システム（第Ⅱ期）（新規）
27	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
28	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
29	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
30	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
<b>政策目標 11 スポーツの振興</b>	
31	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
<b>政策目標 12 文化による豊かな社会の実現</b>	
32	子どものための優れた舞台芸術体験事業（新規）
33	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表12-4-②参照。  
2 本表No.14～30（17事業）は、研究開発事業である。

(2) 規制の新設又は改廃に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年3月5日に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に係る規制の事前評価書」として公表。

表 12-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	クリアランス制度の導入
2	放射化物への規制の導入
3	廃止措置の強化
4	譲渡譲受制限の合理化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表12-4-③参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13政策目標の下に掲げる47施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「文部科学省実績評価書－平成20年度実績－」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	I C T を活用した教育・学習の振興	引き続き推進
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>		
6	確かな学力の育成	引き続き推進
7	豊かな心の育成	引き続き推進



8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	引き続き推進
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	引き続き推進
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	引き続き推進
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
<b>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	引き続き推進
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	引き続き推進
<b>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
<b>政策目標6 私学の振興</b>		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
<b>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	引き続き推進
24	地域における科学技術の振興	引き続き推進
25	科学技術システム改革の先導	引き続き推進
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
<b>政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保</b>		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
<b>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	引き続き推進
30	科学技術振興のための基盤の強化	引き続き推進
<b>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</b>		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	改善・見直し
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	引き続き推進
<b>政策目標11 スポーツの振興</b>		
39	子どもの体力の向上	引き続き推進
40	生涯スポーツ社会の実現	引き続き推進
41	我が国の国際競技力の向上	引き続き推進
<b>政策目標12 文化による心豊かな社会の実現</b>		
42	芸術文化の振興	引き続き推進
43	文化財の保存及び活用の充実	引き続き推進
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進
45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
<b>政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b>		
46	国際交流の推進	引き続き推進
47	国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表12-4-④参照。

(2) 総合評価方式を用いて、以下の1つのテーマについて厚生労働省と共同で評価を実施し、その結果を平成21年11月30日に「重要対象分野に関する評価書」として公表。

表 12-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	医師確保対策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表12-4-⑤参照。

## 政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

文部科学省の使命  
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

## 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応
- 施策目標2-4 青少年の健全育成
- 施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり
- 施策目標2-10 幼児教育の振興
- 施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進
- 施策目標7-3 地域における科学技術の振興
- 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

## 政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

- 施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afiedfile/2010/01/26/1287202\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/01/26/1287202_2_1.pdf))参照

厚生労働省



《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日策定） 平成19年9月28日改正 平成20年3月31日改正 平成21年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間 ② 事前評価の対象等	○ 平成19年度から23年度までの5年間 ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 ① 法第9条に規定する政策 ② 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） ③ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。 ① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 ② 重点評価課題として評価を行う場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 政策群に位置付けられた政策 c 政策評価の重要対象分野等として提示された政策 d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業 (7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)③、(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。 ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ

		いて、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：38の施策目標（24の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：2の重点評価課題 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した19の事業及び6の成果重視事業 <sup>(注)</sup>
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当する政策なし ○ 未了：個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 ① 政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策 ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 ③ 個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの ④ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

(注) 6の成果重視事業のうち1事業の評価は、旧社会保険庁の実施庁評価による。



表 13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 5件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が 有効であると認め られたため予算要 求を行う	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施 策)を実施することとした(実施す ることを予定) 概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 1			
	事業評価方式： 84件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当で ある	84	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 84			
	事業評価方式： 28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当で ある	28	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 概算要求に反映 28			
	事業評価方式： 11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改 廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た(行うことを予定) 11			
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 38件 〔表13-3-オ〕	見直しを行わず引 き続き実施	16	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 16 機構・定員要求に反映 1		
				3	施策全体として予 算規模の縮小等の 見直しを検討	1	機構要求に反映 1
						1	定員要求に反映 1
				19	施策全体として予 算の新規要求、拡 充要求等の見直し を検討	22	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 22 機構・定員要求に反映 7 機構要求に反映 3 定員要求に反映 7 政策の重点化等 7 政策の一部の廃止・休止・中止 1
		17	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 12				
		事業評価方式： 19件 (継続事業) 〔表13-3-カ〕	継続が妥当である	12	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 5		
				5	③ 評価結果を踏まえ、評価対象政 策を廃止・休止・中止(すること とした又はする予定) 【廃止・休止・中止】 概算要求に反映 5		
				1	④ 評価結果を踏まえ、今後も同様 の施策に反映させる 1		
		1	とりやめが妥当で ある	1	③ 評価結果を踏まえ、評価対象政 策を廃止・休止・中止(すること とした又はする予定) 【廃止・休止・中止】		
		1	実施した事業は妥 当	1	④ 評価結果を踏まえ、今後も同様 の施策に反映させる 1		

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式： 5件 (成果重視事業) 〔表13-3-キ〕	目標の達成に向け て取組を進める	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	5	
				概算要求に反映	5	
	総合評価方式： 1件 〔表13-3-ク〕	—	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	事業評価方式： 28件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	27	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	27	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	事業評価方式： 47件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	46	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	46	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
	事業評価方式： 408件 (個別研究開発課 題) 〔表13-3-コ〕	行政課題の解決に 貢献している	408	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	408	

- (注) 1 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」では、2の重点対象課題について総合評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により、1課題のみ実施している。

## 表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成22年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、5の政策を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日及び22年1月5日に「平成21年度新規事業に関する事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	周産期医療体制の基盤整備・強化
2	労働契約法等活用支援事業
3	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業（新規）
4	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設
5	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-①参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の84の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（1）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（68（8）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-②参照。

2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成22年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「厚生労働省の平成22年度研究事業に関する評価」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-③参照。

- (4) 以下の11の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月16日、9月30日、10月16日、10月26日、22年1月20日、1月28日及び3月18日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
2	3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等
3	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
4	特例承認の対象となる医薬品の指定
5	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）
7	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等
8	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化
9	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等
10	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等
11	派遣先の事業場に対する立入検査等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-④参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、38の施策目標について評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度実績評価書」として公表。

表 13-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	改善・見直し
2	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	改善・見直し
3	医療情報化インフラの普及を推進すること	改善・見直し
4	感染症の発生・まん延の防止を図ること	改善・見直し
5	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	改善・見直し
6	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	改善・見直し
7	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	改善・見直し
8	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	引き続き推進
9	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	引き続き推進
10	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	改善・見直し
11	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	改善・見直し
12	労働条件の確保・改善を図ること	改善・見直し
13	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	改善・見直し
14	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	引き続き推進
15	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	改善・見直し

16	個別労働紛争の解決の促進を図ること	引き続き推進
17	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	改善・見直し
18	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	改善・見直し
19	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	改善・見直し
20	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	引き続き推進
21	多様な職業能力開発の機会を確保すること	改善・見直し
22	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	改善・見直し
23	男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	改善・見直し
24	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	引き続き推進
25	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	改善・見直し
26	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	引き続き推進
27	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	引き続き推進
28	母子保健衛生対策の充実を図ること	引き続き推進
29	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	引き続き推進
30	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	改善・見直し
31	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	引き続き推進
32	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	改善・見直し
33	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	改善・見直し
34	公的年金制度の持続可能性を確保すること	引き続き推進
35	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること	引き続き推進
36	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	引き続き推進
37	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	引き続き推進
38	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表13-4-⑤参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成17年度に事業評価(事前評価)を実施した18年度予算概算要求に係る新規事業のうち、21年度における継続事業19事業を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「平成21年度継続事業に関する事業評価書(事後)」として公表。

表13-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	がん診療連携拠点病院機能強化事業(がん医療水準の均てん化促進事業)	引き続き推進
2	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	引き続き推進
3	女性医師支援センター事業(医師再就業支援事業)	引き続き推進
4	潜在助産師復職研修事業 (産科診療所における助産師確保のためのモデル事業)	改善・見直し
5	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	引き続き推進
6	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	改善・見直し
7	臨床研修費等補助金	改善・見直し
8	がん対策情報センター	引き続き推進
9	生活保護受給者等就労支援事業	引き続き推進
10	刑務所出所者等就労支援事業	引き続き推進
11	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	引き続き推進
12	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	改善・見直し

13	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）	引き続き推進
14	地域若者サポートステーション事業 （地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）	改善・見直し
15	技能継承等支援センター事業 （2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）	廃止・休止・中止
16	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	引き続き推進
17	介護予防市町村支援事業 （介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費）	引き続き推進
18	地域支援事業	引き続き推進
19	継続的評価分析等に要する経費	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑥参照。  
 2 No.19は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、5つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度成果重視事業評価書」として公表。

表 13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
4	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
5	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑦参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、1課題について評価を実施し、平成21年11月30日に「平成21年度総合評価書」として公表。

表 13-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	医師確保対策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑧参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の75実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-ケ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（32（1）地区）	引き続き推進 （30地区） 廃止・休止・中止 （2地区）

2	水道水源開発等施設整備事業（39（1）地区）	引き続き推進
3	水道水源開発施設整備事業（4地区）	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-⑨参照。  
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(6) 事業評価方式を用いて、平成20年度に終了した408研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究（26課題）
2		厚生労働科学特別研究（22課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究（36課題）
4		臨床応用基盤研究（21課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿科学総合研究（25課題）
6		子ども家庭総合研究（7課題）
7		第3次対がん総合戦略研究（39課題）
8		循環器疾患等生活習慣病対策総合研究（20課題）
9		障害関連研究（17課題）
10		エイズ・肝炎・新興再興感染症研究（37課題）
11		免疫アレルギー疾患等予防治療研究（13課題）
12	IV 健康安全確保総合研究分野	こころの健康科学研究（24課題）
13		難治性疾患克復研究（7課題）
14		地域医療基盤開発推進研究（31課題）
15		労働安全衛生総合研究（5課題）
16		食品医薬品等リスク分析研究（62課題）
17	健康安全・危機管理対策総合研究（16課題）	

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表13-4-⑩参照。

## 政策体系(厚生労働省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

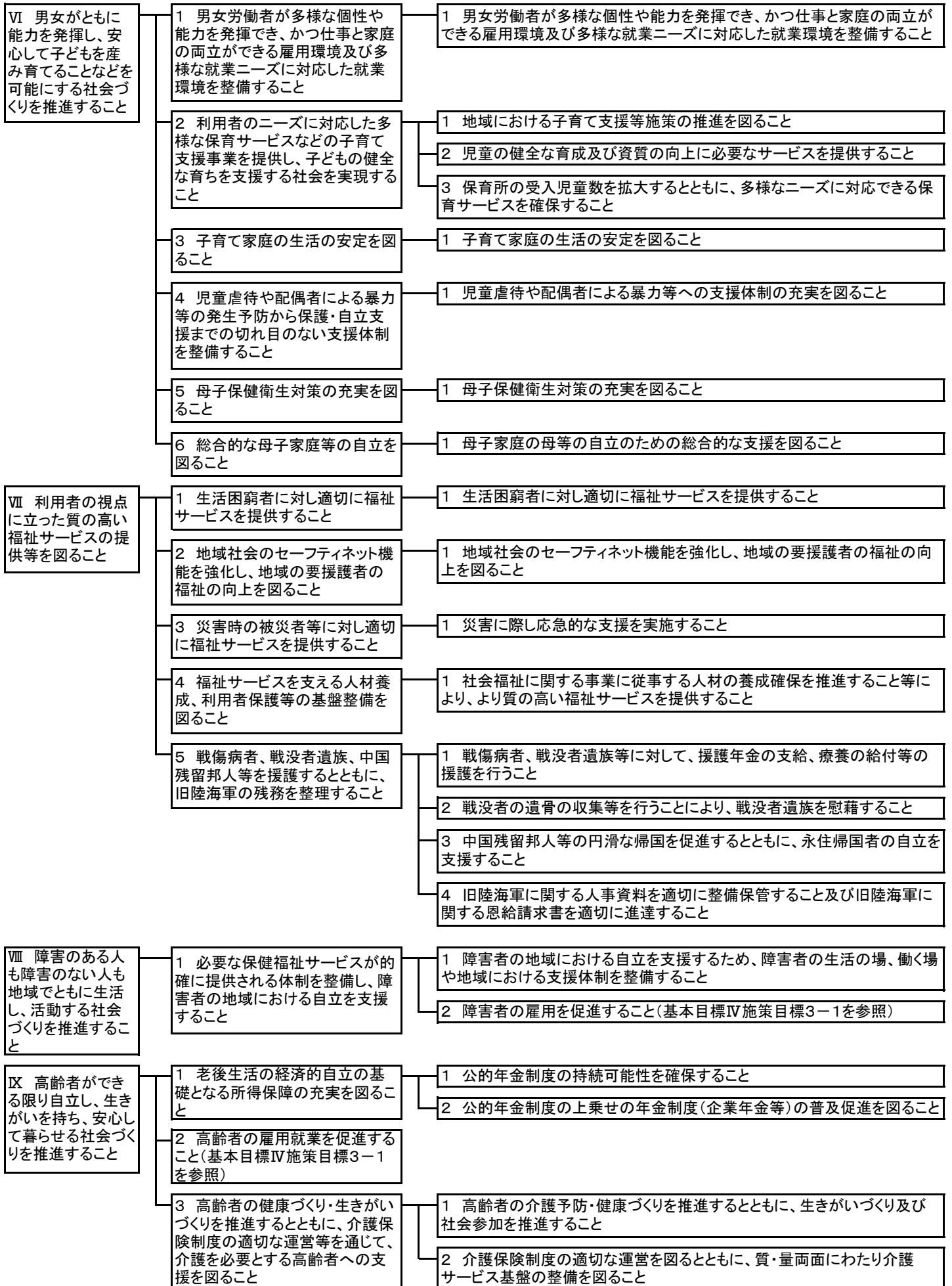
## 厚生労働省の使命

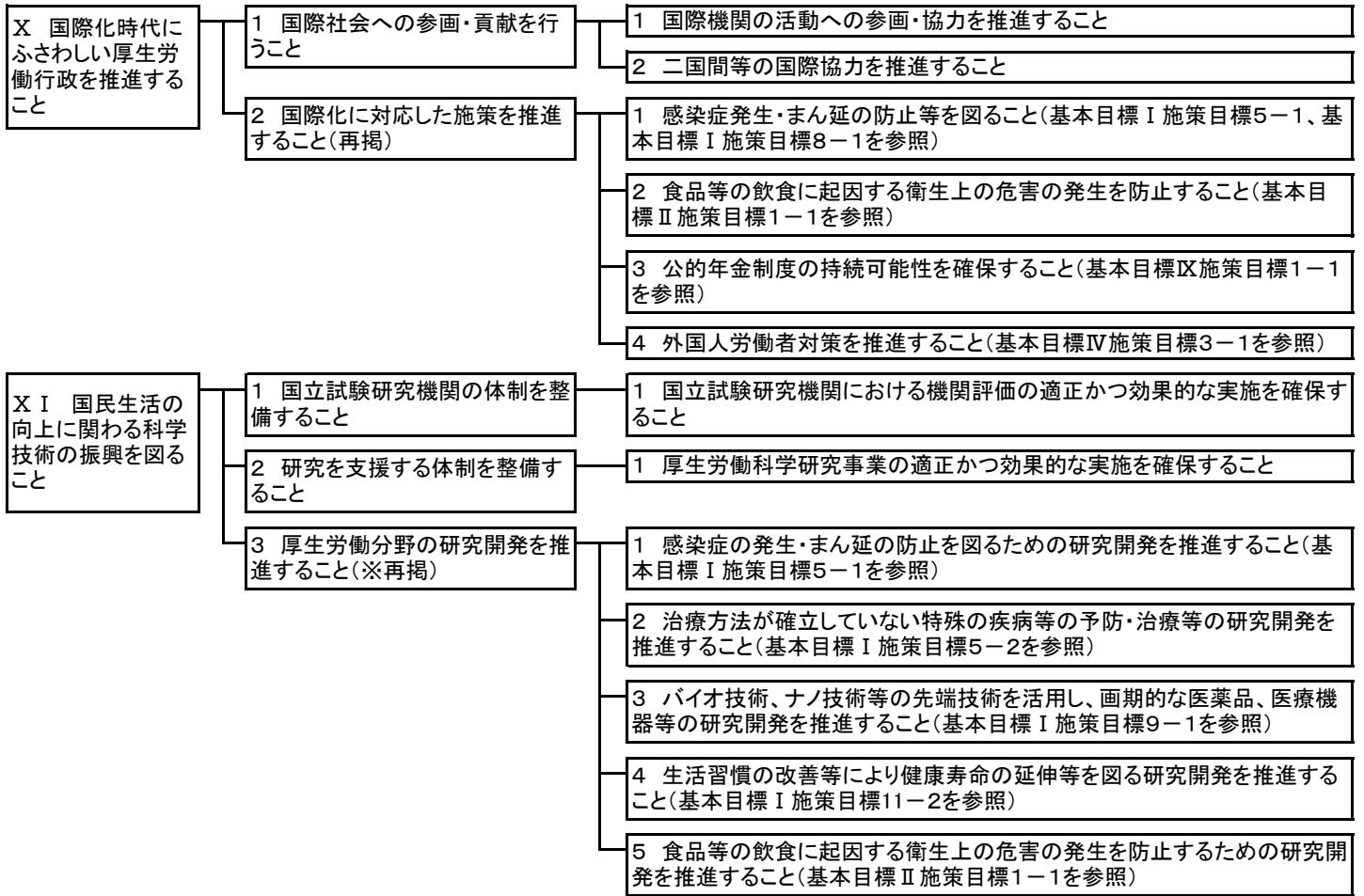
厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化インフラの普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
	9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保険医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)
	12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

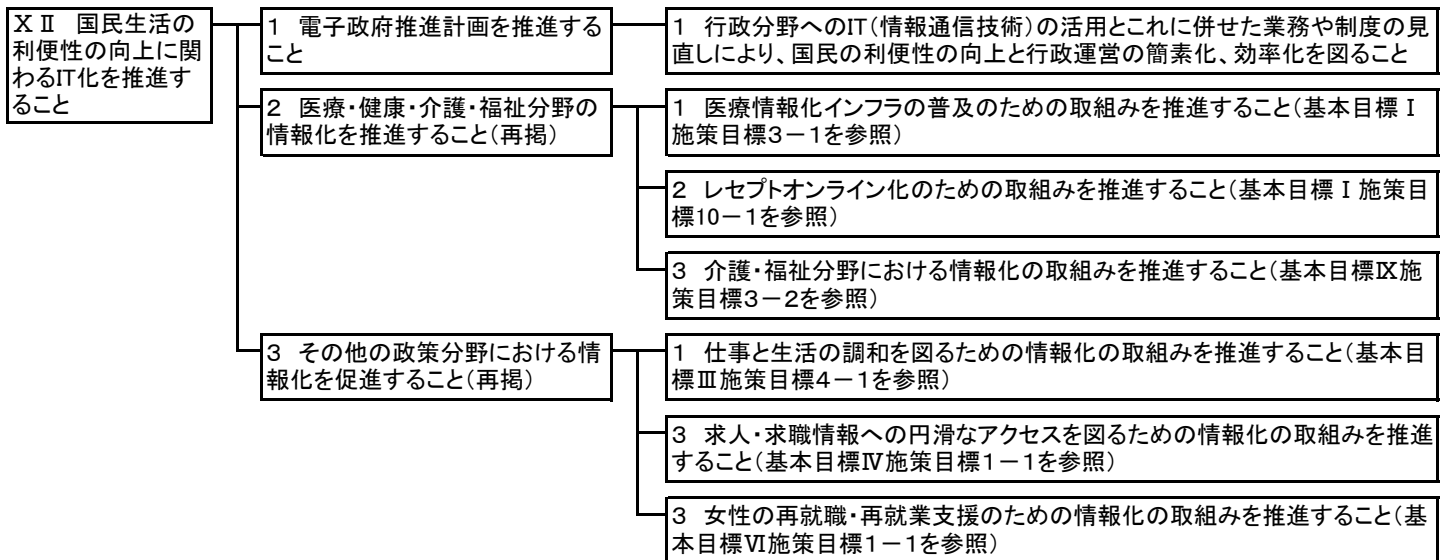








※ 再掲: 基本目標XI 施策目標3-1~3-5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09\\_02a.pdf](http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf) 参照



農林水産省



《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日決定） 平成19年4月2日改正 平成19年10月1日改正 平成20年4月1日改正 平成20年8月1日改正 平成21年3月31日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成18年度から22年度までの5年間</p> <p>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。</p> <p>○ 事業評価（規制） 法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。</p> <p>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</p> <p>○ 事業評価（公共事業） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 ② また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。</p> <p>・ 完了後 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業は、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 ② また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。 ③ 研究制度についても研究開発課題と同様に行う。</p> <p>・ 終了時 ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ② 研究制度</p>

	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p> <p>⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況調書案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課は、調書案について審査する。大臣官房情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 各調整部局、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、情報評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。</p> <p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 21 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 21 年 3 月 31 日決定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 実績評価：17 政策分野 8 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：52 公共事業</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p>
	<p>② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>○ 未着手：1 公共事業実施地区</p> <p>○ 未了：54 公共事業実施地区</p>
	<p>③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>



表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式：15公共事業(85事業実施地区) <22年度新規着工要求事業:13地区> [表14-3-ア] <22年度新規地区採択要求事業:72地区> [表14-3-イ~エ]	新規採択は妥当	85	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う		85	
				概算要求に反映	13		
		事業評価方式：5研究開発課題 [表14-3-オ]	新規実施は妥当	5	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		5
					概算要求に反映	5	
事業評価方式：2研究制度 [表14-3-カ]	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		2		
			概算要求に反映	2			
事業評価方式：2件(規制) [表14-3-キ]	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、政令案について改正案のとおり改正した		2		
事後評価	実績評価方式：17政策分野 [53目標] [表14-3-ク] (法第7条第2項第1号)	達成ランクA (達成度合90%以上、おおむね有効)	30	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】		17	
		達成ランクB (達成度合50%以上90%未満、有効性の向上が必要である)	21	概算要求に反映	17		
		達成ランクC (達成度合50%未満、有効性に問題がある)	2	機構・定員要求に反映	5		
		実績評価方式：8成果重視事業 [表14-3-ケ]	目標の達成に向けて順調に進捗等	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】		8
					今後、成果の検証を実施等	5	
		総合評価方式：1課題 [表14-3-コ]	一部課題が見られるものの、概ね順調	1	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】		1
		事業評価方式(期中)：19公共事業(100事業実施地区) [表14-3-サ~タ]	継続が妥当	68	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】		68
					概算要求に反映	52	
			計画変更の上、継続が妥当	7	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】		7
					概算要求に反映	4	
		休止・中止が妥当	2	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】		2	
		実施方針を事業実施主体が判断	23	評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】		23	

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式（完了後）：32公共事業（219事業実施地区） 〔表14-3-チ～ナ〕	実施は妥当	219	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	219	
		実施に問題がある	0			
	未着手 (法第7条第2項第2号イ) 第2号イ)	事業評価方式（期中）：1公共事業（1事業実施地区） 〔表14-3-セ〕	継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	0
			計画変更の上、継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	0
			休止・中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	1
	未了 (法第7条第2項第2号ロ) 第2号ロ)	事業評価方式（期中）：14公共事業（54事業実施地区） 〔表14-3-サ、セ、タ〕	継続が妥当	37	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	37
					概算要求に反映	6
			計画変更の上、継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	3
					概算要求に反映	1
	休止・中止が妥当	0	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	0		
実施方針を事業実施主体が判断	14	評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】	14			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は目標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策分野の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。
- 2 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものとして、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものについては、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 3 「平成21年度農林水産省政策評価実施計画」では、1つの研究制度について事業評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により行わないこととした。

表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度新規着工を要求している 4 事業 (13 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の事前評価)」として公表。

表 14-3-ア 新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (9 地区)
2	国営農地再編整備事業 (1 地区)
3	国営総合農地防災事業 (2 地区)
4	直轄地すべり対策事業 (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-①参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 5 事業 (31 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業 (7 地区)
2	経営体育成基盤整備事業 (9 地区)
3	畑地帯総合整備事業 (8 地区)
4	農地防災事業 (1 地区)
5	地すべり対策事業 (6 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 4 事業 (38 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業 (直轄) (18 地区)
2	水源林造成事業 (独立行政法人事業) (4 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (4 地区)
4	森林環境保全整備事業 (補助) (12 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 14-4-③参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 2 事業（3 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-④参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日及び 11 月 6 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 14-3-オ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発
2	農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発
3	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
4	R T・高度環境制御技術を活用した農業自動化・アシストシステムの開発
5	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑤参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上の 2 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（研究制度の事前評価）」として公表。

表 14-3-カ 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
2	地域活性化のための技術開発支援事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑥参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 10 月 21 日及び 11 月 5 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農地転用規制の厳格化（第 1 種農地の集団性の基準の引下げ）
2	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑦参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべてを17の政策分野に分類し、53目標を設定して評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）」として公表。

表14-3-ク 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食品産業の競争力の強化	改善・見直し
2	主要食糧の需給の安定の確保	改善・見直し
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	改善・見直し
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	改善・見直し
5	国産農畜産物の競争力の強化	改善・見直し
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	改善・見直し
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	改善・見直し
8	農業者への経営支援の条件整備	改善・見直し
9	農地、農業用水等の整備・保全	改善・見直し
10	都市との共生・対流等による農村の振興	改善・見直し
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	改善・見直し
13	水産物の安定供給の確保	改善・見直し
14	水産業の健全な発展	改善・見直し
15	バイオマスの利活用の推進	改善・見直し
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	改善・見直し
17	農林水産物・食品の輸出の促進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑧参照。

なお、政策分野ごとに行う「実績評価」を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の予算事業等（政策手段）を対象に「政策手段別評価」を実施している。平成21年度には、5の政策手段を対象に評価を実施し、当該評価結果を踏まえ、22年度予算要求を行った。

(2) 実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の8つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「平成20年度に実施した成果重視事業に係る評価書」として公表。

表14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業〔Ⅰ-①〕	引き続き推進
2	生産資材コスト低減成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
3	低コスト植物工場成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
4	IT活用型営農成果重視事業〔Ⅲ-⑥〕	引き続き推進
5	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔Ⅷ-⑮〕	引き続き推進

6	成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業〔Ⅷ-⑬〕	引き続き推進
7	総合食料局情報管理システムにおける最適化の実施	引き続き推進
8	国有林野情報管理システムの開発〔Ⅵ-⑩〕	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑨参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (3) 総合評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の1課題を対象として評価し、その結果を平成21年8月31日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表14-3-コ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発（農林水産研究の重点目標の進捗状況の検証）	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑩参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した事業の5事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表14-3-サ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（7地区）	引き続き推進（6地区） 改善・見直し（1地区）
2	国営総合農地防災事業（1地区）	引き続き推進
3	直轄地すべり対策事業（1地区）	引き続き推進
4	水資源機構かんがい排水事業（1地区）	引き続き推進
5	農用地総合整備事業（1地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑪参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した1事業（48地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業（独立行政法人事業）（48地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表14-4-⑫参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた2事業（4地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事

後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-3 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地域水産物供給基盤整備事業（2地区）	改善・見直し
2	広域漁港整備事業（2地区）	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑬参照。

（7）事業評価方式を用いて、事業採択後5年を経過して未着手の事業、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の11事業（79地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-7 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（9地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（22地区）	引き続き推進（20地区） 改善・見直し（2地区）
3	畑地帯総合整備事業（10地区）	引き続き推進（9地区） 改善・見直し（1地区）
4	農道整備事業（9地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（8地区）
5	田園整備事業（1地区）	引き続き推進
6	中山間総合整備事業（3地区）	引き続き推進
7	農地防災事業（8地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（7地区）
8	農地保全事業（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）
9	農村環境保全対策事業（4地区）	その他
10	海岸保全施設整備事業（農地）（8地区）	その他
11	海岸環境整備事業（2地区）	その他

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑭参照。

（8）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の1事業（3地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-10 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	民有林補助治山事業（補助）（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表14-4-⑮参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近の期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業の 3 事業（10 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（3 地区）	改善・見直し（2 地区） 廃止・休止・中止（1 地区）
2	漁村総合整備事業（補助）（6 地区）	その他
3	海岸保全施設整備事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑯参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 4 事業（13 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（6 地区）
2	国営農用地再編整備事業（5 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（農地）（1 地区）
4	農用地総合整備事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑰参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 2 事業（5 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ツ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（4 地区）
2	直轄地すべり防止事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑱参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 17 事業（145 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。



表 14-3-テ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業（13 地区）
2	ほ場整備事業（17 地区）
3	土地改良総合整備事業（10 地区）
4	畑地帯総合整備事業（11 地区）
5	畑地帯開発整備事業（4 地区）
6	農道整備事業（12 地区）
7	農業集落排水事業（15 地区）
8	農村総合整備事業（10 地区）
9	農村振興総合整備事業（11 地区）
10	中山間総合整備事業（13 地区）
11	農地防災事業（7 地区）
12	農地保全事業（5 地区）
13	農村環境保全対策事業（1 地区）
14	海岸保全施設整備事業（農地）（2 地区）
15	海岸環境整備事業（農地）（2 地区）
16	草地畜産整備事業（5 地区）
17	畜産環境総合整備事業（7 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑱参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 2 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ト 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	民有林補助治山事業（補助）（18 地区）
2	森林居住環境整備事業（補助）（4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-⑳参照。

- (14) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 7 事業（34 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ナ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（10 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（2 地区）
3	漁村総合整備事業（補助）（9 地区）
4	漁港関連道整備事業（補助）（1 地区）
5	沿岸漁場整備開発事業（補助）（1 地区）
6	海岸保全施設整備事業（補助）（6 地区）
7	海岸環境整備事業（補助）（5 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)）の表 14-4-㉑参照。

## 政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ([http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/h21\\_seisaku\\_2.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/h21_seisaku_2.pdf))参照

經濟産業省



＜経済産業省＞

表 15-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日改正 平成19年8月31日改正 平成19年9月26日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。 ○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。 ○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。
	③ 事後評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明らかにする。 ○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。 ○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。
実施計画の名称	平成21年度経済産業省事後評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：9施策及びその他、施策の進捗状況等から評価が必要と判断されたもの。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて学識経験者の知見を活用しつつ、評価を行う。
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事前評価：68件 (新規施策) 〈21年8月公表：34件〉 〔表15-3-ア〕 〈21年12月公表：34件〉 〔表15-3-イ〕	事前評価：7件（5政策） (規制) 〔表15-3-ウ〕	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした	34
			概算要求に反映	34
			機構・定員要求に反映	21
			機構要求に反映	4
			定員要求に反映	21
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：9件 〔表15-3-エ〕 ≪実績評価方式：10件≫ 〔表15-3-オ〕	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）	9 ≪10≫
			【改善・見直し】	
			概算要求に反映	1 ≪10≫
			機構・定員要求に反映	1 ≪4≫
			機構要求に反映	1 ≪1≫
			定員要求に反映	1 ≪4≫
			政策の重点化等	1 ≪10≫
			政策の一部の廃止・休止・中止	0 ≪0≫
			① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた	5
			【引き続き推進】	
② 評価結果を踏まえ、当該施策を中止した	1			
			【廃止・休止・中止】	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし		—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし		—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし		—	—

- (注) 1 新規施策に係る「事前評価：68件」については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定、以下「22年度予算編成方針」という。）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年12月公表分）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 2 公共事業に係る「事業評価方式：11件」については、22年度予算編成方針を踏まえ行われた概算要求に伴う21年12月公表の評価結果と、22年3月公表の評価結果が政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 3 ≪ ≫は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 15-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 22 年度予算概算要求等に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」として公表。

表 15-3-ア 新規施策等を対象として事前評価した政策〈21 年 8 月公表〉

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	知的財産の適切な保護
4	工業標準・知的基盤の整備
5	経営イノベーション・事業化促進
6	I T の利活用の促進
7	流通・物流基盤整備
8	情報セキュリティ対策の推進
9	消費者行政（製品・取引）の推進
10	経済産業統計の整備
11	通商政策
12	貿易投資促進
13	経済協力の推進
14	貿易管理
15	ものづくり産業振興
16	情報産業強化
17	サービス産業強化
18	コンテンツ産業強化
19	化学物質管理
20	中小企業事業環境の整備
21	経営革新・創業促進
22	経営安定・取引の適正化
23	まちづくりの推進
24	地域経済の活性化の推進
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
27	省エネルギーの推進
28	原子力の推進・電力基盤の高度化
29	鉱物資源の安定供給確保
30	温暖化対策
31	資源循環推進
32	環境経営・競争力の強化
33	原子力安全
34	産業保安

(注) 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表15-4-①参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度概算要求に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 4 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」とし

て公表。

表 15-3-イ 新規施策等を対象として事前評価した政策〈21年12月公表〉

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	知的財産の適切な保護
4	工業標準・知的基盤の整備
5	経営イノベーション・事業化促進
6	I Tの利活用の促進
7	流通・物流基盤整備
8	情報セキュリティ対策の推進
9	消費者行政（製品・取引）の推進
10	経済産業統計の整備
11	通商政策
12	貿易投資促進
13	経済協力の推進
14	貿易管理
15	ものづくり産業振興
16	情報産業強化
17	サービス産業強化
18	コンテンツ産業強化
19	化学物質管理
20	中小企業事業環境の整備
21	経営革新・創業促進
22	経営安定・取引の適正化
23	まちづくりの推進
24	地域経済の活性化の推進
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
27	省エネルギーの推進
28	原子力の推進・電力基盤の高度化
29	鉱物資源の安定供給確保
30	温暖化対策
31	資源循環推進
32	環境経営・競争力の強化
33	原子力安全
34	産業保安

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表15-4-②参照。

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策において7件の評価を行い、その結果を平成21年5月26日、6月16日、8月14日、8月31日及び11月11日に「事前評価書」として公表。

表 15-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
2	事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正（3件）
3	非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制
4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質等に係る所要の措置
5	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ



([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-③参照。  
 2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、9の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成21年6月30日、22年3月10日、3月15日、3月16日、3月19日、3月24日、3月25日及び3月26日に「平成21年度事後評価書」として公表。

表15-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
3	通商政策（重点目標に対する実績評価を含む）	改善・見直し
4	経済協力の推進	改善・見直し
5	サービス産業強化	改善・見直し
6	コンテンツ産業強化	改善・見直し
7	経営革新・創業促進	改善・見直し
8	まちづくりの推進	改善・見直し
9	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-④参照。

(2) 以下の10施策は、「平成20年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成20年度に事後評価書として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表15-3-オ 実績評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	知的財産の適切な保護	改善・見直し
2	流通・物流基盤整備	改善・見直し
3	貿易投資促進	改善・見直し
4	貿易管理	改善・見直し
5	ものづくり産業振興	改善・見直し
6	化学物質管理	改善・見直し
7	中小企業事業環境の整備	改善・見直し
8	鉱物資源の安定供給確保	改善・見直し
9	資源循環推進	改善・見直し
10	産業保安	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表15-4-⑤参照。

- (3) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 5 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 25 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-カ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 8 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（5 事業）	—

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15-4-⑥参照。  
 2 「評価結果の反映状況」欄の「—」については、表 15-2 の (注) 2 を参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度予算概算要求に当たり、工業用水道事業 5 事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 2 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-キ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 12 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（5 事業）	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15-4-⑦参照。

- (4) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 1 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 5 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-ク 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22 年 3 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（1 事業）	廃止・休止・中止

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 15-4-⑧参照。

## 政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、21年度における評価に係るもの

使命(ミッション):  
競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策	
1. 経済産業政策	01 産業人材	
	02 技術革新の促進・環境整備	
	03 知的財産の適切な保護	
	04 工業標準・知的基盤の整備	
	05 経営イノベーション・事業化促進	
	06 ITの利活用の促進	
	07 流通・物流基盤整備	
	08 情報セキュリティ対策の推進	
	09 消費者行政(製品・取引)の推進	
	10 経済産業統計の整備	
2. 対外経済政策	11 通商政策	
	12 貿易投資促進	
	13 経済協力の推進	
	14 貿易管理	
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	15 ものづくり産業振興	
	16 情報産業強化	
	17 サービス産業強化	
	18 コンテンツ産業強化	
	19 化学物質管理	
4. 中小企業・地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備	
	21 経営革新・創業促進	
	22 経営安定・取引の適正化	
	23 まちづくりの推進	
	24 地域経済の活性化の推進	
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	
	27 省エネルギーの推進	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
	29 鉱物資源の安定供給確保	
	30 温暖化対策	
	31 資源循環推進	
	32 環境経営・競争力の強化	
	6. 原子力安全・産業保安政策	33 原子力安全
		34 産業保安

(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ  
([http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/22fy\\_yosangaku.pdf](http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/22fy_yosangaku.pdf))参照



国土交通省



《国土交通省》

表 16-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定）                  平成15年3月27日改正 平成15年7月15日改正 平成15年10月10日改正 平成16年7月30日改正                  平成17年7月29日改正 平成18年8月4日改正 平成19年3月30日改正 平成19年8月10日改正                  平成19年10月1日改正 平成21年3月31日改正 平成22年3月29日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間                  ② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式）                  以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、規制の事前評価、個別公共事業の新規事業採択時評価及び個別研究開発課題の事前評価の対象は除く。                  ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等をいう。）                  イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式）                  法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。                  ア 直轄事業                  イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。）                  ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）                  研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p>
<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式）                  国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を政策チェックアップの対象とする。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式）                  以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。                  ア 国土交通省の政策課題として重要なもの                  イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの                  ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの                  エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。                  ア 直轄事業                  イ 独立行政法人等施行事業                  ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。                  ア 直轄事業</p>	

		<p>イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別研究開発課題の中間評価(事業評価方式) 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 個別研究開発課題の終了時評価(事業評価方式) 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 「成果重視事業」の事後評価 「成果重視事業」については、政策チェックアップ又は個別研究開発課題評価の手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。個別研究開発課題評価による場合は、毎年度の中間評価を実施する。</p> <p>○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。</p>
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官(政策評価)及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成21年度国土交通省事後評価実施計画(平成21年3月31日策定) 平成21年8月31日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	<p>○ 政策チェックアップ:13の政策目標に係る政策</p> <p>○ 政策レビュー:15テーマ</p> <p>○ 個別公共事業の再評価(②に該当するもの以外):587事業</p> <p>○ 個別公共事業の完了後の事後評価:88事業</p> <p>○ 個別研究開発課題の中間評価:1課題</p> <p>○ 個別研究開発課題の終了後の事後評価:27課題</p>
	② 5年未着工・10年継続中(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	<p>○ 5年未着工:個別公共事業の12事業</p> <p>○ 10年継続中:個別公共事業の297事業</p>

(注) 基本計画については、平成21年3月31日の改正において、毎年度、計画期間を変更する方式から計画期間を固定する方式に見直す等、全面的な見直しが行われている。



表 16-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
<b>事前評価</b> 政策アセスメント（事業評価方式）：111件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：49件〉〔表16-3-ア〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）実施：40件〉〔表16-3-イ〕 〈21年度予算概算要求時実施分修正等：22件〉〔表16-3-ウ〕 規制の事前評価（事業評価方式）：10件〔表16-3-エ〕 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：145件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：18件〉〔表16-3-オ〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）：1件〉〔表16-3-カ〕 〈21年度補正予算に係る事業：61件〉〔表16-3-キ〕 〈22年度予算に向けた事業（直轄事業等）：10件〉〔表16-3-ク〕 〈22年度予算に向けた事業（補助事業等）：55件〉〔表16-3-ケ〕 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：73件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：36件〉〔表16-3-コ〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）：2件〉〔表16-3-サ〕 〈21年度末公表：35件〉〔表16-3-シ〕	新規施策の評価は妥当	111	評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 40 機構・定員要求に反映 9 機構要求に反映 4 定員要求に反映 9	
	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	10	評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	10
	事業の採択は妥当	145	平成22年度予算等に反映した	140
	課題の採択は妥当	73	平成22年度予算等に反映した	69
	<b>事後評価</b> 政策チェックアップ（実績評価方式）：49件 （46施策目標） [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）]〔表16-3-ス〕 （成果重視事業：3件）〔表16-3-セ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当	49	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】
② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】				21 概算要求に反映 21 機構・定員要求に反映 3 機構要求に反映 2 定員要求に反映 3 政策の重点化等 8 政策の一部の廃止・休止・中止 1
③ 事業の最終年度を迎えたもの				2

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
政策レビュー（総合評価方式）：5 テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）4件〕 〔表16-3-3〕 【政策レビュー（総合評価方式）：11テーマ】 〔表16-3-4〕	テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	5	評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する。 【引き続き推進】
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：293件{33件} 〈21年度道路関係予算配分・執行业務分18件〉〔表16-3-1〕 〈22年度予算概算要求時実施等：14件{22件}〉〔表16-3-2、テ〕 〈21年度補正予算に係る事業：8件〉〔表16-3-3〕 〈22年度予算に向けた事業（直轄事業等）：184件〉〔表16-3-4〕 〈22年度予算に向けた事業等（補助事業等）：69件{11件}〉〔表16-3-5、ヌ〕  〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）242件{29件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）3件{3件}〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）48件{1件}〕	事業の継続が妥当	258	事業を継続 【引き続き推進】
	事業を見直した上での継続が妥当	22	事業を見直した上で継続 【改善・見直し】
	事業の中止が妥当	13	事業を中止 【廃止・休止・中止】
	再事後評価、改善措置の必要なし	92	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した
個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：94件 〔表16-3-6〕	再事後評価の必要あり	2	
個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）：1件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-7〕	研究開発課題の継続は妥当	1	平成22年度予算に反映した 【引き続き推進】
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：30件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-8〕	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	30	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する

(注) 1 { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

- 国土交通省では、個別公共事業の評価について、維持・管理に係る事業、災害復旧事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象として、新規事業採択時評価及び再評価を行っており、表中の法第7条第2項第1号の件数は、政策評価の実施が義務付けられておらず国土交通省が自主的に取り組んでいるものである。
- 政策アセスメントの平成22年度予算概算要求時の評価については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年11月公表）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 個別公共事業の新規事業採択時評価及び個別研究開発課題の事前評価それぞれの22年度予算概算要求時の評価については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い、8月に公表した評価の対象政策の一部について、評価が実施され、また、その一部については概算要求に盛り込まれなかったことにより、一部の評価結果が政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。

表 16-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 49 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 16-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（22 年度予算概算要求時（21 年 8 月公表））

No.	評価対象施策
<b>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</b>	
1	民間賃貸住宅の契約の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設
<b>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
2	地域における継続的な海岸漂着ゴミ対策の推進
3	200 海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
4	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進
5	自動車運送事業者による CO <sub>2</sub> 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発
6	歴史的な水辺環境改善下水道事業の創設
7	資源・エネルギー循環下水道事業の創設
8	まちを元気づける水辺整備を推進するための「お濠再生プロジェクト」の創設
<b>政策目標 3 地球環境の保全</b>	
9	エコモビリティ都市の推進
<b>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</b>	
10	緊急地震速報等の高度化
11	集中豪雨・局地的大雨対策の強化
12	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化
13	下水道浸水被害軽減総合事業の強化
14	都市機能保全型老朽管対策事業の創設
15	砂防設備等の緊急改築制度の創設
16	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設
17	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100 <sup>mm</sup> /h 安心プラン（仮称）」の策定
18	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進（流域治水対策河川事業費補助の創設）
19	沿岸域一帯の危機管理・減災対策の創設
20	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進
21	広域侵食対策事業の創設
<b>政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
22	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進
<b>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
23	産業活性化のための港湾機能の強化
24	物流施設の耐震強化
25	観光魅力を活かした船旅の振興
26	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
<b>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進</b>	
27	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設
28	交通結節点の利便性向上と周辺の一體的整備を重点支援する制度の創設
29	歴史的風致維持向上施設整備事業の創設
<b>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</b>	
30	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進
31	バス交通における環境整備モデル事業の創設
32	外海離島等の運航費軽減・需要喚起方策の調査
33	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設

<b>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
34	観光地の魅力創出インフラ整備の推進
35	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入
36	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進
37	不動産市場の活性化のための情報基盤の構築
38	建設業と地域の相互発展促進事業の実施
39	建設業の施工力の強化
40	都市部官民境界基本調査の創設
41	都市再生街づくり支援調査の創設
42	山村境界基本調査の創設
<b>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
43	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設
44	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設
45	広域自立成長推進事業（仮称）の創設
<b>政策目標 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進</b>	
46	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築
47	地域交通IT基盤確立プログラムの推進
<b>政策目標 12 国際協力、連携等の推進</b>	
48	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化
49	官民連携による海外交通プロジェクトの推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表16-4-①参照。

また、その後に示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、以下の40の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を21年11月26日に「平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表16-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）〉

No.	評価対象施策
<b>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</b>	
1	民間賃貸住宅の家賃債務保証業等の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設
<b>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
2	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
3	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進
4	自動車運送事業者によるCO <sub>2</sub> 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発
5	歴史的な水辺環境改善下水道事業の創設
<b>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</b>	
6	緊急地震速報等の高度化
7	集中豪雨・局地的大雨対策の強化
8	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化
9	下水道浸水被害軽減総合事業の強化
10	都市機能保全型老朽管対策事業の創設
11	砂防設備等の緊急改築制度の創設
12	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設
13	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100 <sup>mm</sup> /h安心プラン（仮称）」の策定
14	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進（流域治水対策河川事業費補助の創設）
15	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進
<b>政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
16	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進
<b>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
17	戦略物資を取扱う港湾施設の機能強化
18	物流施設の耐震強化
19	遠隔離島における活動拠点の整備

20	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
<b>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進</b>	
21	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設
22	低炭素都市基盤創造事業の創設
<b>政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</b>	
23	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進
24	外海離島等の運航費軽減等の実証調査
25	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設
<b>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
26	観光地の魅力創出インフラ整備の推進
27	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入
28	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進
29	建設業新分野展開支援事業の実施
30	建設業の施工力の強化
31	都市部官民境界基本調査の創設
32	都市再生街づくり支援調査の創設
33	山村境界基本調査の創設
<b>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
34	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設
35	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設
36	広域自立成長推進事業（仮称）の創設
<b>政策目標 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進</b>	
37	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築
38	地域交通IT基盤確立プログラムの推進
<b>政策目標 12 国際協力、連携等の推進</b>	
39	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化
40	官民連携による海外交通プロジェクトの推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表16-4-②参照。

- (2) 「平成21年度予算概算要求等に係る事前評価書」(平成20年8月25日公表)に、必要な修正及び追加を行い、21年8月31日に「平成20年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

表16-3-ウ 政策アセスメントを実施した施策(21年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象施策
<b>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
1	下水道未普及解消重点支援制度の創設
2	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進(新世代下水道支援事業制度の拡充)
<b>政策目標 3 地球環境の保全</b>	
3	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充
4	内航海運省エネ化促進調査事業
5	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設
<b>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</b>	
6	下水道浸水被害軽減総合事業の創設
7	下水道総合地震対策事業の創設
8	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
9	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(2件)
10	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
11	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(7件)
12	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(2件)
13	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(2件)

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成21年6月16日制定)II3(3)に基づくものである。各評価対象政策の評価の結果及び

- その結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-③参照。  
 2 No.1～7は法令改正に関連するもの、No.8～13は規制の事前評価に関連するものである。  
 3 表中の（ ）は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(3) 規制の新設又は改廃（10件）に係る政策を対象として評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成21年6月25日、平成22年1月27日、2月8日、2月15日、2月22日、3月4日及び3月24日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	都市再生特別措置法施行令及び都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案
2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
3	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案
4	航空法の一部を改正する法律案（3件）
5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
6	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案
7	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案
8	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-④参照。  
 2 表中の（ ）は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 平成22年度予算概算要求に当たって、個別箇所です予算内示を予定している事業に係る18事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（22年度予算概算要求時（21年8月公表））

No.	事業区分	件数	
1	ダム事業	直轄事業等	1
		補助事業	1
2	海岸事業	直轄事業	1
3	港湾整備事業	直轄事業	3
4	空港整備事業	直轄事業	1
5	船舶建造事業		6
6	海上保安官署施設整備事業		5
	計		18

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑤参照。  
 2 No.1～4は公共事業関係費、No.5及び6はその他施設費に係るものである。

また、その後示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、上記事業のうちの1事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、21年11月26日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書（その2）」として公表。

表 16-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22 年度予算概算要求時（21 年 11 月公表）〉

No.	事業区分	件数
1	船舶建造事業	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-⑥参照。

- (5) 平成 21 年度補正予算に係る評価として、61 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 16-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈21 年度補正予算に係る事業〉

No.	事業区分	件数
1	砂防事業等	補助事業等 17
2	海岸事業	補助事業等 19
3	道路・街路事業	直轄事業等 4
4	港湾整備事業	直轄事業 8
		補助事業等 2
5	空港整備事業	直轄事業 1
6	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業等 2
7	官庁営繕事業	4
8	船舶建造事業	3
9	海上保安官署施設整備事業	1
計		61

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-⑦参照。

2 No.1～6は公共事業関係費、No.7～9はその他施設費に係るものである。

- (6) 平成 22 年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、個別箇所で予算決定された事業を含め、10 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 2 月 1 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－」として公表。

表 16-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	港湾整備事業	直轄事業 1
2	空港整備事業	直轄事業 1
3	官庁営繕事業	2
4	船舶建造事業	5
5	海上保安官署施設整備事業	1
計		10

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-⑧参照。

2 No.1及び2は公共事業関係費、No.3～5はその他施設費に係るものである。

- (7) 平成 22 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、55 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-ケ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数
1	河川事業	補助事業等	2
2	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	15
3	鉄道防災事業	補助事業	26
4	住宅市街地総合整備事業		6
5	都市公園事業	補助事業	1
6	離島振興特別事業		1
7	奄美群島振興開発事業		1
8	小笠原諸島振興開発事業		3
	計		55

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-⑨参照。

2 No.1～5は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

- (8) 新規課題として開始しようとする 36 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 16-3-コ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）〉

No.	評価対象研究開発課題
1	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
2	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発
3	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
4	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
5	道路ネットワークの連結信頼性を考慮した道路構造物の補修優先順位付けに関する研究
6	密集市街地における協調的建て替えルール策定支援技術の開発
7	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
8	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究
9	伝統的技術を適用した木造建築物の耐久性向上に関する研究
10	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
11	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
12	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究
13	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
14	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
15	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究
16	変色水を用いた海域火山の観測研究
17	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
18	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発
19	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
20	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
21	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
22	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
23	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
24	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
25	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
26	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発
27	土砂災害の2次被害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
28	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
29	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
30	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
31	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool（情報共有プラットフォーム）の研究開発



32	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
33	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
34	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
35	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発
36	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑩参照。

また、その後に示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度概算要求に当たり、上記個別研究開発課題のうちの2の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、21年11月26日に「平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書（その2）」として公表。

表16-3-サ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）〉

No.	評価対象研究開発課題
1	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
2	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑪参照。

また、平成22年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた35の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書—平成21年度—」として公表。

表16-3-シ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈21年度末実施〉

No.	評価対象研究開発課題
1	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
2	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発
3	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
4	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
5	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発
6	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
7	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究
8	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
9	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
10	グリーンITSの研究開発
11	3次元データを用いた設計、施工、維持管理の高度化に関する研究
12	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究
13	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
14	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
15	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究
16	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
17	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発
18	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
19	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
20	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
21	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
22	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
23	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
24	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
25	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発

26	土砂災害の2次災害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
27	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
28	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
29	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
30	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool (情報共有プラットフォーム)の研究開発
31	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
32	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
33	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
34	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変位監視システムの開発
35	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html))の表16-4-⑫参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

46の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ(実績評価方式)を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成20年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-ス 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	改善・見直し
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	改善・見直し
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	改善・見直し
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	引き続き推進
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	引き続き推進
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	引き続き推進
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進

25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し
27	流通業務立地等の円滑化を図る	引き続き推進
28	集約型都市構造を実現する	引き続き推進
29	鉄道網を充実・活性化させる	引き続き推進
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	改善・見直し
35	建設市場の整備を推進する	引き続き推進
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	改善・見直し
39	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
40	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
41	離島等の振興を図る	改善・見直し
42	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
43	技術研究開発を推進する	引き続き推進
44	情報化を推進する	引き続き推進
45	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
46	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑬参照。

また、以下の3事業（成果重視事業）を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成20年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-セ 政策チェックアップを実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	自動車分野のCO <sub>2</sub> 排出量評価プログラムの構築（CO <sub>2</sub> 排出量予測の誤差）	—
2	自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業（①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮）	—
3	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑭参照。

2 No.1及び2は、事業の最終年度を迎えたものである。

(2) 5つのテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成21年11月26日及び22年3月29日に「平成21年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表16-3-ソ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	住宅・建築物の耐震化の促進	引き続き推進
2	第5次国土調査事業十箇年計画	引き続き推進
3	総合的な水害対策	引き続き推進
4	住宅分野における市場重視施策	引き続き推進

5	総合物流施策大綱（2005-2009）	引き続き推進
---	---------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑮参照。

また、以下の11のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成22年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表16-3-タ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	運輸安全マネジメント評価
2	道路交通の安全施策
3	観光立国の実現
4	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進
5	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果
6	都市再生の推進
7	住生活基本計画（全国計画）
8	住宅・建築物の耐震化の促進
9	鉄道の安全施策
10	港湾の大規模地震対策
11	緊急地震速報の利用の拡大

(3) 平成21年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、14事業について「個別公共事業の評価書（その2）」として21年7月7日に、3事業について「個別公共事業の評価書（その3）」として21年7月14日に、1事業について「個別公共事業の評価書（その4）」として21年7月28日にそれぞれその結果を公表。

表16-3-チ 再評価を実施した個別公共事業〈21年度予算（道路関係予算を配分・執行する事業）に係る評価〉

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業（直轄事業等）	14	改善・見直し
		3	改善・見直し（2件） 廃止・休止・中止（1件）
		1	改善・見直し
計		18	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑯参照。

(4) 平成22年度予算概算要求に当たって、個別箇所で予算内示を予定している事業に係る9事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業〈22年度予算概算要求時実施〉

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	8	引き続き推進（7件） 廃止・休止・中止（1件）
	補助事業	1	引き続き推進
		[評価手続中：17]	

計	9 [評価手続中：17]	—
---	-----------------	---

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑰参照。

- (5) 平成15、19及び20年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業5事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-テ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	15年度評価：2 [評価手続中：2]	廃止・休止・中止
			19年度評価：1	引き続き推進
			20年度評価：2 [評価手続中：3]	廃止・休止・中止
計			5 [評価手続中：5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑱参照。

- (6) 平成21年度補正予算に係る評価として、8事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成21年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表16-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（21年度補正予算に係る事業）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	8	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑲参照。

- (7) 平成22年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、個別箇所で予算決定された事業を含め、184事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を22年2月1日に「個別公共事業の評価書—平成21年度—」として公表。

表16-3-ナ 再評価を実施した個別公共事業（22年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	59	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	14	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	2	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	87	引き続き推進（85件） 改善・見直し（2件）
5	港湾整備事業	直轄事業	13	引き続き推進
6	都市公園事業	直轄事業	1	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	8	引き続き推進（7件） 廃止・休止・中止（1件）
計			184	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑳参照。

- (8) 平成 22 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、63 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-2 再評価を実施した個別公共事業（22 年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	4	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	11 [評価手続中：2]	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	15	引き続き推進（13 件） 改善・見直し（2 件）
4	港湾整備事業	補助事業等	11	引き続き推進（10 件） 廃止・休止・中止（1 件）
5	都市再生推進事業		3	引き続き推進
6	住宅市街地基盤整備事業		19 [評価手続中：3]	引き続き推進（18 件） 改善・見直し（1 件）
計			63 [評価手続中：5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-④参照。

- (9) 平成 15、18、19 及び 20 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 6 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-3 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業等	15 年度評価：2 [評価手続中：2]	廃止・休止・中止
		補助事業	19 年度評価：1	引き続き推進
			20 年度評価：2 [評価手続中：3]	廃止・休止・中止
2	港湾整備事業	補助事業等	18 年度評価：1	廃止・休止・中止
			[評価手続中： 20 年度評価 1]	—
計			6 [評価手続中：6]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 16-4-④参照。

- (10) 事業完了後の一定期間（5 年以内）が経過した 94 事業を対象として完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-4 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	19
2	ダム事業	直轄事業等	11
3	砂防事業等	直轄事業	1
		補助事業	4

4	海岸事業	補助事業	1
5	道路・街路事業	直轄事業等	27
		補助事業等	2
6	港湾整備事業	直轄事業	15
7	空港整備事業	直轄事業等	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		6
9	航路標識整備事業		1
10	官庁宮繕事業		6
計			94

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-④参照。  
2 No.1～9は公共事業関係費、No.10はその他施設費に係るものである。

- (11) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書－平成21年度－」として公表。

表16-3-ノ 中間評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題	評価結果の反映状況
1	マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-④参照。

- (12) 研究期間が終了した個別研究開発課題30課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書－平成21年度－」として公表。

表16-3-ハ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	高強度鋼等の革新的構造材料を用いた新構造建築物の性能評価手法の開発
2	磁気エネルギー回生スイッチによる照明の省エネ省資源
3	高性能分離膜とガスエンジンによる下水汚泥バイオガスからの低コストエネルギー生産技術の開発
4	大規模集客施設内部の非構造材の落下安全評価法の開発
5	集合住宅の劣化診断及び蘇生技術適用に資するナレッジベースの研究開発
6	流域エコロジカル・ネットワーク再生による健全な生態系の保全
7	革新的材料を用いた社会基盤施設の再構築
8	光触媒を用いた干潟および運河等におけるダイオキシン類を含む有害物質の除去に関する研究
9	コンクリート構造物の無振動・無騒音解体技術の開発
10	バイオセンサーによる室内空気質の毒性評価に関する研究
11	途上国に適用可能な超省エネ型の新規下水処理システムの創成
12	京都特有の自然素材を活用した低環境負荷・資源循環型木造住宅の開発
13	革新的音響モニタリング技術を用いた次世代河川流量測定システムの開発
14	住宅に対する建物被害調査・再建支援統合パッケージの開発
15	首都圏震災時における帰宅困難者・ボランティアと地域住民・自治体との協働による減災研究
16	膜張力測定装置の開発
17	緊急・代替輸送支援システムの開発
18	ナノテクノロジーを活用したアルミニウム合金の研究開発
19	地域活動と協働する水循環健全化に関する研究
20	地域被害推定と防災事業への活用に関する研究
21	地方都市再生に向けたLRT活用方策に関する研究

22	下水道管渠の適正な管理手法に関する研究
23	建築基準の性能規定化の一層の推進のための建築材料等の性能表示・認証システムに関する研究
24	災害時要援護者向け緊急情報発信マルチプラットフォームの開発
25	東アジア経済連携時代の国際物流ネットワークとインフラ整備政策に関する研究
26	G P S時系列データに含まれる季節的変動誤差の補正モデル構築に関する研究
27	緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発に関する研究
28	S A R衛星の位置情報の高精度化を通じた地盤変動抽出の高度化に関する研究
29	高密度地形データを用いた斜面崩壊予測のための大縮尺地形分類手法の開発
30	東海地震の予測精度向上及び東南海・南海地震の発生準備過程の研究

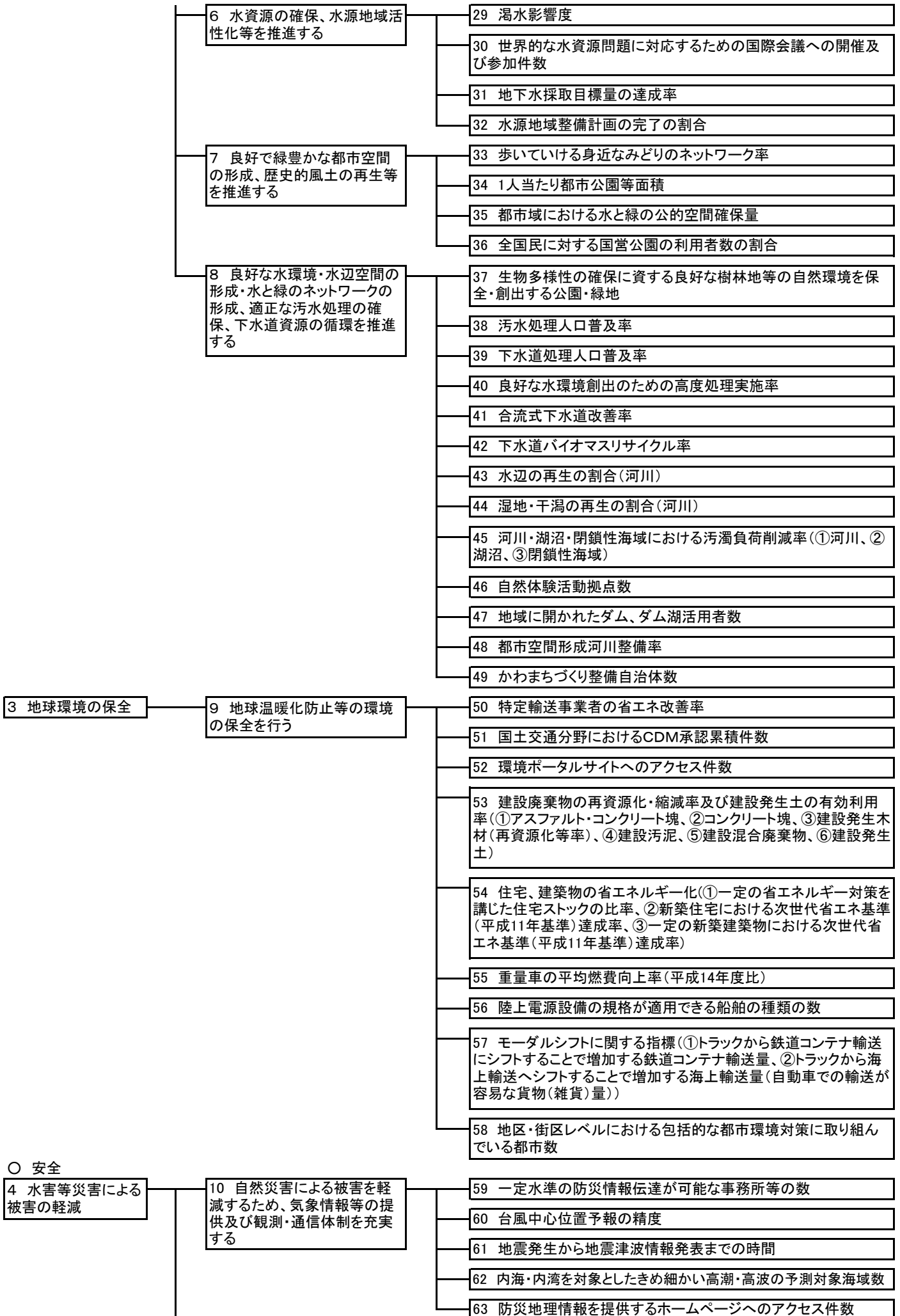
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表16-4-⑤参照。

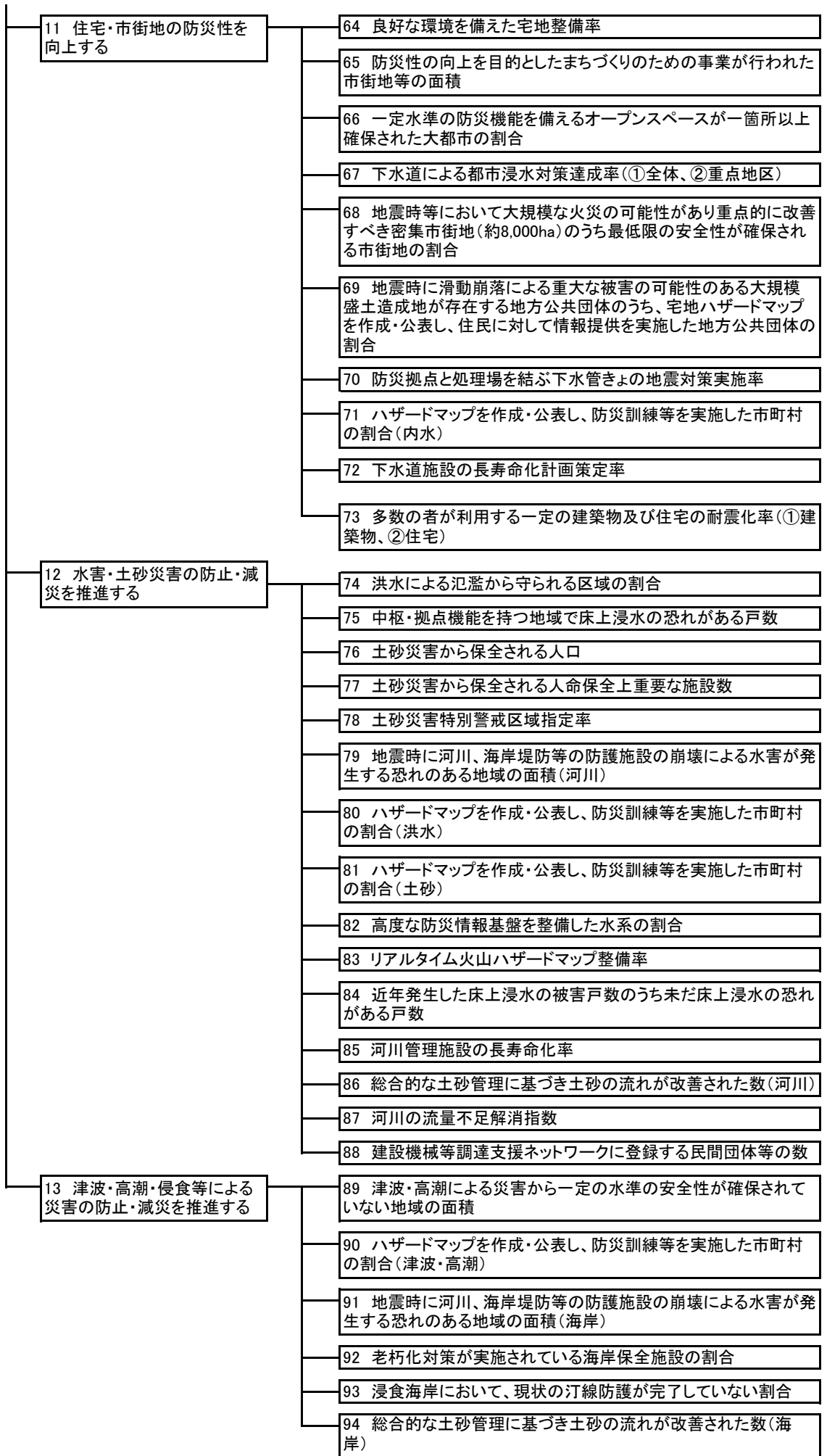


政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの  
業績指標

政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		9 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	
		10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー)	
		11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)	
		12 交通アドバイザー会議における意見への対応件数	
		13 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人員	
		14 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)	
		15 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		16 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	
		17 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		18 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	
		19 ICカードが導入されたバス車両数	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			21 水辺の再生の割合(海岸)
			22 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
			23 湿地・干潟の再生の割合(港湾)
			24 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
		5 快適な道路環境等を創造する	25 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合
	26 建設機械から排出されるNOx・PMの削減量(①PM、②NOx)		
27 市街地の幹線道路の無電柱化率			
28 クリーンエネルギー自動車の普及台数			





5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

- 95 公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数
- 96 遮断機のない踏切道数
- 97 地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合
- 98 主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数
- 99 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数
- 100 地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合
- 101 鉄道運転事故による乗客の死亡者数
- 102 事業用自動車による交通事故死者数
- 103 商船の海難船舶隻数
- 104 船員災害発生率(千人率)
- 105 小型船舶の安全拠点の数
- 106 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数
- 107 国内航空における航空事故発生件数
- 108 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率
- 109 道路交通における死傷事故率
- 110 あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率
- 111 事故危険箇所の死傷事故抑止率
- 112 完了検査率
- 113 特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数
- 114 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数
- 115 車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)
- 116 海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数
- 117 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数
- 118 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数
- 119 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数
- 120 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

15 道路交通の安全性を確保・向上する

16 住宅・建築物の安全性の確保を図る

17 自動車事故の被害者の救済を図る

18 自動車の安全性を高める

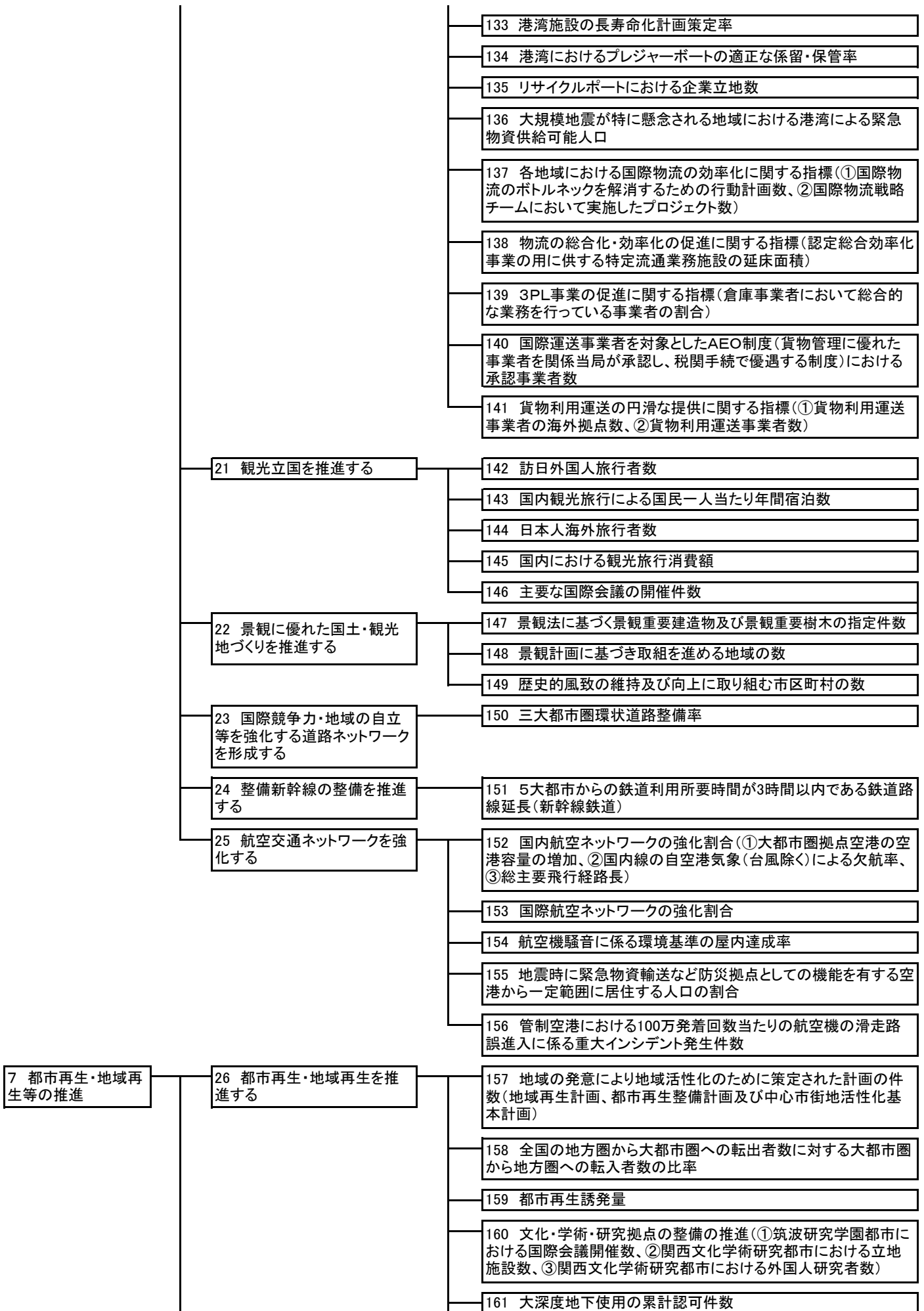
19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

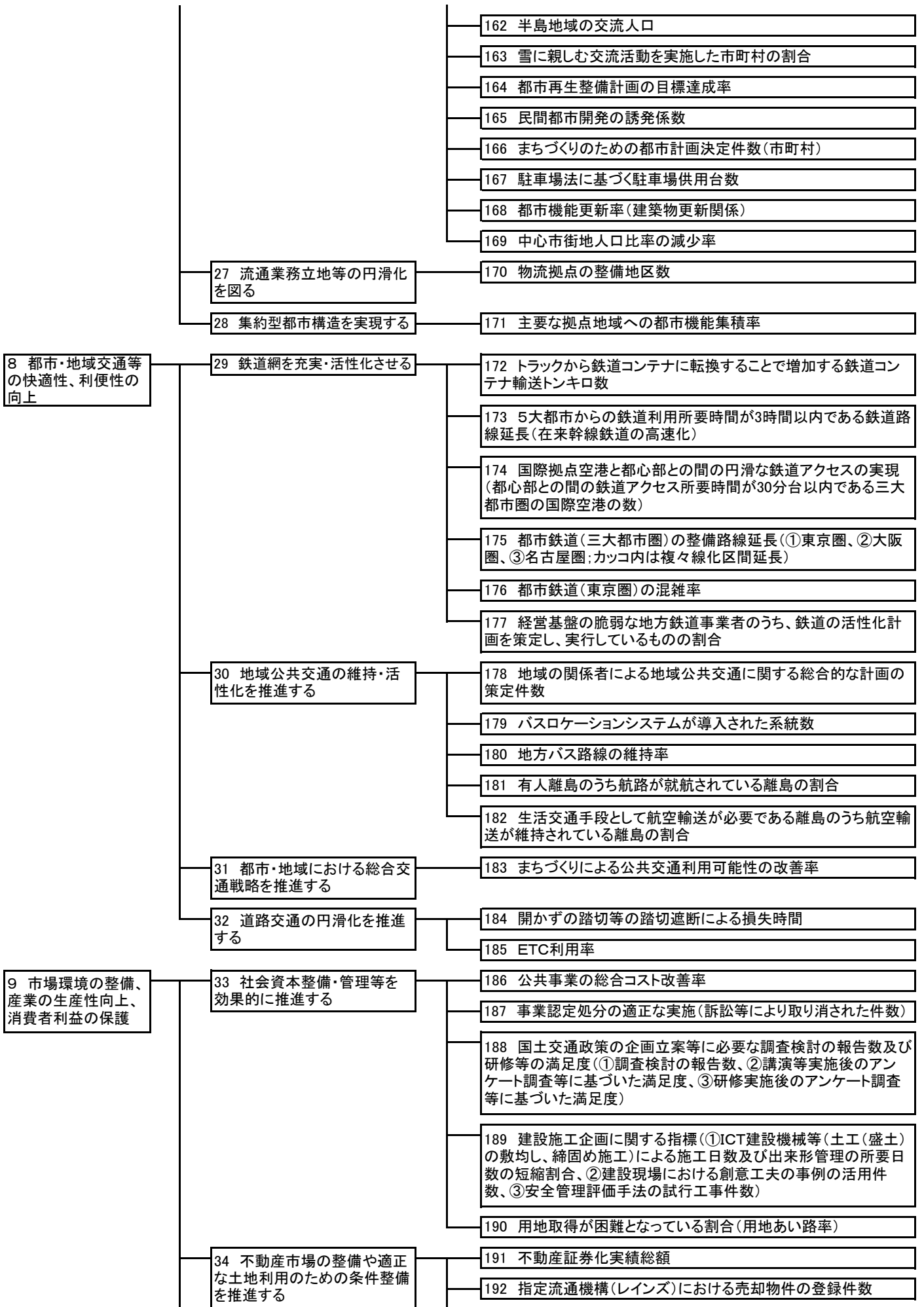
○ 活力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

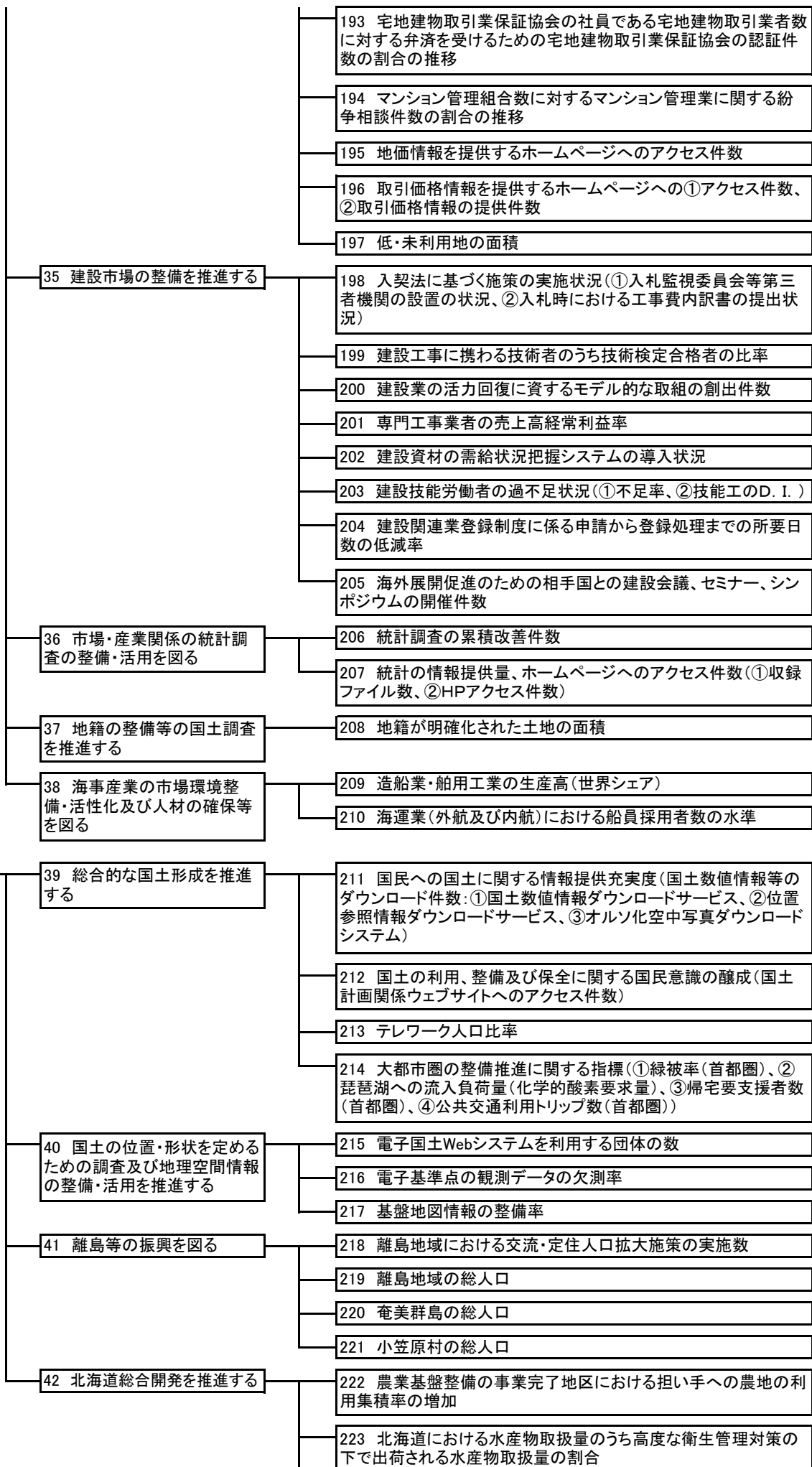
- 121 内航貨物船共有建造量
- 122 国際船舶の隻数
- 123 我が国商船隊の輸送比率
- 124 マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数
- 125 我が国商船隊における外航日本船舶数
- 126 内航船舶の平均総トン数
- 127 スーパー中核港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム(①港湾コスト低減率、②リードタイム)
- 128 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率
- 129 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率
- 130 船舶航行のボトルネック解消率
- 131 国内海上貨物輸送コスト低減率
- 132 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

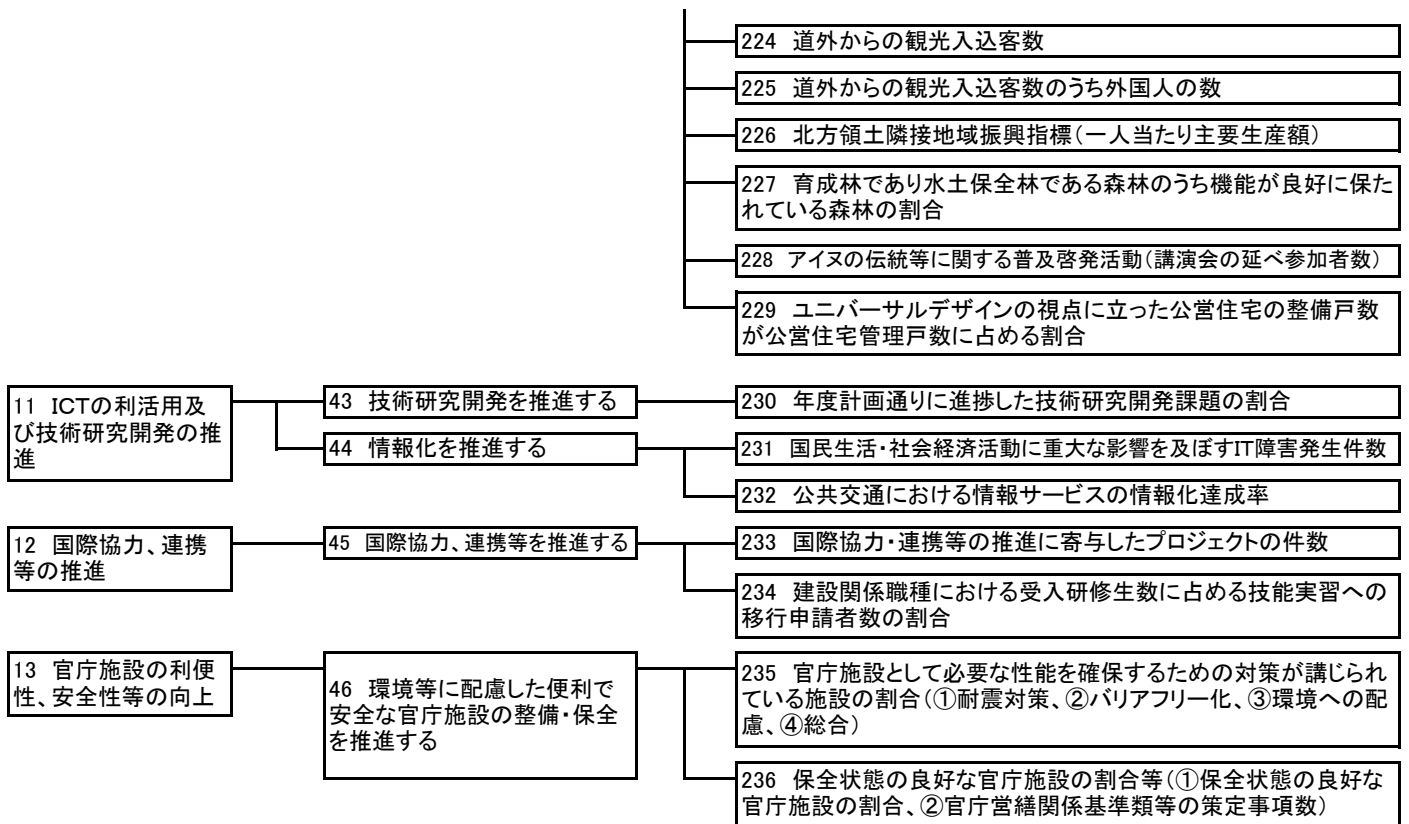




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000033108.pdf>)参照



環境省



《環境省》

表 17-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日策定） 平成18年4月1日改正 平成20年4月1日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	③ 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、環境省大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成21年度環境省政策評価実施計画（平成21年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：9施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 成果重視事業（モデル事業）について、事後評価（事業評価方式）を行う。

表 17-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	規制に関する評価（新設規制）：21件 〔表 17-3-ア〕 《 8 件 》 〔表 17-3-イ〕	規制の新設は有効	21	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	21 《 8 》	
	個別公共事業の評価：1件 〔表 17-3-ウ〕	事業の実施は有効	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：9件 〔表 17-3-エ〕	取組を引き続き推進	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	0
			施策の改善・見直し	9	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	概算要求に反映
		機構・定員要求に反映				8
		機構要求に反映				6
		定員要求に反映				7
		政策の重点化等	9			
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	事業評価方式：1件 （成果重視事業） 〔表 17-3-オ〕	事業の実施は有効	1	事業は完了するが、評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）。	1	

（注） 《 》は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 17-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日、22 年 2 月 25 日、3 月 4 日及び 3 月 12 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令</b>	
1	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大
<b>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案</b>	
2	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
3	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し
4	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律</b>	
5	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
6	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化
7	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け
8	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
9	報告徴収及び立入検査の対象拡充
10	措置命令の対象拡充
11	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
12	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
13	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
14	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
15	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
16	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
<b>環境影響評価法の一部を改正する法律</b>	
17	環境影響評価図書インターネットによる公表を義務付け
18	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け
19	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設
20	方法書段階における説明会の義務付け
21	法的関与要件に交付金事業を追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 17-4-①参照。

(2) 以下の 8 政策は、その結果を平成 20 年度に事前評価書として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 17-3-イ 規制を対象として平成 20 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令</b>	
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
<b>特定家庭用機器再商品化法施行令</b>	
2	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
<b>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令</b>	

3	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
4	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	
5	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充
6	海域における利用調整地区制度の創設
7	生態系維持回復事業の創設
土壌汚染対策法の一部を改正する法律	
8	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表17-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 26 日に公表。

表 17-3-ウ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	廃棄物処理施設における温暖化対策事業（1 事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 17-4-③参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「環境省政策評価基本計画」及び「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、平成 20 年度に行った 9 施策を対象として事後評価を実施し、21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 17-4-④参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、1 つの成果重視事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	個体識別措置推進事業〔施策5〕	—

(注) 1 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表 17-4-⑤参照。

2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

3 評価対象政策は、事業完了後の評価を実施したものである。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称
1 地球温暖化対策の推進	1 国内における温室効果ガスの排出抑制 2 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 3 京都メカニズム活用の推進
2 地球環境の保全	1 オゾン層の保護・回復 2 酸性雨・黄砂対策 3 海洋環境の保全 4 地球環境分野における国際協力・研究調査等
3 大気・水・土壌環境等の保全	1 大気環境の保全 2 大気生活環境の保全 3 水環境の保全 4 土壌環境の保全 5 ダイオキシン類・農薬対策
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	1 国内及び国際的な循環型社会の構築 2 循環資源の適正な3Rの推進 3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 5 廃棄物の不法投棄の防止等 6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	1 基盤的施策の実施及び国際的取組 2 自然環境の保全・再生 3 野生生物の保護管理 4 動物の愛護及び管理 5 自然とのふれあいの推進
6 化学物質対策の推進	1 環境リスクの評価 2 環境リスクの管理 3 リスクコミュニケーションの推進 4 国際協調による取組 5 国内における毒ガス弾等対策
7 環境保健対策の推進	1 公害健康被害対策(補償・予防) 2 水俣病対策 3 石綿健康被害救済対策 4 環境保健に関する調査研究
8 環境・経済・社会の統合的向上	1 経済のグリーン化の推進 2 環境に配慮した地域づくりの推進 3 環境パートナーシップの形成 4 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成
9 環境政策の基盤整備	1 環境基本計画の効果的实施 2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 3 環境問題に対する調査・研究・技術開発 4 環境情報の整備と提供・広報の充実

環境省の使命

(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/seisaku-taiou.pdf>)参照



防衛省



《防衛省》

表 18-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成18年3月30日策定） 平成18年7月24日改正 平成18年12月26日改正 平成19年8月30日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 翌年度から新規に実施しようとする事業について、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ○ 事前の事業評価については、新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。 ○ 研究開発の事前評価は、国の研究開発に関する大綱的指針及び防衛省研究開発評価指針を踏まえて行う。
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。 ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次のとおり（平成19年8月30日改正）。 1 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施 2 防衛装備品等の整備及び維持 3 自衛隊の人的資源の効果的な活用 4 防衛装備品の研究・開発の推進 5 防衛施設の安定的な運用の確保 6 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進 7 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から防衛省内部部局の各課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 企画評価課は、政策評価書及び評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備え付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成21年7月15日策定） 平成22年3月31日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後の事業評価：22項目 ○ 実績評価：2項目 ○ 総合評価：15項目
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注） 「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」では、平成22年度以降に実績評価を予定する1項目（成果重視事業）についても規定。

表 18-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数							
事前評価	事業評価方式（新規事業）：21件 （22年度予算概算要求時（21年8月公表）：11件） 〔表18-3-ア〕 （22年度予算概算要求時（21年11月公表）：10件） 〔表18-3-イ〕	事業を実施することが妥当	21	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	10						
			14			概算要求に反映	10				
	事業評価方式（新規研究開発）：28件 （22年度予算概算要求時（21年8月公表）：14件） 〔表18-3-ウ〕 （22年度予算概算要求時（21年11月公表）：14件） 〔表18-3-エ〕	事業を実施することが妥当	28	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	14						
						14	概算要求に反映	14			
6						機構・定員要求に反映	6				
0	機構要求に反映	0	6	6							
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表18-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） <b>【引き続き推進】</b>	2					
							事業評価方式：22件 〔表18-3-カ〕	実施した事業は妥当	10	評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させるもの	10
							総合評価方式：15件 〔表18-3-キ〕	今後も引き続き実施することが妥当	14	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた <b>【引き続き推進】</b>	14
	1	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） <b>【改善・見直し】</b>	1						
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—						
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—						
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—						

（注） 「事業評価方式（新規事業）：21件」及び「事業評価方式（新規研究開発）：28件」については、それぞれ「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年11月公表）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数」は一致しない。

表 18-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 の項目を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策(22 年度予算概算要求時(21 年 8 月公表))

No.	評価対象政策
	[ 1-2-① 防衛装備品整備]
1	護衛艦(19,500 トン型 DDH)
2	新戦車の取得
3	NBC 偵察車の取得
	[ 1-2-② 施設整備]
4	勝田学校本部庁舎整備事業
5	相馬原司令部庁舎整備事業
6	守山倉庫整備事業
7	百里航空機燃料貯蔵施設整備事業
8	浜松飛行場舗装整備事業
9	小松航空機燃料貯蔵施設整備事業
	[ 1-2-③ 装備品等維持]
10	F110 エンジンへの M-DEC の導入
	[ 5-6-② 在日米軍施設整備等]
11	横須賀海軍施設における独身下士官宿舎整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 18-4-① 参照。  
 2 評価対象政策名の上の [ ] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)に基づく平成 22 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 10 の項目を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 11 月 10 日に「平成 21 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-イ 事業評価方式により事前評価した政策(22 年度予算概算要求時(21 年 11 月公表))

No.	評価対象政策
	[ 1-2-① 防衛装備品整備]
1	護衛艦(19,500 トン型 DDH)
2	新戦車の取得
3	NBC 偵察車の取得
	[ 1-2-② 施設整備]
4	勝田学校本部庁舎整備事業
5	相馬原司令部庁舎整備事業
6	守山倉庫整備事業
7	百里航空機燃料貯蔵施設整備事業
8	浜松飛行場舗装整備事業
9	小松航空機燃料貯蔵施設整備事業
	[ 5-6-② 在日米軍施設整備等]

10	横須賀海軍施設における独身下士官宿舎整備事業
----	------------------------

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-②参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 平成22年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の14の研究開発項目を対象として評価を実施し、その結果を21年8月31日に「平成21年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表18-3-ウ 研究開発を対象として事前評価した政策〈22年度予算概算要求時（21年8月）公表〉

No.	評価対象政策
〔3-4-① 研究・開発〕	
1	新電子戦システム
2	03式中距離地对空誘導弾（改）
3	新空対艦誘導弾（XASM-3）
4	イージスBMD武器システム構成要素
5	スノーケル発電システム
6	次世代潜水艦用ソーナーシステム
7	低シグネチャ艦艇技術の研究
8	アクティブ電波画像誘導方式に関する研究
9	先進統合センサ・システムに関する研究
10	高出力レーザシステム構成要素の研究
11	電波・光波複合センサシステムの研究
12	軽量戦闘車両システムの研究
13	ウェポン内装化空力技術の研究
14	次世代エンジン主要構成要素の研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-③参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

また、その後に示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の14の研究開発項目を対象として評価を実施し、その結果を21年11月10日に「平成21年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表18-3-エ 研究開発を対象として事前評価した政策〈22年度予算概算要求時（21年11月）公表〉

No.	評価対象政策
〔3-4-① 研究・開発〕	
1	新電子戦システム
2	03式中距離地对空誘導弾（改）
3	新空対艦誘導弾（XASM-3）
4	イージスBMD武器システム構成要素
5	スノーケル発電システム
6	次世代潜水艦用ソーナーシステム
7	低シグネチャ艦艇技術の研究
8	アクティブ電波画像誘導方式に関する研究
9	先進統合センサ・システムに関する研究
10	高出力レーザシステム構成要素の研究

11	電波・光波複合センサシステムの研究
12	軽量戦闘車両システムの研究
13	ウェポン内装化空力技術の研究
14	次世代エンジン主要構成要素の研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-④参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2項目について評価を実施し、その結果を平成21年8月31日及び22年3月31日に「平成21年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表18-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	〔1-1-⑦ 調達・補給・管理〕	
1	施設整備におけるコスト削減の推進	引き続き推進
	〔5-6-① 在日米軍従業員労務管理〕	
2	特別調達資金事務処理事業（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-⑤参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の22項目について評価を実施し、その結果を平成22年3月31日に「平成21年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表18-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
	〔1-2-① 防衛装備品整備〕
1	T-7初等練習機
	〔1-2-② 施設整備〕
2	自衛隊中央病院建替整備事業
3	富士学校本部庁舎建替整備事業
4	沖縄射撃場整備事業
5	舞鶴（北吸・大波）栈橋等整備事業
6	千歳滑走路舗装整備事業
7	人間教育講堂建替整備事業
8	下甕島固定式3次元レーダー装置（J/FPS-5）関連施設整備事業
9	宮古島地上電波測定装置関連施設整備事業
	〔3-4-① 研究・開発〕
10	99式空対空誘導弾（改）
11	対空戦闘指揮統制システム
12	中距離多目的誘導弾
13	新戦車

14	NBC偵察車
15	高運動飛行制御システムの研究
16	実証エンジンの研究
17	海上配備型誘導武器システムの研究
18	フローノイズシミュレータの研究
19	滞空型無人機要素技術の研究
20	超音速空対艦誘導弾用推進装置に関する研究
21	アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に関する研究
〔5-6-② 在日米軍施設整備等〕	
22	横須賀海軍施設における教育施設（技術）整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-⑥参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の15項目について評価を実施し、その結果を平成22年3月31日に「平成21年度政策評価書（総合評価）」として公表。

表18-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
〔1-1-② 安全保障対話・防衛交流〕		
1	二国間防衛交流	引き続き推進
〔1-1-⑤ 運用〕		
2	防衛省・自衛隊による国際連合平和維持活動への参加	引き続き推進
〔1-1-⑥ 情報通信〕		
3	情報保証制度	引き続き推進
〔1-1-⑦ 調達・補給・管理〕		
4	装備品等の調達における品質管理	引き続き推進
5	建設工事等における入札・契約の適正化の推進	引き続き推進
〔2-3-② 募集・就職援護〕		
6	就職援護業務の民間委託	引き続き推進
〔2-3-④ 衛生〕		
7	防衛医学推進研究	引き続き推進
〔4-5-① 基地周辺対策〕		
8	民生安定助成事業（一般助成・防音助成）	引き続き推進
9	障害防止事業（共同受信施設）	引き続き推進
〔6-7-① 事務官等採用〕		
10	防衛省職員採用事務の効率化（電子化導入）	引き続き推進
〔6-7-④ 組織・定員〕		
11	地方における防衛行政の強化（地方防衛局への組織改編）	引き続き推進
〔6-7-⑦ 政策評価〕		
12	防衛省における政策評価への取組	改善・見直し
〔6-7-⑧ 任用〕		
13	子育てと仕事の両立支援施策（休暇制度、人事制度）	引き続き推進
〔6-7-⑩ 福利厚生〕		
14	子育てと仕事の両立支援施策（庁内託児施設）	引き続き推進
〔6-7-⑫ 監査・監察〕		
15	防衛監察について	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/28230\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)) の表18-4-⑦参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。



### 政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

政策	政策目標	施策(広義)	施策(狭義)
組目最 み標小 合化① わす せ、 効こ これ らな 目防 標衛 の力 達整 成備 等全 をの 我障 環防 国境 自止 身改 善脅 の努 力し 、 我及 、 同国 盟に や威 がは 国際 社会 とい 排を のよ 除実 協う 力に をす その 統被 合こ 的と にを	1. ① 「平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱について(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)で定められた「防衛力の役割」並びに「防衛力の基本的事項」に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備し、運用する。 ② 日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。	1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施 2. 防衛装備品等の整備及び維持	① 防衛政策 ② 安全保障対話・防衛交流 ③ 軍備管理・軍縮・不拡散 ④ 情報収集・情報保全 ⑤ 運用 ⑥ 情報通信 ⑦ 調達・補給・管理 ① 防衛装備品整備 ② 施設整備 ③ 装備品等維持
	2. 質の高い人材の確保・育成を図り、教育訓練を充実する。	3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用	① 教育・訓練 ② 募集・就職援護 ③ 予備自衛官・即応予備自衛官 ④ 衛生
	3. 質の高い装備品の研究・開発を推進する。	4. 防衛装備品の研究・開発の推進	① 研究・開発
	4. 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るための施策を推進する。	5. 防衛施設の安定的な運用の確保	① 基地周辺対策 ② 補償等
	5. 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。	6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進	① 在日米軍従業員労務管理 ② 在日米軍施設整備等
	6. 効率的・効果的かつ透明性の高い防衛行政を推進するため、高度の専門性に裏打ちされた組織を維持・整備する。	7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進	① 事務官等採用 ② 情報公開 ③ 個人情報保護 ④ 組織・定員 ⑤ 環境保全 ⑥ 広報 ⑦ 政策評価 ⑧ 任用 ⑨ 給与制度 ⑩ 福利厚生 ⑪ 会計制度 ⑫ 監査・監察

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2009/taiou.pdf>)参照



## V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価



(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 19-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものとされている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 21 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、21 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。</li> <li>・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。</li> </ul>
	② 平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待の防止等に関する政策評価</li> <li>・ ヒートアイランド対策に関する政策評価</li> <li>・ 食育の推進に関する政策評価</li> <li>・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>
	③ 平成 21 年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待の防止等に関する政策評価</li> </ul> </li> <li>※ 既に実施中のもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマスの利活用に関する政策評価</li> <li>・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価</li> <li>・ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。</li> <li>○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。</li> <li>○ 政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。</li> <li>○ 統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確に実施する。</li> </ul>

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 22 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、22 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 21 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 4 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」については平成 21 年 5 月に、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」については同年 6 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した(これらの概要については、表 19-3 (1) ア参照)。

その他の 2 テーマ(「バイオマスの利活用に関する政策評価」及び「児童虐待の防止等に関する政策評価」)については、平成 22 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている(その概要については、表 19-3 (1) イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 19 年度から 21 年度において評価結果を取りまとめた以下の 6 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている(その概要については、表 19-3 (2) 参照)。

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	6	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 自然再生の推進に関する政策評価 P F I 事業に関する政策評価 リサイクル対策に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 21 年度に実施した政策評価テーマのうち、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」及び「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

テ マ 名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 21 年 5 月 26 日)
関係行政機関	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
<b>評価結果の概要</b>	
<p>○ 評価の観点 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。)の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。 しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。</p> <p>1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談 通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。 電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。 支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。 政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。</p> <p>2 被害者の保護 速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。</p> <p>3 被害者の自立支援 (1) 就業の促進 就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。</p> <p>(2) 住宅の確保 被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、</p>	



その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成18年度）は、申込件数323件に対し入居件数46件で、入居率は14%と低い状況となっている。

(3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続が異なっており、中には、異なる手続があることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携

支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。

関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ

文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

○ 勧告

1 通報及び相談の効果的な実施

都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。

また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。

2 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

3 被害者の自立支援の充実

(1) 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。

(2) 住宅の確保

都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。

また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。

(3) 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。

4 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。

当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。

また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。

5 フォローアップの実施

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

テーマ名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成21年6月26日)
関係行政機関	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省
<b>評価結果の概要</b>	
<p>○ <b>評価の観点</b> 平成16年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ <b>評価の結果</b></p> <p>(1) 低公害車に関する政策 低公害車の普及促進については、平成15年度末で711万台であった保有台数(全国)が、本政策実施開始年度の翌年度(17年度末)には1,219万台となっており、政策目標の「平成22年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に1,000万台以上普及」を達成している。</p> <p>低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間のCO<sub>2</sub>排出量は、平成13年度に比べ18年度には、自家用乗用車分が6.2%、貨物車分が5.6%削減されたとの成果を上げたほか、12年度に比べ22年度には、NO<sub>x</sub>の排出量が約41%、PMの排出量が約77%削減されるとの成果が上がると思われる。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。</p> <p>このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴うCO<sub>2</sub>排出量、NO<sub>x</sub>・PMの排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。</p> <p>他方、次のような課題もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策目標1,000万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に1台当たりのCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>・PMの削減量に限界がある。</li> <li>・ 一方、他の低公害車等には、走行時にCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>・PMの排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。</li> <li>・ 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性(長所と課題)、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求められているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を挙げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。</li> </ul> <p>(2) 燃料電池自動車に関する政策 燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。</p> <p>燃料電池自動車については、「平成22年度までに、燃料電池自動車を5万台普及」という政策目標と実際の状況(平成19年度末時点で42台)にかい離が生じている。この政策目標が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のように本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時にCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>・PMを一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発</li> </ul>	

や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を上げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

- ・ 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとならないような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車（水素インフラ整備を含む。）に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

## ○ 勧告

### (1) 政策目標を含めた政策体系の再構築

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。

その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。

特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とすること。

また、実施する施策については、あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。

### (2) 個別事務・事業の見直し

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① CNG 貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG 貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせることで重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。
- ② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車の導入費の補助について、ユーザー（事業者及び地方公共団体）による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせることで重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

イ 次のテーマについては、平成 22 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

<b>テーマ名</b>	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）
<b>評価計画の概要</b>	
<p>○ <b>目的</b></p> <p>近年、持続的に再生可能な資源として、「バイオマス」（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物（生ごみ等）、家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマス、林地残材、農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）の未利用バイオマス、資源作物等）が注目されており、世界各国において、その利活用に向けた様々な取組が進められている。</p> <p>我が国においては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力ある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、バイオマスの利活用に関する具体的目標や基本的戦略を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）が策定された。その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことから、上記総合戦略の見直しが行われ、18 年 3 月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定された。現在、関係府省において、新たな総合戦略に基づき、バイオマスの利活用に関する各種取組が進められている。</p> <p>しかしながら、バイオマスの利活用状況（平成 19 年）をみると、林地残材は 98%が利用されており、食品廃棄物や農作物非食用部についても 70%以上が利用されていない。また、国内で発生する廃棄物全体の 56%（平成 17 年度）を占める廃棄物系バイオマスの循環利用率は 16%にとどまっているなどの状況がみられる。</p> <p>この政策評価は、バイオマスの利活用に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ <b>主な調査項目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① バイオマスの利活用に関する政策の現況</li> <li>② バイオマスの利活用に関する政策の効果の発現状況</li> </ol> <p>○ <b>調査等対象機関</b></p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 調査等対象機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
<b>評価計画の概要</b>	
<p>○ <b>目的</b></p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成 16 年には、同法及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、同年に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においても、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会」の実現等を目指し、虐待防止ネットワークを全市町村に設置すること等とされた。さらに、平成 19 年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。</p> <p>しかしながら、平成 20 年度における児童相談所（4 月 1 日時点 197 か所）の児童虐待相談対応件数は 4 万 2,664 件であり、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度 1 万 1,631 件の約 3.7 倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ <b>主な調査項目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童虐待の防止等に関する政策の現況</li> <li>② 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況</li> </ol> <p>○ <b>調査等対象機関</b></p> <p>内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中学校、関係団体等</p>	

## (2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 21 年度に評価の結果を取りまとめた「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」及び「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」並びに 20 年度に評価の結果を取りまとめた「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、平成 20 年度に評価の結果を取りまとめた「自然再生の推進に関する政策評価」並びに 19 年度に評価の結果を取りまとめた「PFI 事業に関する政策評価」及び「リサイクル対策に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

### ア 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 21 年 6 月 26 日)
関係行政機関	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

### 政策の評価の観点及び結果

#### ○ 評価の観点

平成 16 年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

#### ○ 評価の結果

##### (1) 低公害車に関する政策

低公害車の普及促進については、平成 15 年度末で 711 万台であった保有台数（全国）が、本政策実施開始年度の翌年度（17 年度末）には 1,219 万台となっており、政策目標の「平成 22 年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に 1,000 万台以上普及」を達成している。

低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間の CO<sub>2</sub> 排出量は、平成 13 年度に比べ 18 年度には、自家用乗用車分が 6.2%、貨物車分が 5.6%削減されたとの成果を上げたほか、12 年度に比べ 22 年度には、NO<sub>x</sub> の排出量が約 41%、PM の排出量が約 77%削減されるとの成果が上がるとされている。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。

このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴う CO<sub>2</sub> 排出量、NO<sub>x</sub>・PM の排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。

他方、次のような課題もみられた。

- ・ 政策目標 1,000 万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に 1 台当たりの CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>・PM の削減量に限界がある。
- ・ 一方、他の低公害車等には、走行時に CO<sub>2</sub> や NO<sub>x</sub>・PM の排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。
- ・ 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求め

られているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を上げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。

(2) 燃料電池自動車に関する政策

燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成 16 年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。

燃料電池自動車については、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標と実際の状況（平成 19 年度末時点で 42 台）にかい離が生じている。この政策目標が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のように本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。

- 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時に CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>・PM を一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を上げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

- 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとしないような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車（水素インフラ整備を含む。）に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。</p> <p>その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。</p> <p>特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏</p>	<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>【総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>国内外における気候変動問題に対する関心の高まりや、中期的な温室効果ガス削減目標の検討、自動車に関する環境技術の進展など、低公害車（次世代自動車を含む。）の普及促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>平成 21 年 6 月には、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 2005 年比で 15%削減するとの政府目標が公表された。その後、平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会議や、同年 12 月の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議において、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するとの新たな目標が表明された。</p> <p>平成 21 年 12 月には、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）が取りまとめられた。さらに、平成 22 年 2 月からは資源エネルギーの基本政策の見直しの検討及びエネルギー基本計画の改定の作業が進められている。加えて、平成 22 年 3 月 12 日、地球温暖化</p>



勧告	政策への反映状況
<p>まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とすること。</p> <p>また、実施する施策については、あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。</p>	<p>対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、今国会（第174回通常国会）に提出された。</p> <p>このような本政策を取り巻く地球温暖化対策、エネルギー政策の方向性の変化を踏まえつつ、今後、本政策については、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行うこととしたい。</p> <p>なお、経済産業省及び国土交通省は、地球温暖化・エネルギー対策を強化するため、平成21年12月に「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」を開催し、「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省の連携強化に向けた中間取りまとめ」を公表し、更なる新車燃費向上や環境対応車の普及等に向けて、両省の連携により効果的に推進していく項目について具体的に明らかにした。</p> <p>電気自動車、燃料電池自動車等については、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、関係省が協力して、次の事務・事業に取り組んでいる。</p> <p>① 電気自動車 （経済産業省、国土交通省及び環境省） 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）については、国内メーカーによる本格的な量産・市場投入が開始されたこと等を踏まえ、次の普及促進策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 車体及び充電設備の購入に係る補助事業の継続・充実（平成22年度予算額は約124億円。21年度予算額の約5倍に増額）〔経済産業省〕</li> <li>ii 電気自動車用充電設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置について、取得価格要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げた上で、その適用期間を平成21年度から2年間延長（なお、燃料電池自動車用水素充填設備やCNG自動車用天然ガス充填設備についても同様の取扱い（ただし、取得価格はいずれも2,000万円以上のものが対象））</li> </ul> <p>② 燃料電池自動車 （総務省） 低公害車の普及の推進に当たっては、法令改正・通知等により燃料電池自動車等に係る防火面の安全基準の整備を行ってきたところであり、今後とも、必要に応じ防火面の安全確保のための取組を行うこととしたい。</p> <p>（経済産業省、国土交通省及び環境省） 燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかったが、近年、航続距離が伸長するなど研究開発成果も着実に上がっている。その結果、関係業界間で2015年からの一般普及開始に向けたシナリオが合意された。このような状況の下で、次の施策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水</li> </ul>

勧告	政策への反映状況
	<p>素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研究開発、実証事業を充実（平成 22 年度予算額 約 92 億円の内数）〔経済産業省〕</p> <p>ii 燃料電池自動車啓発推進事業の実施 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対して車両を貸与（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 0.26 億円）〔環境省〕</p> <p>iii 燃料電池自動車等の率先導入に係る補助事業の実施 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 1.45 億円）〔環境省〕</p> <p>③ その他 （経済産業省、国土交通省及び環境省）</p> <p>i 次世代自動車※のうち、市場投入が開始されたクリーンディーゼル自動車について、その購入に係る補助事業を継続（平成 22 年度予算額 約 4 億円）〔経済産業省〕</p> <p>※ 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等をいう。</p> <p>ii 大型車（トラック・バス）については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施し、開発・実用化を促進している。（平成 22 年度予算額は約 2.45 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii 次世代自動車も含め、環境性能に優れた自動車の普及促進等の観点から、次の対策を講じている。</p> <p>i）環境性能の良い新車の買い換え・購入に対して補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 3,600 億円、第 2 次補正予算約 2,300 億円〔経済産業省〕</li> <li>・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 148.8 億円の内数、第 2 次補正予算約 305 億円〔国土交通省〕</li> </ul> <p>ii）環境性能に優れたトラック、バス、タクシー等の車両購入に係る補助事業の実施 トラック、バス、タクシー事業者を中心に CNG バス・トラック等の新車の導入に対し、車両本体価格の 4 分の 1 又は通常車両価格との差額の 2 分の 1 を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額の 60% に当たる約 10.4 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii）自動車重量税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの 3 年間の時限措置）及び自動車取得税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置）を新たに導入し、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税と自動車取得税が免除又は 75% 若しくは 50% 軽減。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(2) 個別事務・事業の見直し            総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① CNG貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせることで重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<p>(2) 個別事務・事業の見直し            低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講じている。            なお、今後、前述(1)の政策目標を含めた政策体系の再構築等の取組と併せて、効果をより発揮させるための措置を検討することとしたい。</p> <p>① CNG自動車            (経済産業省)            CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度を広く周知するため、全国8都市において、自動車販売会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業者等を対象に平成21年度公募説明会を開催するとともに、補助制度のパンフレット等を配布した。            また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。さらに、CNG自動車用天然ガス充填設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置を平成21年度から2年間延長した。</p> <p>(国土交通省)            国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用を努めた。</p> <p>※ 平成21年9月1日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関して採択を実施した。</p> <p>(環境省)            平成21年度第1次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援(補助金の交付)について、関連団体((社)全国都市清掃会議等)を通じた積極的な周知に努めたところである。            また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車の導入費の補助について、ユーザー（事業者及び地方公共団体）による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<p>補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議（平成 22 年 1 月 19 日）において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知（説明会の開催等）を要請する予定である。</p> <p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車（国土交通省）《再掲》  国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成 21 年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種（CNG車）を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和（原則バス 2 台、トラック 3 台を 1 台でも可）を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。</p> <p>※ 平成 21 年 9 月 1 日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>（環境省）《再掲》  平成 21 年度第 1 次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援（補助金の交付）について、関連団体（（社）全国都市清掃会議等）を通じた積極的な周知に努めたところである。</p> <p>また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業（廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助）、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議（平成 22 年 1 月 19 日）において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知（説明会の開催等）を要請する予定である。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テーマ名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 21 年 5 月 26 日）
関係行政機関	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

## 政策の評価の観点及び結果

### ○ 評価の観点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

### ○ 評価の結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

#### 1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。

電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。

支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。

政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。

#### 2 被害者の保護

速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。

#### 3 被害者の自立支援

##### (1) 就業の促進

就業の促進施策の効果把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。

##### (2) 住宅の確保

被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成 18 年度）は、申込件数 323 件に対し入居件数 46 件で、入居率は 14%と低い状況となっている。

##### (3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続きが異なっており、中には、異なる手続きがあることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、

協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限  
 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携  
 支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。  
 関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ  
 文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

※ 下表は、平成 21 年 11 月 16 日に総務省及び文部科学省が、同年 11 月 24 日に国土交通省が、同年 11 月 25 日に内閣府が、同年 11 月 26 日に法務省及び厚生労働省がそれぞれ回答したものについて、22 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 通報及び相談の効果的な実施            都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。            また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。            (内閣府)</p> <p>2 被害者の一時保護機能の充実            法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場</p>	<p>配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成 21 年 10 月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に対する対応について」（平成 21 年 6 月 8 日付け府共第 225 号内閣府男女共同参画局推進課長通知。以下「21 年 6 月 8 日付け課長通知」という。）により、これらの情報を踏まえた効果的な実施を図るよう都道府県等に要請した。            市町村等における相談の受付状況、関係機関との連携状況等に関する調査を、平成 22 年度に実施することとしている。            相談件数等の報告については、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について」（平成 21 年 2 月 9 日付け事務連絡。別紙 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票記載要領）に基づき引き続き的確な報告を徹底するよう、都道府県に周知した。            (内閣府)</p> <p>(注) DVは、「Domestic Violence」の略。以下同じ。</p> <p>DV被害者の一時保護については、これまで一時保護委託費の充実、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化などの取組によりその機能強化・充実を図ってきており、引き続き取組を進めていく。            都道府県における一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について、都道府県主管部局あて通知（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通</p>

勧告	政策への反映状況
<p>合でも適切に受け入れるよう徹底すること。 (厚生労働省)</p>	<p>知)」(平成21年11月25日付け雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知))を发出したところである。 (厚生労働省)</p>
<p>3 被害者の自立支援の充実</p> <p>(1) 就業の促進</p> <p>公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。</p> <p>また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。 (厚生労働省)</p> <p>(2) 住宅の確保</p> <p>都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。</p> <p>また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。 (国土交通省)</p> <p>(3) 子どもの就学</p> <p>教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。</p> <p>また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、</p>	<p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」(平成21年10月5日付け職首発1005第1号・能発第1005第1号厚生労働省職業安定局首席職業指導官・職業能力開発局能力開発課長連名通知。以下「21年10月5日付け連名通知」という。)により、以下の事項を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所において、求職者本人からの申し出又は市町村が発行する「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書」によりDV被害者であることが判明した場合は、当該求職者に係る就労支援の状況(就職件数、公共職業訓練あっせん件数等)を厚生労働本省に定期的に報告すること。</li> <li>都道府県労働局及び公共職業安定所は、管内の地方自治体との会議等の場において、DV被害者である求職者に対する支援措置について、周知を行うこと。</li> <li>公共職業安定所においては、管内の市町村の担当部局を把握し、必要な連携が図られるように努めること。 (厚生労働省)</li> </ul> <p>今回の政策評価の結果も踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を進めていく。</p> <p>都道府県等に対する要請文書を平成21年11月2日付けで发出した(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(平成21年11月2日付け国住備第93号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知))。</p> <p>また、平成21年11月1日時点での都道府県等の取組状況について調査を行い、22年1月に都道府県等に対し、工夫事例等の情報を含めた当該調査結果の提供を行った。 (国土交通省)</p> <p>都道府県教育委員会等に対し、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知)により、以下の事項等について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の子どもの就学には二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。</li> <li>住民票の存する市町村外の学校へ就学する際の必要書類は必要最小限のものとする。</li> <li>被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。</li> </ul> <p>また、同通知において、区域外就学を認める際に必要と</p>

勧告	政策への反映状況
<p>区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>される転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限の工夫事例や配慮事項について情報提供した。</p> <p>併せて、全国市町村教育委員会連合会総会（平成 21 年 5 月開催）等、市町村教育長を対象とする会議において、資料「DV（配偶者からの暴力）被害者の子どもの就学について」及び「特別な事情による転学時における指導要録の取扱いについて」を配付した。</p> <p>(文部科学省)</p>
<p>(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限</p> <p>住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。</p> <p>また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。</p> <p>(総務省)</p>	<p>「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」（平成 21 年 5 月 27 日付け総行市第 110 号総務省自治行政局市町村課長通知）により、勧告の内容を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、支援措置について定めた省令及び事務処理要領等に基づき適切に対応するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言等を行うとともに、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例について情報提供した。</p> <p>選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について」（平成 21 年 5 月 26 日付け総行選第 29 号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）を発出し、都道府県選挙管理委員会を通じて市町村選挙管理委員会に対して、被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底を図るよう助言した。</p> <p>(総務省)</p>
<p>4 関係機関の連携の推進</p> <p>支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>被害者の保護のための関係機関の連絡協議会の構成については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（注）の第 2 「9 関係機関の連携協力等」により望ましい在り方を提示しているところであるが、さらに、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、都道府県の関係機関だけでなく、地域の実情に応じて、国、市町村、関係機関及び民間団体の関係機関が参加したものとなるよう努めるよう周知した。</p> <p>(注) 平成 20 年 1 月 11 日付け内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第 1 号</p> <p>(内閣府)</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、21 年 10 月 5 日付け連名通知により、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が関係機関の連絡協議会を開催する際には、都道府県労働局及び公共職業安定所は、積極的に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知に努めるよう指示した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>全国の検察庁あてに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「基本方針」の徹底について」（平成 21 年 8 月 4 日付け事務連絡）を発出し、関係機関の連絡協議会に職員を派遣するなど適切な対応をす</p>



勧告	政策への反映状況
<p>また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> <p>5 フォローアップの実施</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省、総務省)</p>	<p>るよう指示の徹底を図った。</p> <p>入国管理局では、地方入国管理官署に対し、「地方自治体が主催する配偶者暴力（DV）対策を目的とした連絡協議会等への積極的参加について」（平成21年3月5日付け事務連絡）をもって連絡協議会等への積極的参加を指示しているところであるが、同事務連絡を発出した後は、法務省で開催した会議（平成21年5月開催）等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し、当該指示の徹底を図っている。</p> <p style="text-align: right;">(法務省)</p> <p>また、21年6月8日付け課長通知により、関係機関の連携に係る好事例を踏まえた効果的な実施を図るよう要請した。その上で、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成21年10月開催）、都道府県や市町村における関係機関の連携に係る先進的取組事例について情報提供したところである。さらに、同会議の報告書を、平成22年3月に全地方公共団体に配布した。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策の実施状況について、実態把握を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p> <p>基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について（依頼）」（平成21年4月17日付け事務連絡）により取りまとめを実施した。</p> <p>施策の実施状況の把握については、今後とも、定期的に実施する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(総務省)</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
[http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テ ー マ 名	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 21 年 3 月 3 日）
関係行政機関	国土交通省、法務省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	関係 6 省（国土交通省、総務省、法務省、外務省、農林水産省及び経済産業省）により政策群として取り組まれている「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施
○ 評価の結果	<p>1 政策目標の達成状況</p> <p>外国人旅行者数は、目標の 1,000 万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。</p> <p>国内における観光旅行消費額を増大させるには、訪日外国人旅行消費額の増加も必要であるが、国内旅行消費額に占める割合は、現行ではわずか数パーセントとなっているものの、増加傾向で推移している。今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続く場合は、内外旅行者数の増加が見込まれず、目標を達成することは容易ではない。</p> <p>2 施策別の評価の結果</p> <p>(1) 外国人の訪日促進</p> <p>V J C 事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成 20 年 8 月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。</p> <p>ア 情報発信（宣伝）・誘客事業</p> <p>V J C 事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。しかし、V J C 事業の効果的・効率的な実施という観点でみると、①行政機関のブロック区域（地方運輸局管轄他）、都道府県等を越えた事業の広域化や誘客事業と認知度向上事業の効果的な組合せ（複合化）、②海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たり宿泊事業者等や外国語表示等外国人旅行者の受入環境の整備状況等勘案すべき要素の明確化、③V J C 事業評価を実施する過程における都道府県等の関係機関との連携や評価結果の反映が不十分となっている。</p> <p>イ 査証発給手続の円滑化等</p> <p>査証発給緩和措置は、観光等短期滞在の外国人旅行者数の増加促進方策として効果を上げているとみられる。</p> <p>なお、同時に不法入国等への対応を厳格に実施すること等で、査証発給緩和措置による不法残留者数の増加は認められない。</p> <p>ウ 出入国手続の円滑化等</p> <p>20 年における目標である「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にする」の達成状況をみると、主要 4 空港（成田、羽田、中部及び関西）の平成 20 年の目標達成状況をみると、成田及び中部では目標を達成している月が 2 割程度であり、羽田及び関西ではどの月も達成していない。</p> <p>現状において実施されている審査ブースの適切な配分、入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底等、現場でできる着実な取組が引き続き有効となっている。</p> <p>(2) 魅力ある観光地づくり</p> <p>旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。</p> <p>ア 外国人旅行者に対する接遇の向上</p> <p>交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、V J 案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない</p>

地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。

イ 旅行費用の低廉化

観光庁長官が指定した区間がある鉄道・軌道事業者の旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあり、国の低廉化の促進の取組は効果を上げつつある。

ウ 魅力ある観光資源の保全・創出

景観法は平成17年6月に全面施行され、景観行政団体数及び景観計画を策定した景観行政団体数は増加している。これまでも条例に基づいた規制等により良好な景観を形成し、これにより観光客数が増加している取組例がみられることから、同法の施行により、魅力ある観光資源の保全・創出への効果が見込まれる。

※ 下表は、平成21年9月1日に法務省が、同年9月2日に国土交通省がそれぞれ回答したものである。22年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 国土交通省は、V J C事業をより効果的・効率的に実施するため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。</p> <p>(2) 各国・地域の旅行市場において求められている日本への旅行ニーズ、外国人受入環境の整備状況等選定に当たって勘案すべき要素を明確にした上で、ツアー造成等の成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定すること。</p> <p>(3) V J C事業を立案・実施する都道府県等の関係機関と連携して事業評価を実施するとともに、事業評価結果をその後の事業の立案に反映させること。</p> <p>(注)「ビジット・ジャパン・キャンペーン」 平成15年から国、地方公共団体、民間事業者等が共同して、訪日旅行需要が大きい国・地域を対象に旅行会社招請事業、メディア招請事業等により日本の魅力を情報発信し、ツアー造成等につなげる「訪日促進キャンペーン」である。また、「V J C事業」は、観光庁が実施する「本部事業」と、地方運輸局が地方公共団体等と連携して実施する「地方連携事業」とから成る。</p> <p>2 法務省は、出入国手続の円滑化等を促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合ス</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>V J C事業は、対象市場やターゲット層を絞るなど戦略的に実施し、また、各年度の事業実施方針では、過去の事業評価の結果を踏まえ、これに必要な事項を反映しているが、今回の勧告を踏まえ、特に事業の広域化、複合化が重要である地方連携事業については、広域を対象として、統一したテーマにより域内各地の観光魅力を組み合わせようとする事業や当該ブロック全体の認知度を向上させようとする事業等を重点的に採択することとし、これらを平成21年度事業実施方針（平成21年3月18日）に明記することで事業全体の戦略的实施を確保することとした。</p> <p>また、地方連携事業に対する事業評価に際しては、事業を共同実施する地方自治体等との連携を徹底し、その結果については次年度以降の事業の企画立案に際して適宜かつ適切に活用することとする。</p> <p>【法務省】</p> <p>乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。</p> <p>(2) 航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。</p> <p>3 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 中小規模の宿泊業者が外国人旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢に応えることになり、また、受入環境の整備に大いに寄与することとなることから、一部の中小規模の宿泊業者が受入れに消極的である原因を分析するとともに、積極的に外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推奨事例の情報を提供すること。</p> <p>(2) 国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、</p>	<p>実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機応変な審査体制をとっているが、平成21年度から、主要空海港（成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博多港）においてバイオ機器操作補助員（注1）を上陸審査場に配置し、個人識別情報取得に係る機器操作説明等を行い、入国手続の円滑化（時間短縮）を図っている。</p> <p>（注1）「バイオ機器操作補助員」とは、入国手続を円滑に行うため、上陸審査場において、上陸審査を受ける外国人に対し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行う者のことである。</p> <p>平成21年度補正予算により、成田空港第2旅客ターミナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしている。</p> <p>なお、空港の入国管理官署では、従前から以下の措置等を講じてきているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き取り組んでいくこととしている。</p> <p>① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼</p> <p>② 主要空港（成田、関西、中部空港）における入国手続案内相談員（平成19年11月設置）による出入国記録カードの記入案内</p> <p>③ いわゆる「フォークレーン方式」（注2）を導入している空海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間の表示</p> <p>（注2）「フォークレーン方式」とは、上陸審査場に到達した外国人乗客が1本の蛇行したレーンに沿って並び、同レーンの先端に到達した者から順次、空いた審査ブースに枝分かれ状に進む方式のことである。</p> <p>【国土交通省】  全ての登録ホテル・旅館を対象とした実態調査を実施し、この調査を通じ、より詳細に実態を把握した上で、登録ホテル・旅館において外国語による接遇が進んでいない理由を分析し、課題の整理を行っている。また、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における訪日外国人受入の状況についても調査し、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における外国人接遇に係る課題の整理を行っている。</p> <p>その上で、ホテル・旅館のみならず、宿泊施設全体としてどのような姿が求められるのか、また、その姿を実現するために国や業界団体等の関係者がそれぞれ何をすべきか、訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した我が国の宿泊施設のあり方について検討し、所要の法制度改正・概算要求等に反映させることなどにより、情報提供の面も含めた現行の登録制度に係る具体的な改善策を講ずることとしている。</p> <p>なお、これらの検討に当たっては、平成21年9月に、有識者、関係団体、関係行政機関等からなる検討会を設け、議論を行ってきたところである。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。</p> <p>4 国土交通省は、観光案内所の充実強化のため、国際観光振興機構と連携し、外国人旅行者の利用が増えているV J案内所以外の地方公共団体案内所に対して、外国語対応等、支援方策について検討すること。</p> <p>5 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通訳案内士について、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること。</p> <p>(2) 非居住者合格者の登録が進まない原因を分析し、円滑な登録に向けた対策を検討すること。</p>	<p><b>【国土交通省】</b>            全国の都道府県及び政令指定都市を通じて各市区町村に対し、市区町村内の観光案内所の現状についての調査を実施し、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の状況把握に努めているところである。            当該調査結果を取りまとめの上、これら案内所に対して、どのような支援が可能であるかを、国際観光振興機構と連携し検討する。</p> <p><b>【国土交通省】</b>            通訳案内士制度（全般）の見直しについては、平成 21 年 6 月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成 22 年 6 月を目途に結論を得る。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
[http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テーマ名	自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 4 月 22 日）
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	自然再生の推進政策が、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）（以下本表及び下表において「法」という。）及び自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日閣議決定）（以下本表及び下表において「基本方針」という。）に照らして、どの程度効果を上げているかなど総合的な観点から全体として評価を実施
○ 評価の結果	<p>当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成 14 年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加、自然環境学習の実施回数の増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。</p> <p>しかしながら、①法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及び NPO 法人による自然再生事業数が増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、②法に基づく自然再生事業は、1 法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民や NPO 法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、③法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進捗状況を見ると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、④国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、⑤専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、⑥法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。</p>

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)																				
<p>主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し 法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。</p>	<p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 自然再生専門家会議、地域の自然再生協議会等から意見を伺い、地域の自然再生の取組の効果的な推進、生態系の保全・再生の重要性の強調、全国的・国際的視点の強化、学習・研究の推進等の観点から、基本方針の見直しを実施(平成20年8月5日～9月3日にパブリックコメントを実施)し、その結果を反映した新基本方針を決定(平成20年10月31日閣議決定)</p> <p>新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催すること、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うこと、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることなどを追加</p> <p>② 法の具体的活用事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、自然再生協議会の設立を検討している地域等へ配布することによる普及啓発を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 関係省庁と連携の下、自然再生協議会の特徴(メリット)、自然再生協議会の立ち上げ・運営の手法等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるためにー自然再生協議会立ち上げ・運営の手引きー」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、地方公共団体、NPO、地域住民等に配付し普及啓発を実施</p> <p>また、同運用パンフレットにおいて、自然再生事業に活用可能な国の自然再生事業関連制度・概要を周知</p> <p>《参考》</p> <p>表1 自然再生協議会の設置数及び事業の進捗状況</p> <table border="1" data-bbox="708 1480 1326 1720"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>18年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然再生協議会設置数</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>全体構想作成済み協議会数</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>実施計画作成済み協議会数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② 平成 19 年 6 月にはNPO法人の発意による初めての自然再生協議会(中海自然再生協議会)が設立。平成 21 年 5 月にも同様に久保川イーハートープ自然再生協議会が設立</p> <p>【環境省】</p> <p>① 「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度に向けて、自然再生協議会の設立・</p>	区 分	18年度	19	20	21	自然再生協議会設置数	18	19	20	21	全体構想作成済み協議会数	15	18	19	21	実施計画作成済み協議会数	8	9	12	14
区 分	18年度	19	20	21																	
自然再生協議会設置数	18	19	20	21																	
全体構想作成済み協議会数	15	18	19	21																	
実施計画作成済み協議会数	8	9	12	14																	

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>2 法定協議会の運営方法等の見直し</p> <p>法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。</p>	<p>技術的支援を行うための事業内容を追加</p> <p>② 環境省ホームページ、パンフレット等を用いて、自然再生についての普及啓発を引き続き実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度から、自然再生協議会の設立・技術的支援を行うため、自然再生専門家会議委員や先進的な自然再生協議会構成員等を交えたワークショップ等の開催などの事業を追加</p> <p>② 自然再生に関する普及啓発及び、自然再生に関わる者に対し必要な各種の情報を提供し、相談に効果的に対応することを目的として、環境省ホームページの改訂等を実施。具体的には、自然再生事業関連制度一覧、各自然再生協議会の取組状況、自然再生事業実施地区の概要、自然再生専門家会議の開催状況等について最新情報を掲載</p> <p>また、自然再生を実施しようとする者の理解を助けるため、自然再生基本方針の変更を踏まえ、自然再生推進法の趣旨・内容を分かりやすく解説したパンフレット「自然再生推進法のあらまし」を改訂。具体的には、自然再生推進法施行後 5 年間の実施状況の検証、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法の策定等、基本方針の変更の背景の解説、変更のポイント、内容の分かりやすい解説等を追加</p> </div> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 運用パンフレットにおいて、協議会の組織化及び運営に当たっての工夫事例を掲載し、必要な情報提供を実施</p> <p>② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、合意形成や参加者確保に向けた取組に関する課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>(参考)</p> <p>西日本：平成 20 年 11 月 5 日～6 日、広島市(八幡湿原)</p> <p>東日本：平成 21 年 1 月 20 日～21 日、三鷹市(野川)</p>



勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )															
<p>(2) モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。</p>	<p>① 自然再生協議会の組織化（設立の発意・参加者の募集、自然再生協議会規約の作成）及び運営（合意形成の円滑化等）方法及び全国の工夫事例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> <p>② 関係省庁と連携の下、自然再生協議会間の情報・意見交換や、関係省庁からの情報提供等を行うことにより、協議会の運営や事業実施の向上を図るため自然再生協議会情報連絡会議を開催。同会議において、参加者の確保及び合意形成の方法などについて協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>表2 自然再生協議会情報連絡会議の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="703 723 1337 1176"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名称</th> <th>開催年月日</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>自然再生協議会情報連絡会議（東日本）</td> <td>平成 21年 1月 20日～21日</td> <td>・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>自然再生協議会情報連絡会議（東日本）</td> <td>平成 21年 9月 10日～11日</td> <td>・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> <tr> <td>自然再生協議会情報連絡会議（西日本）</td> <td>平成 21年 12月 1日～2日</td> <td>・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> </tbody> </table> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、自然再生の目標については、①持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定すること、②その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要であること、③目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定方法として、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定することなどを追加</p> <p>② 運用パンフレットにおいて、目標設定の考え方や具体例を記載し、目標の設定方法に関する情報提供を実施</p> <p>○ 自然再生全体構想における目標設定の考え方や目標を実現させるための手法、全国の具体例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p>	年度	名称	開催年月日	主な内容	20	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21年 1月 20日～21日	・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換	21	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21年 9月 10日～11日	・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換	自然再生協議会情報連絡会議（西日本）	平成 21年 12月 1日～2日	・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換
年度	名称	開催年月日	主な内容													
20	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21年 1月 20日～21日	・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換													
21	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21年 9月 10日～11日	・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換													
	自然再生協議会情報連絡会議（西日本）	平成 21年 12月 1日～2日	・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換													

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(3) 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。 また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。</p> <p>3 国の支援の充実等 自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。</p>	<p><b>【環境省、農林水産省、国土交通省】</b></p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることを追加</p> <p>② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>③ 運用パンフレットにおいて、分科会の設置事例等を掲載し、効果的に自然再生を進めている事例等の情報提供を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 関係省庁と連携の下、自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>② 自然再生協議会の運営に当たって、分科会等の設置方法、分科会等を設置し効果的に自然再生を進めている事例等を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> </div> <p><b>【環境省】</b></p> <p>自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や他の自然再生協議会からの講師派遣等を行い、技術的な課題の解決に向けた取組を進めるための事業内容を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 21 年度から、「自然再生活動推進費」により、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や先進的な自然再生協議会からの講師派遣等を行える事業を追加</p> </div> <p><b>【環境省、農林水産省、国土交通省】</b></p> <p>① 平成 20 年 3 月 27 日、自然再生推進会議を開催し、法及び基本方針の見直しについて検討を実施 また、20 年 10 月 23 日、自然再生推進会議を開催し、関係省庁で基本方針の変更案について、最終確認等を実施</p> <p>② 地方支分部局に対し、「自然再生の推進のための地方ブロックにおける連絡調整の充実について」(平成 20 年 7 月 18 日付け事務連絡)を発出し、各地方ブロック会議において設置要領を作成すること、必要に応じて自然再生協議会構成員等を参加させること、連絡調整の内容を強化すること、会議開催を徹底することについて、要請</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)						
<p>また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を</p>	<p>① 関係省庁と連携の下、自然再生推進会議幹事会を開催し、自然再生協議会で作成された実施計画の審議を行うなど、引き続き、自然再生に関する連絡調整を実施</p> <p>表3 自然再生推進会議幹事会の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="715 465 1385 703"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年3月18日</td> <td>「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議</td> </tr> <tr> <td>平成21年7月16日</td> <td>「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 全国8地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸・中部、近畿、中国・四国、九州、沖縄）において、実施内容、構成員、開催回数等を定めた「地方ブロック会議設置要領」を作成し、会議開催を徹底するとともに、関係省庁間における連絡調整を充実・強化</p> <p><b>【環境省】</b> 平成20年10月17日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、関係省庁の地方支分部局との連携強化について要請</p> <p><b>【環境省、農林水産省、国土交通省】</b> 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催することを追加 平成20年9月17日～18日、自然再生専門家会議が、阿蘇草原再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p>平成21年10月29日～30日、自然再生専門家会議が、石西礁湖自然再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p><b>【環境省】</b> 自然再生活動推進費の平成21年度予算において、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ継続的に指導・助言できるよう事業内容を追加</p> <p>平成21年度から、「自然再生活動推進費」により、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ指導・助言を行える事業を追加</p> <p><b>【環境省、農林水産省、国土交通省】</b> 運用パンフレットにおいて、相談窓口の目的や設置状況を掲載し、相談窓口の周知・普及啓発を実施 なお、環境省、農林水産省及び国土交通省ホームページにおいて、相談窓口を周知するほか、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公</p>	開催年月日	内容	平成21年3月18日	「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議	平成21年7月16日	「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議
開催年月日	内容						
平成21年3月18日	「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議						
平成21年7月16日	「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議						

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)										
<p>推進すること。</p> <p>(3) 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。</p>	<p>表等を引き続き実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自然再生相談窓口の目的や設置状況を掲載した運用パンフレットを作成し、相談窓口の周知・普及啓発を実施</p> <p>また、環境省、農林水産省、国土交通省ホームページにおいて相談窓口の周知、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公表等を引き続き実施</p> </div> <p><b>【環境省】</b></p> <p>① 自然再生活動推進費により、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を引き続き実施</p> <p>② 平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員や他の協議会からの講師派遣等により、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業内容を追加</p> <p>③ 平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、各地域における自然再生に関する普及啓発活動の推進等を要請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 平成 21 年度から、自然再生活動推進費により、自然再生専門家会議委員や他の自然再生協議会からの講師を派遣し、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業を追加</p> <p>併せて、引き続き、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を実施</p> <p>《参考》</p> <p>表 4 ワークショップ等の開催状況 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="707 1279 1326 1386"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 18 年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><b>【環境省、農林水産省、国土交通省】</b></p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、①学校教育における環境教育の充実を図るとともに、国民ひとりひとりの環境保全への意識の高まりに応えるよう、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であること、②様々な形の環境教育・学習を進める際に、自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されるようにしていくことが大切であること、③そのため、学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があることなどを追記</p> <p>② 運用パンフレットにおいて、自然環境学習の意義や自然再生事業地を活用した自然環境学習の取組方法の事例を情報提供し、効果的な自然環境学習を推進</p> <p>③ 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p>	区 分	平成 18 年度	19	20	21	開催回数	25	18	30	40
区 分	平成 18 年度	19	20	21							
開催回数	25	18	30	40							

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)						
	<p>① 自然環境学習を通じた自然再生への理解の促進、自然再生事業地を自然環境学習の場として活用するなど、自然環境学習の意義や取組事例等を掲載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> <p>② 関係省庁と連携の下、自然再生協議会連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容等について、協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>《参考》 表5 地域の関係機関との連携（例）</p> <table border="1" data-bbox="694 658 1342 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 658 852 696">協議会名</th> <th data-bbox="852 658 1335 696">連携状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 696 852 831">竜串自然再生協議会</td> <td data-bbox="852 696 1335 831">地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 831 852 1025">阿蘇草原再生協議会</td> <td data-bbox="852 831 1335 1025">草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施</td> </tr> </tbody> </table>	協議会名	連携状況	竜串自然再生協議会	地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施	阿蘇草原再生協議会	草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施
協議会名	連携状況						
竜串自然再生協議会	地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施						
阿蘇草原再生協議会	草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施						

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

テーマ名	P F I 事業に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 1 月 11 日）
関係行政機関	内閣府

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

### 政策の評価の観点及び結果

#### ○ 評価の観点

P F I の推進施策が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を実施

#### ○ 評価の結果

調査対象事業 163 件のうち、V F M (Value For Money) の額及び V F M 率の見込みが判明した 106 件（事業が終了した 1 件を含む。）の合計で約 2,726 億円、約 20.3% の公的財政負担の縮減が見込まれており、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

しかし、P F I 事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

#### 【事業実施段階における問題・課題】

- ① V F M について、i) 公共施設等の管理者の V F M 算出に関する知識・ノウハウが不十分なため、コンサルタントが算出した V F M を十分チェックしていないものが 16 件ある、ii) V F M の算出のために必要な従来の公共事業と P F I による公的負担額を公表しているものは 26 件のみ。さらに、コストの削減根拠や割引率の設定根拠まで公表しているものは、それぞれ 1 件及び 2 件のみ、iii) 民間事業者を選定した際、民間事業者の事業計画に基づく V F M について、公表していないものが 20 件、算出自体を行っていないものが 12 件あることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。
- ② 官と民とのリスク分担について、i) 同種施設における同様のリスク項目の分担が事業間でまちまちになっている、ii) アンケート結果によると、リスク分担の設定について官と民とで意見の相違があったとするものが、双方で 3 割以上あることなど、官民双方がリスク分担に苦慮している状況がみられる。
- ③ 民間事業者による公共サービスの提供状況や経営状況を公共施設等の管理者等が確認するモニタリングについて、i) 施設の建設段階において完工確認が十分でなかったため、施設が破損し、負傷者が発生した事例が 1 件ある、ii) P F I 事業の経理上の独立性が確保されていないものが 3 件あることなど、モニタリングが十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。
- ④ P F I 事業の発注や応募について、i) 発注者が性能発注としたつもりであっても、民間事業者が仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件あること、ii) 民間事業者の提案費用の平均は約 3,400 万円に上っており、民間事業者から提案に要する負担の軽減を求める意見・要望があることなど、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がみられる。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)</p>
<p>1 VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、①VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、②VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、③コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算することや、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法</p>	<p>① 民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）（平成 20 年 7 月開催、以下同じ。）において、公共施設等の管理者等におけるVFM算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時のVFMの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」（平成 20 年 2 月公表、以下同じ。）において、VFM評価の時点、LCCの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。 なお、今後もVFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>③ 今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、VFM評価に関する支援方の充実を図る予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）において、公共施設等の管理者等におけるVFM算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時のVFMの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「VFMに関するガイドライン」の改定（平成 20 年 7 月）を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」（平成 20 年 2 月）において、VFM評価の時点、LCCの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。 また、「先行事例集」（平成 21 年 2 月）においてVFM算出に関する事例を掲載するなど、情報提供を行った。</p> <p>③ 平成 20 年 7 月から 9 月にかけて全国 5 都市で実施したPFIに関する意見交換会において、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行う等、VFM評価に関する支援方の充実を図った。</p> </div> <p>① PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。 また、今後「VFMに関するガイドライン」（平成 20</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p>	<p>年7月改定)の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定(平成20年7月)を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」(平成20年2月、平成21年2月)やホームページのほか、平成20年7月から9月にかけて全国5都市で実施したPFIに関する意見交換会において、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。</p> </div> <p>○ 今後、独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「PFIアニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 独立採算型PFI事業の選定のため評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例について、「PFI事業における適切な需要予測と収益性の把握等に関する調査&lt;事例集&gt;」(平成21年6月)を公表し、情報提供を行った。</p> </div> <p>① 今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>② 平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例について、PFI推進委員会総合部会(平成21年6月)において資料として掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>② PFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成21年4月)として取りまとめた。</p> <p>また、内閣府はリスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項について調査を行い、「PFI事業におけるリスクマネジメントの在り方に関する調査」(平成21年3月)として取りまとめた。</p> </div>



勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p>	<p>① PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。</p> <p>② 今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。</p> <p>③ 「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成21年4月)として取りまとめた。</p> <p>② SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項について、現在調査を行っており、調査結果を「アニュアルレポート」(平成22年5月公表予定)において公表する予定。</p> <p>③ 「PFIアニュアルレポート」(平成20年2月、平成21年2月、平成21年6月)や「PFI事業における事業契約に係る課題の整理に関する調査」(平成21年3月)において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> </div> <p>○ PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ P F I 推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等をパブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」(平成 21 年 4 月)として取りまとめた。</p> </div> <p>○ 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成 18 年 11 月)について、「P F I アニュアルレポート」やセミナー(平成 20 年 3 月開催)等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成 18 年 11 月)について、「P F I アニュアルレポート」(平成 20 年 2 月)、セミナー(平成 20 年 3 月開催)、平成 20 年 7 月から 9 月にかけて全国 5 都市で実施した P F I に関する意見交換会等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。 また、P F I 推進委員会において、管理者等と民間事業者が対話を行う方法等を盛り込んだ「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を取りまとめ、内閣府ホームページに掲載するなど趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。 今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> </div> <p>○ P F I 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」において、事業契約に際しての考え方と条用例を提示するとともに、「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。 なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ P F I 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成 21 年 4 月)及び「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」(平成 21 年 4 月)として取りまとめた。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>○ 「P F I アニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。 今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「P F I アニュアルレポート」(平成 20 年 2 月、平成 21 年 2 月、平成 21 年 6 月、平成 22 年 5 月公表予定)、「先行事例集」(平成 21 年 2 月)において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> </div>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テーマ名	リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価） （通知・公表日：平成19年8月10日）
関係行政機関	環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、厚生労働省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関のうち、直接意見に関係のあるものを記載した。

### 政策の評価の観点及び結果

#### ○ 評価の観点

循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価。

#### ○ 評価の結果

##### (1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況

循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に定める資源生産性（天然資源等投入量1t当たりの実質GDP額）の向上の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

##### (2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況

循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量（埋立量）の削減の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

一方、平成17年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、京都議定書の基準年である1990年（平成2年）に比べ29.5%の増加となっている。

##### (3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）に関する政策効果の発現状況

一般廃棄物の排出量については、廃棄物処理法に定める平成17年度の間目標5,100万tに対し、17年度は5,273万tと目標未達成の状態であり、発生抑制の効果が十分とは言えない。

産業廃棄物の排出量については、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

##### (4) 循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に関する政策効果の発現状況

経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量（再使用量及び再生利用量）の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

しかし、資源有効利用促進法の指定再生利用促進製品や容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象品目であるにもかかわらず、相当部分が分別収集・再生利用されることなく焼却や直接埋立等により廃棄されているものがみられた。

##### (5) 廃棄物の適正処理の現況

一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理（収集・運搬・処分）の責任があるが、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

##### (6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の実況

国等の機関の取組については、平成17年度の特定期間品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）146品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が95%以上の品目は135品目であり、特定期間品目全体の9割に達している。

また、地方公共団体の取組については、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。

##### (7) 効率性の観点からの分析

市町村のごみ処理量1t当たりのごみ処理費用については、全体の6割強の市町村において2万円以上4万円未満の範囲にある。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも1t当たりごみ処理費用が低い。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)
<p>関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。</p> <p>(1) 天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加 天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>(2) 環境負荷の低減に係る評価指標の追加 循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進 i) 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供 一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策</p>	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月に循環基本計画を見直し（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定。以下、見直した計画を「第 2 次循環基本計画」という。）、資源生産性については、次のとおり、目標を設定する主な補助指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>① 非金属鉱物資源系資源（土石系資源）の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量あたりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとして、別途目標を設定することとし、平成 27 年度において約 77 万円/t とした。</p> <p>② 化石系資源については、枯渇性資源であり特に効率的利用が求められること等から、化石系資源のみの投入量あたりの資源生産性を計測することとした。</p> <p>前年度に引き続き、土石系資源投入量を除いた資源生産性等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、環境負荷の低減について、次のとおり、目標を設定する補助指標等を新たに設定した。</p> <p>① 平成 18 年 7 月に改定した京都議定書目標達成計画（平成 18 年 7 月 11 日閣議決定）に則り、廃棄物分野の排出削減対策の目標を設定することとし、平成 22 年度において、約 780 万 t-CO<sub>2</sub> の削減を目標とした。</p> <p>② 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量について計測することとした。</p> <p>前年度に引き続き、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 ① 一般廃棄物の発生抑制を始めごみ処理の計画的な推進について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）において、市町村に対し、ごみ</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が逡減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進すること。</p> <p>ii) 廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定  廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野</p>	<p>の有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等への支援などごみの排出抑制や再生利用を図るための有効な施策を例示して技術的助言を行った。</p> <p>② 平成 20 年度及び 21 年度に、市町村における一般廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の取り組みを推進するため、市町村による 3 R 優良取組事例の収集・整理及び周知等を内容とした「市町村の 3 R 化改革加速化支援事業」を実施している。(21 年度予算:1,900 万円)</p> <p>平成 21 年 6 月に開催された「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」及び 22 年 1 月に開催された「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部長会議」等の場において、一般廃棄物の発生抑制の取組をさらに推進するため、市町村に対し、ごみの有料化と併せて、分別収集区分の見直し、資源ごみの集団回収への助成等の施策の実施について検討を行うよう、引き続き技術的助言を行った。</p> <p>(容器包装リサイクル法関係)  【環境省】  平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正を踏まえ、次の取組を実施している。</p> <p>① 平成 18 年度に 3 R 推進環境大臣賞を創設し、容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する優れた取組を行っている市民団体・事業者等を表彰。表彰を通じて、3 R 推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより 3 R の普及を図っている (20 年度までに 34 件、<b>21 年度までに 43 件</b>の取組について表彰)。</p> <p>② 平成 19 年度に創設した容器包装廃棄物排出抑制推進員 (愛称「3 R 推進マイスター」) 制度を積極的に活用し、全国規模での普及啓発活動だけでなく、地域に根差した普及啓発活動を推進している (21 年度末までに 91 名に委嘱)。</p> <p>平成 21 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋の削減について、富山県と共催で「ノーレジ袋推進全国フォーラム in TOYAMA」を開催し、パネルディスカッション及び富山市エコタウン内のリサイクル施設見学会等を行い、先進的な取組の情報提供などを実施した。</p> <p>(循環基本法関係)  【環境省】  第 2 次循環基本計画において、一般廃棄物の減量化に関する取組指標を拡充強化し、次のとおり、目標を設定する指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>① 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 10%削減)</p> <p>② レジ袋辞退率 (マイバック持参率)、ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村</p> <p>前年度に引き続き、1 人 1 日当たりのごみ排出量等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。	<p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 20 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋削減について、地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組の見込みを把握した。 この結果、i) 都道府県の約 8 割、市町村の約 4 割が、有料化や特典提供方式(地域通貨(エコマネー)・商品券・割引券等と交換して、商品購入に利用できる制度)などの方法で、レジ袋削減の取組を実施していること、ii) i)のうち、レジ袋の有料化による削減取組については、3 県において県全域で有料化の一斉実施が行われており、個々の市町村では 16 都道府県下の 245 市町村で実施されていることが分かった。</p> <p>平成 22 年 3 月、昨年度に引き続きレジ袋削減の地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組を把握した結果を、5 月中に取りまとめる予定である。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 4 月施行。20 年度から報告を徴集)、排出抑制の取組等を把握している。</p> <p>平成 20 年度及び 21 年度には、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者約 750 社から定期報告の提出があり、排出抑制の取組等を把握した。なお、定期報告を提出した企業のうち、約 90%は定量的又は定性的な目標設定を行っている。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】 ① 平成 19 年 6 月の食品リサイクル法の改正において、年間 100 t 以上の食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 12 月施行。21 年度から報告を徴集)、発生抑制の実施量を把握することとしている。</p> <p>平成 21 年度において、20 年度分の事業者の発生抑制の実施量等について定期報告が行われ、精査・分析を行っている。</p> <p>② また、食品廃棄物等の業種別の発生抑制の目標値を定めることとしており、農林水産省統計部が毎年度調査し、公表している「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」及び①により把握される実態等を踏まえ、その具体化を検討している。</p> <p>平成 21 年度において、食品廃棄物発生抑制推進事業(予算額 48 百万円)を実施し、外食産業における食品廃棄物の発生状況の調査を行い、専門家による検討会において分析の上、発生抑制に向けての方策を取りまとめ、事業者に周知を図った。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>(4) 循環資源の再使用（リユース）の一層の促進</p> <p>循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。</p>	<p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会(注)においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、発生抑制の取組の推進について検討している。 (注) 社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会合同会合</p>
	<p>建設リサイクル法に基づく基本方針(注)の改正を検討するに当たり、建設資材廃棄物の「排出の抑制の取組やその効果等に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を積極的に図る」旨を明記する方向で検討し、その点について、平成 22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。 (注) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年 1 月農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号)</p>
	<p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 21 年 8 月、産業構造審議会・中央環境審議会において、自動車製造業者の発生抑制に関する取組状況について、フォローアップし、実態の把握に努めるとともに、発生抑制に関する具体的な事例の紹介を行った。</p>
	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、次のとおり、リユースに係る取組の推移をモニターする主な指標を新たに設定し、実態を把握することとした。 ① レンタル・リース業の市場規模 ② 詰め替え製品出荷率 ③ 中古品市場規模 ④ リターナブルびんの使用率 ⑤ 「リユースカップ」導入スタジアム数等</p>
<p>前年度に引き続き、リユースに係る取組等の実態を把握し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p>	
<p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 容器包装廃棄物の 3 R 推進に関して先駆的な地域の取組について、その効果を検証・発信することで全国的な取組を推進するため、平成 18 年度から「地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業」を実施(21 年度予算:1,083 万円)。事業採択においては、リデュース、リユースの取組を優先的に採択している。 また、平成 20 年 3 月から「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を開催し、ペットボトルを始めとした容器包装のリユースの促進について検討している。</p>	



意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
	<p data-bbox="683 277 1401 519">ペットボトルを始めとする容器包装について、特にリユースの促進やデポジット等の活用による循環的な利用の促進について検討するため、「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」の中間取りまとめ（平成20年7月）を踏まえ、ペットボトルの販売・回収・洗浄に係る実証実験等を行い、その結果を21年8月に公表した。</p> <p data-bbox="692 573 861 607">【経済産業省】</p> <p data-bbox="676 607 1417 734">リターナブルびんの導入促進を図るため、平成19年度及び20年度に実証事業を実施（委託金額：19年度1,777万円、20年度1,114万円）するなど、リターナブルびんの利用を促進している。</p> <p data-bbox="683 757 1401 884">平成20年度の実証事業において、定量的なデータの把握を行い、その結果を盛り込んだ「リターナブルびんポータルサイト」を開設し、21年度以降は、同サイトを活用した取組が進んでいる。</p> <p data-bbox="692 940 999 974">(家電リサイクル法関係)</p> <p data-bbox="692 974 999 1008">【経済産業省及び環境省】</p> <p data-bbox="676 1008 1417 1290">使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）について、より多くの小売業者がリサイクル品との適正な仕分けに留意しつつリユース品の引取りを実施することを期待し、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)の審議を踏まえ、「小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、平成20年9月に公表した。これを踏まえ、小売業者は自主的にリユース・リサイクル仕分け基準を作成し適切に運用していくこととされている。</p> <p data-bbox="692 1290 1417 1451">(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引渡に関する専門委員会合同会合</p> <p data-bbox="683 1473 1401 1984">平成21年6月、特定家庭用機器の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を改正し、i) 「特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成」及びii) 「毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、(略)当該小売業者が作成したリユース・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である」等の事項を追加した。これを踏まえて、平成21年度、製造業者等に引き渡した台数の上位20社の小売業者に対し、使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）のリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況について報告を求め、その取りまとめ結果（20社中13社作成等）について、21年12月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>(5) 循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進</p> <p>① 循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立等</p>	<p><b>【環境省】</b></p> <p>① 平成 21 年度に、家電リサイクル法に基づく製造業者等による処理が行われていない対象品目の処理実態調査等を行うため「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する予定である。(21 年度予算：1,141 万円)</p> <p>② 平成 21 年度に、省エネ型製品のリユースの推進など、電気電子機器の適正なリユース促進事業を展開するため「電気電子機器のリユース推進事業」を実施する予定である。(21 年度予算：532 万円)</p>
	<p>① 平成 21 年度において、「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」及び「電気電子機器のリユース推進事業」を実施し、使用済家電の品目別排出・流通の実態（推計）、消費者のリユースに関する意識、市町村等におけるリユースに関する取組状況等を把握した。</p> <p>② 平成 22 年度において、昨年度に引き続き「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する（22 年度予算：1,141 万円）とともに、使用済製品等の適正なリユースの促進に向け、その可能性について検証するため「使用済製品等の総合的なリユース促進事業」を実施する予定である。(22 年度予算：5,262 万円)</p>
	<p><b>(建設リサイクル法関係)</b> <b>【国土交通省及び環境省】</b></p> <p>平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材等の再使用の総合的な取組について検討している。</p>
	<p>建設リサイクル法に基づく基本方針の改正を検討するに当たり、建設資材廃棄物の「再使用の取組に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を図る」旨を明記する方向で検討し、その点について、平成 22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。</p>
	<p><b>(自動車リサイクル法関係)</b> <b>【経済産業省及び環境省】</b></p> <p>平成 21 年 7 月、産業構造審議会・中央環境審議会において、自動車製造業者や関連事業者の再使用に関する取組状況について、フォローアップし、実態の把握に努めるとともに、再使用に関する課題等の整理を行った。</p>
<p><b>(廃棄物処理法関係)</b> <b>【環境省】</b></p> <p>廃棄物処理法に基づく広域認定制度（廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度）において、平成 20 年度末までに、一般廃棄物 73 件、産業廃棄物 169 件が認定されている。</p>	

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>より廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。</p>	<p>また、平成 20 年 10 月、廃印刷機及び廃携帯電話用装置について、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めること等のため、「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成 15 年 11 月環境省告示第 131 号）」の一部を改正し、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に追加した。</p> <p>廃棄物処理法に基づく広域認定制度において、平成 21 年度末までに、一般廃棄物 81 件、産業廃棄物 184 件が認定されている。</p> <p>また、廃消火器について、これまでは製造メーカーごとに自社が製造した廃消火器のみを回収していたが、平成 21 年 12 月に社団法人日本消火器工業会が広域認定されたことにより、全国約 5,500 箇所の収集場所で製造メーカーに関係なく廃消火器を回収することが可能となった。</p> <p><b>(容器包装リサイクル法関係)</b> 【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設（平成 20 年 4 月施行）し、効率的な再商品化を推進している。</p> <p>また、ペットボトルとして分別収集、再商品化されるものとして、しょうゆ加工品、みりん風調味料等のペットボトル容器を追加（平成 20 年 4 月施行）した。</p> <p>平成 20 年 4 月から事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが施行され、20 年度分について、21 年 9 月に 1,408 市町村に対し、拠出金（約 95 億円）の支払いが行われた。</p> <p><b>(家電リサイクル法関係)</b> 【経済産業省及び環境省】</p> <p>平成 20 年 12 月、家電リサイクル法施行令を改正し、対象機器として液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機を追加した（平成 21 年 4 月施行）。</p> <p>平成 21 年 6 月、特定家庭用機器の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を改正し、i) 「特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成」及び ii) 「毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、(略) 当該小売業者が作成したリユース・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である」等の事項を追加した。</p> <p>これを踏まえて、平成 21 年度、製造業者等に引き渡した台数の上位 20 社の小売業者に対し、使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）のリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況について報告を求め、その取りまとめ結果（20 社中 13 社作成等）について、21 年 12 月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>② 循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方などについて必要な見直しを行うこと。</p> <p>循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。</p>	<p>(再掲)</p>
	<p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正し、他の特定建設資材廃棄物に比べて取組が遅れている建設発生木材の再資源化を促進するため、建設発生木材の分別の支障となる石膏ボード等の建設資材を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序を詳細化した(平成22年4月施行)。</p>
	<p>(その他の施策) 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月から、使用済小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルオーディオプレーヤー等)からの適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済小型家電の回収モデル事業の実施方法と効率的回収方法等を検討している。</p>
	<p>平成21年度は、20年度の3地域と異なる特性をもつ地域を加え、全国7地域で使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業(予算額1億5千万円)を行い、使用済小型家電の効果的・効率的な回収方法、機器に含まれるレアメタルの回収可能性やリサイクルシステムの経済性等の検討に資する情報を収集し、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」において、検討を行った。</p> <p>平成22年度においても、引き続き同モデル事業(予算額1億4千万円)を行うとともに、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」において、モデル事業で明らかになった課題等を整理した上で、リサイクルシステムの構築に向けた検討を行うこととしている。</p>
	<p>(資源有効利用促進法関係) 【経済産業省】 資源循環の再生利用目標値については、資源有効利用促進法等で目標値を規定するとともに、産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインにおいて、35品目・18業種が自主的に設定している目標値のフォローアップを行うことで、循環資源の再生利用を促進している。対象品目・業種については平成21年度中に見直しを行う予定である。</p>
<p>平成21年度においては、追加候補とする品目及び業種について、関連事業者の動向等を見定めるため、見直しを行わなかったが、今後も、引き続き対象品目・業種について検討していく。</p>	
<p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月、再商品化等基準の見直し等を内容とする</p>	

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
	<p>る家電リサイクル法施行令の改正を行い、平成 21 年 4 月から、エアコンは 60%から 70%へ、冷蔵庫・冷凍庫は 50%から 60%へ、洗濯機は 50%から 65%へ変更することとした。</p> <p><b>(食品リサイクル法関係)</b>  <b>【農林水産省及び環境省】</b>  平成 19 年 11 月、食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(平成 19 年 11 月 30 日公表)を見直し、再生利用等実施率の目標について、食品関連事業者ごとに一律 20%以上としていたものを改め、我が国全体で達成すべき水準を業種別に設定し、平成 24 年度までに、次の実施率目標を達成することを目標としている。</p> <p>食品製造業：85% (81%)  食品卸売業：70% (62%)  食品小売業：45% (35%)  外食産業：40% (22%)</p> <p>※ ( ) 内は平成 19 年度の統計実績。</p> <p>また、この業種別の実施率の目標を達成するため、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年 5 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号)で定めた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 20 年度分における業種別の再生利用等実施率について、精査・分析を行っている。</p> </div> <p><b>(建設リサイクル法関係)</b>  <b>【国土交通省及び環境省】</b>  平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材廃棄物の再資源化の取組について検討している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建設リサイクル法に基づく基本方針の改正を検討するに当たり、平成 27 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標について、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は 95%を 98%以上に、建設発生木材は 95%を 95%以上にそれぞれ変更する方向で検討し、その点について、22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。</p> </div> <p><b>(自動車リサイクル法関係)</b>  <b>【経済産業省及び環境省】</b>  平成 20 年 7 月より、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)において、シュレッダーダストやエアバッグ類など再資源化の数値目標を含め、自動車リサイクル法の評価・見直しを実施しているところ。</p> <p>(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>③ 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。</p> <p>④ 近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。</p>	<div data-bbox="671 277 1404 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業構造審議会及び中央環境審議会において、平成22年1月、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。それによると、使用済自動車の再資源化率は、27年度の法定目標値を前倒して、達成している。また、自動車全体では、12年度の約83%から20年度の約95%までリサイクル・リユースが向上している。今後も引き続き、安定して法定目標値が達成できるかのフォローアップを実施する。</p> </div> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 「適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること」について、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)がとりまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)」において、メーカーによる再商品化等費用の低減競争を促進するとともに、消費者の再商品化等料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るべきとの提言があったことを踏まえ、メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳について定期的な報告を求めることとし、平成19年度実績について、平成20年9月に公表した。 また、上記提言を受け、一部の製造業者等において、資源相場の変動などを踏まえて、平成20年11月からエアコン、15型以下のブラウン管テレビ、170リットル以下の冷蔵庫・冷凍庫について、再商品化等料金が引き下げられた。 (注) 産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合</p> <div data-bbox="671 1272 1404 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>製造業者等に再商品化等費用の実績とその内訳について報告を求め、平成20年度実績(品目別収支等)について、21年12月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告・公表した。</p> </div> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正において、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)に、市町村が容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すこと、指定法人に引き渡さず市町村独自処理を行う場合は十分な環境保全上の確認を行い住民に情報提供を行うこと等が盛り込まれた。基本方針の内容について、累次に渡り都道府県に通知するとともに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等における説明などで周知・徹底を図っている。また、市町村における使用済ペットボトルの分別収集の実施状況及び処理の実態を把握するため、平成19年度から「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」を実施している(21年度及び<b>22年度予算：各452万円</b>)。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>(6) 環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立</p> <p>危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。</p>	<p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 20 年秋以降の国際的な景気低迷の影響による輸出予定であった使用済みペットボトルの国内滞留対策等として、20 年 12 月に、主務省は指定法人に対して追加申込みの受付、契約単価見直し等の対応を依頼した。これに対し、指定法人においては、追加申込みの受付、既存契約分の契約価格の調整等の措置が実施された。</p> <p>ペットボトルについては、今後も<b>引き続き</b>PETくずの輸出の実態や効率性の向上を踏まえつつ、国内リサイクルの安定化に向けた制度の構築に努める予定である。</p> <p>(<b>廃棄物処理法関係</b>)</p> <p>【環境省】</p> <p>① 在宅医療廃棄物に関し、平成 19 年に調査、検討を実施し、その結果を受け、平成 20 年 4 月に「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を都道府県に配布した。</p> <p>② 平成 19 年度に、「適正処理困難廃棄物の排出・処理状況実態調査」(抽出 100 市区町村を対象に委託調査)を実施したところ、市町村では、危険性、有害性等を理由に、市町村において収集や処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料については、メーカーや販売店等へ問い合わせよう指導している、又は、あらかじめ対応可能な民間事業者のリストを作成し、住民からの問合せがあった場合に受入先を紹介するなどの取組が行われていた。</p> <p>こうしたことから、現時点では危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料の処理について特別の処理システムを設けることが必要な状況にはないと考えている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 21 年度に、スプリングマットレス、エアゾール缶(小型カセットボンベも含む)等の処理実態調査を行ったところ。この調査結果を勘案し、地方公共団体に対し、引き続き適正処理困難物が適正に処理されるよう技術的助言等を行う予定である。</p> </div>
<p>(7) 環境物品等の調達の一層の推進</p> <p>環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>(<b>グリーン購入法関係</b>)</p> <p>【環境省】</p> <p>① 平成 20 年 3 月、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改定するとともに、20 年度は、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 21 年度において、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改訂した。</p> <p>また、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催し、実際の調達の際に参考となる「グリーン購入法調達者の手引き」を作成、配布した。</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	② 平成 19 年度（7 月に 1 回、11 月に 1 回）、20 年度（5 月に 1 回、21 年 3 月に 1 回）、21 年度（11 月に 3 回、22 年 1 月に 3 回、2 月に 2 回）に、環境物品の調達に関して、行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることを目的としたグリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催した。

(注) 1 「政策の評価の観点及び結果」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。

- ・ 「循環基本法」：循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- ・ 「廃棄物処理法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 「資源有効利用促進法」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 「容器包装リサイクル法」：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・ 「食品リサイクル法」：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・ 「建設リサイクル法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 「家電リサイクル法」：特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）
- ・ 「自動車リサイクル法」：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）
- ・ 「グリーン購入法」：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 「家電リサイクル法施行令」：特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）

- 2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))



(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 19-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 審査（政策評価のやり方の点検）

各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査の平成 21 年度における実施状況は、次のとおりである。

(ア) 個別審査

各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施した。個別審査の対象とした政策評価は、一般政策に関する 15 の行政機関に係る 778 件（実績評価方式 268 件、事業評価方式 510 件）であり、平成 21 年 12 月 3 日及び 22 年 1 月 29 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

(イ) 総括的審査

個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的に政策評価の実施状況の整理・分析を行うとともに、行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、今後の課題を提起した。審査の対象とした政策評価は、個別審査の対象とした 778 件を含む 16 の行政機関に係る 6,821 件(注)であり、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表した。

(注) 審査結果については、翌年度以降各行政機関が行う政策評価の改善に資するため、平成 15 年度から、年度内に取りまとめて、関係行政機関に通知し、公表することとしている。このため、平成 21 年度の審査については、21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに各行政機関から送付を受けた評価書を対象とした。

審査を通じて把握した今後の課題の概要は、以下のとおりである。

- 実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。  
なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成 14 年度 34.2% (471 件の政策評価中 161 件)、15 年度 50.0% (500 件の政策評価中 250 件)、16 年度 55.5% (488 件の政策評価中 271 件) と年々増加し、17 年度と 18 年度は、54.6% (441 件の政策評価中 241 件)、57.2% (407 件の政策評価中 233 件) と横ばいであったが、19 年度は 71.1% (318 件の政策評価中 226 件)、20 年度は 75.4% (276 件の政策評価中 208 件) と上昇し、21 年度は 82.5% (268 件の政策評価中 221 件) と更に上昇している。
- 事業評価方式を用いた政策評価では、新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。また、事前評価を行った政策などについて、事後の評価・検証を行うことが必要である。
- 総合評価方式を用いた政策評価では、合理的な調査・分析手法を選択するなど、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- 研究開発を対象とする政策評価では、必要性、効率性、有効性の観点から、適切な評価項目及び評価基準を設定するなど、「国の研究開発評価に関する大綱的

指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に沿った評価を行うことが必要である。

- 個々の公共事業についての政策評価では、評価手法の一層の充実を図ること、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことや、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。
- 個々の政府開発援助についての政策評価では、事前評価において、特に効率性の観点からの評価を充実させることや、未着手・未了案件の事後評価において、必要性の観点からの評価を充実させることが望まれる。

#### (ウ) 規制の事前評価の審査

各行政機関が平成21年に行った規制の事前評価を対象に、規制の事前評価の実施に関するガイドラインに沿って設定した点検項目により、評価のやり方を点検し、今後の課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、11の行政機関に係る106件であり、平成22年3月31日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

規制の事前評価の審査を通じて把握した今後の課題は以下のとおりである。

##### (費用及び便益の分析について)

- 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。
- 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれる。
- 費用要素について、「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。

##### (費用と便益の関係の分析について)

- 規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを示すことにある。このため、当該規制がもたらす費用と当該規制によって得られる便益の関係の分析を適切に行う必要がある。

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いて分析することが望まれる。

##### (代替案との比較について)

- 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。
- 規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。

##### (レビューを行う時期又は条件について)

- 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。

#### (エ) 成果重視事業に係る政策評価の審査

各行政機関が平成21年度に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で審査を実施した。成果重視事業に係る政策評価の定着と今後の評価の質の向上に資する観点から、その取組や実施状況の把握・解明を通じて、基本的・共通的な課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、13の行政

機関に係る43件であり、平成21年12月3日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

成果重視事業に係る政策評価の審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

- 「目標の達成度合いの判定方法・基準」を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにしていく必要がある。
- 成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものについては、成果重視事業として求められる政策評価の内容が明確となるよう、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。
- 事業終了後において事後評価を実施していないものについては、目標の達成状況等について評価を行い、国民への説明責任を果たす観点から、平成21年度に政策評価を行わない理由を明らかにするとともに、事業終了後における事後評価を確実に実施する必要がある。

## イ 認定関連活動（政策評価の内容の点検）

法第12条第2項の規定による政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価については、基本方針において、i)各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定、ii) i)の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねていては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価に取り組むこととされている。

### (ア) 公共事業及び一般政策

各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施した。なお、法第12条第2項の規定による評価を行ったものはなかった。

平成21年度においては、以下のとおり、疑問が生じた8の行政機関に係る35件（延べ43件(注)）の政策評価について事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として22年3月31日に公表した。

#### 【公共事業（18件（延べ26件(注)））】

##### （費用対効果分析マニュアル又は評価手法に関する疑義）

- 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの（2件）
- 費用対効果分析の手法が確立していないもの（1件）

##### （費用対効果分析の方法に関する疑義）

- 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの（1件）

##### （需要予測等に関する疑義）

- 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの（3件）

##### （費用対効果分析の実施に当たっての疑義）

- 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの（6件）
- 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの（3件）
- 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの（4件）
- 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの（3件）
- 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの（3件）

#### 【一般政策（17件）】

- 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの（6件）
- 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの（2件）
- あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの（2件）
- 指標の測定に用いるデータの加工方法に疑義があるもの（1件）
- 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの（4件）
- 政策効果を測定するために適切な水準の指標となっていないもの（1件）
- 数値化等による指標の具体化が不十分であるもの（1件）

（注）公共事業については、一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の延べの事例数は、公共事業が26件、全体で43件となる。

これらの取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、i)公共事業評価の評価マニュアルの修正、ii)政策評価のやり直し・評価書の修正、iii)適切な指標の設定などを指摘し、各行政機関において改善措置が執られることとなった。

また、以下のとおり、今後の評価の質の向上に向けて、平成21年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理した。

#### 【公共事業】

##### （費用対効果分析マニュアルに関して留意すべき事項）

- 費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないかその他必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。
- 費用又は効果を算定する適切な手法が確立していないものについては、その算定手法の確立に向けて知見の蓄積を進め、費用対効果分析マニュアルの改定につなげるなど、より精度の高い費用対効果分析ができるようにすることが望まれる。

##### （費用対効果分析の方法に関して留意すべき事項）

- 費用対効果分析マニュアルと異なる方法による評価を行う場合には、当該評価方法をとる必要性、その妥当性等について十分に検討を行う必要がある。

##### （需要予測等に関して留意すべき事項）

- 便益算定の前提となる需要予測等については、その根拠となる前提条件が現実的なものであるかについて検証を十分に行い、過大又は過小な推計にならないよう留意する必要がある。

##### （費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項）

- 費用対効果分析を行うに当たっては、費用又は効果の算定の基準年、起算年、期間等を正しく設定し、また、すべての費用を遺漏なく算入する必要がある。
- 費用又は効果の算定に使用する単価等のデータについては、当該データの妥当性等について十分に検討を行う必要がある。
- 再評価に当たり便益又は費用の算定方法を変更する場合等には、その理由の説明に努める必要がある。

#### 【一般政策】

##### （実績評価方式による評価に当たって留意すべき事項）

実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、こ

れに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて「評価」する方式である（基本方針（別紙）[実績評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- 政策効果を測定する指標については、当該政策効果を測定するために十分なものを設定する必要がある。また、当該政策効果を測定するために適切な水準となっており、かつ、当該水準はあらかじめ数値化等により具体的に特定する必要がある。
- 指標の測定方法の客観性を確保するため、データを加工して指標の測定に用いる場合には、適切な方法により行う必要がある。
- 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないような場合は、なぜそうなったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。
- 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする必要がある。

#### **（事業評価方式による評価に当たって留意すべき事項）**

事業評価方式は、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、（略）政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価」する方式である（基本方針（別紙）[事業評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- 政策効果を測定する指標については、当該政策の効果測定のために十分なものを設定する必要がある。
- あらかじめ設定した指標により評価を行う必要があり、あらかじめ設定した指標を用いない場合は、その理由について説明する必要がある。
- 実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。

#### **（イ）平成 19 年度重要政策の評価（フォローアップ）**

政独委においては、平成 19 年度の重要政策の評価として、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策について審議が行われた。その結果、関係行政機関（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）による政策評価について、評価結果及び政独委が認識した課題が取りまとめられ、平成 20 年 11 月 26 日、総務大臣に対し答申された。

これらの政策に関して関係行政機関において平成 21 年度に行われた政策評価について、当該答申において示された課題への対応状況をフォローアップし、22 年 3 月に、当該答申において示された課題ごとに、評価書における記述、当該記述に関して総務省が関係行政機関に対して行った照会内容及びその確認結果を取りまとめ、公表した。

